

## 特別会計

### 1 概要

#### 1-1 特別会計の設置目的

港湾の施設整備は、基本施設を整備する港湾整備事業を国の直轄事業や補助事業で行い、それ以外の機能施設（荷役機械、上屋、倉庫、貯木場等）の整備や臨海部の土地造成事業は、港湾管理者である地方公共団体が行うこととなっている。

地方財政法及び同施行令において、後者の地方自治体が実施する港湾整備事業は、公営企業として定められ、地方債を財源とすることが認められていることから、港湾関係起債事業と呼ばれる。この公営企業の経理は、独立採算を原則としており、その経営状況を明らかにするためにも、特別会計を設けてこれを行うことが定められている（地方財政法第5条6条 同施行令第37条）。

県は、港湾整備事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るため昭和39年に地方自治法第209条第2項の規定により、特別会計を設置した（港湾整備事業特別会計設置条例）。

特別会計においては、港湾整備事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもって歳入とし、港湾整備事業費、借入金の償還金及び利子、その他の諸支出をもってその歳出としている。

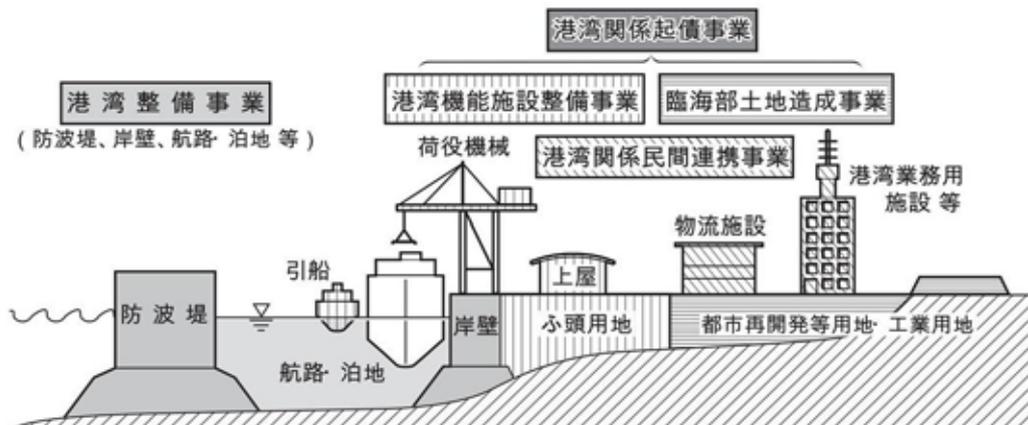
事業内容としては、岸壁等基本施設以外の港湾機能施設の設置、臨海部の土地造成等の整備事業のほか、港湾施設の管理、環境整備、維持修繕等々の維持管理のための事業を行っている。

#### 1-2 一般会計と特別会計の区分

港湾事業の特別会計は、前述のように独立採算原則に則って行われなければならない、そのためにも一般会計とは区分した経理を求められている。

施設整備においては、一般会計と特別会計とでその対象施設や財源が明確に異なっており、整理すると概ね以下ようになる。

[港湾施設見取り図]

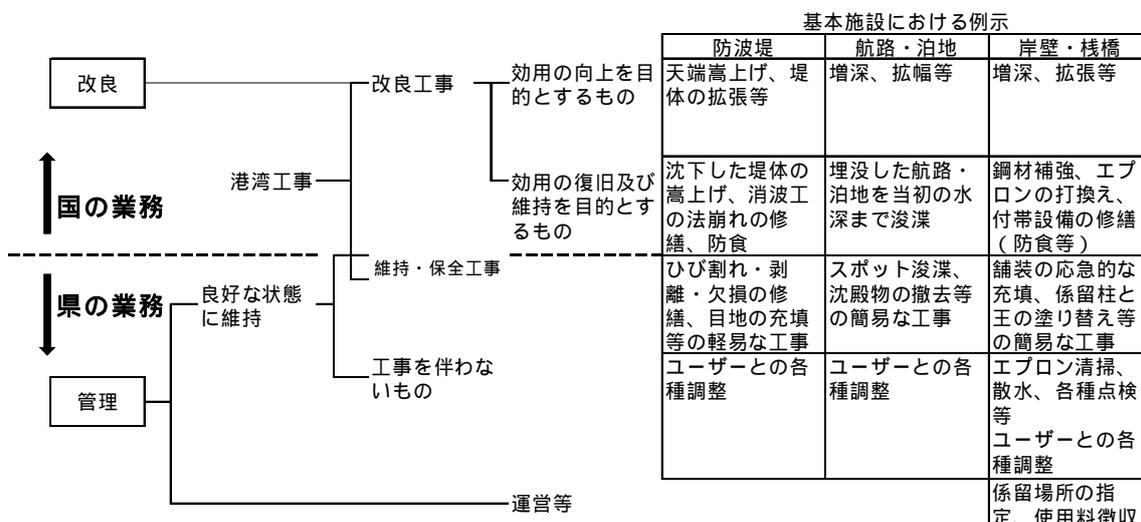


[港湾施設の整備の概要]

区分	一般会計	特別会計
整備事業	港湾整備事業	港湾関係起債事業 港湾機能施設整備事業 臨海部土地造成事業
対象施設	基本施設 航路、泊地 防波堤、護岸等 岸壁等係留施設 緑地 その他	機能施設 野積場、荷捌場、貯木場 上屋、荷役機械 港湾関連業務施設 旅客ターミナル等 その他
財政措置	補助事業	起債事業（地方債発行）
財源	補助金、市町村負担金 一般財源	港湾使用料等の事業収益 起債（地方債）

港湾関係起債事業で整備された機能施設の維持管理業務は、当然地方自治体の業務となるが、直轄若しくは補助事業で整備された基本施設の管理業務も港湾管理者たる地方自治体の業務とされている。

[参考] 改良業務と管理業務の区分



(注)上記の図は、国有港湾施設の建設・改良と維持管理区分の説明用に参考として用いたものであり、改良工事全てが国の業務となるわけではない。

県では港湾整備事業の機能向上、耐用年数の延長等のいわゆる資本的支出に該当するのは一般会計で、機能維持等の修繕及び日常の管理業務の支出は特別会計で行うとの一定の区分をしているが、規則等で区分が規定されているわけではない。

## 2 財務事務の執行状況

### 2-1 特別会計の収支推移

(特別会計の収支の推移)

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22
歳入合計	10,098,511	10,579,542	8,936,226	6,486,418	5,562,238
港湾関係事業収入	2,444,598	2,447,470	2,768,669	2,556,938	2,714,055
使用料及び手数料	2,238,378	2,249,989	2,247,562	2,220,664	2,184,076
財産収入	109,837	98,781	282,083	130,802	381,748
諸収入	96,382	98,699	239,023	205,471	148,230
繰入金	2,536,449	1,890,573	1,640,283	1,279,444	1,513,825
その他	5,117,464	6,241,498	4,527,274	2,650,034	1,334,358
繰越金	387,854	201,498	137,274	190,034	173,358
県債	4,700,000	6,040,000	4,390,000	2,460,000	1,161,000
国庫支出金	29,610				
歳出合計	9,819,535	10,377,548	8,697,416	6,266,812	5,397,605
港湾整備事業費合計	5,088,639	5,452,416	3,853,188	2,090,326	1,076,065
維持管理費	198,458	163,987	168,948	226,101	228,490
環境保全費	110,772	138,487	262,741	243,553	215,588
上屋待合所等管理費	347,808	348,520	323,192	325,504	317,838
維持修繕費	836,331	144,212	115,936	253,459	83,956
整備事業費	3,330,565	4,406,266	2,746,019	827,053	101,732
職員給与費	264,703	250,942	236,349	214,653	128,458
公債費	4,730,895	4,925,131	4,844,228	4,176,486	4,321,540
元金	3,686,930	3,930,723	3,876,782	3,239,723	3,446,762
利子	1,043,965	994,408	967,445	936,763	874,777

この表が示すとおり特別会計の予算規模は大幅に減少している。この理由は、平成18年度から19年度は鹿児島港中央港区のふ頭、施設、緑地等の整備事業、18～20年度は志布志港のふ頭荷役機械等整備事業を実施したが、21年度及び22年度においては大規模な整備事業がなかったためである。

一方、過去の施設整備の結果、維持管理費及び上屋待合所等管理費は経常的に発生し、今後は増加傾向にあると判断される。

2-2 平成22年度における決算状況

(単位：千円)

歳出	金額	歳入	金額
港湾整備事業費	1,076,065	港湾事業収入	2,714,055
報酬	22,972	使用料及び手数料	2,184,076
給料	68,974	財産収入	381,748
職員手当等	35,602	諸収入	148,230
共済費	27,262	繰入金	1,513,825
賃金	1,101	一般会計繰入金	1,491,983
旅費	2,029	その他基金繰入金	21,841
需用費	264,575	繰越金	173,358
役務費	4,081	県債	1,161,000
委託費	359,932	埠頭用地造成債	830,000
使用料及び賃借料	895	上屋建造債	331,000
工事請負費	247,389		
原材料費	172		
公有財産購入費	5,979		
備品購入費	819		
負担金補助金及び交付金	12,883		
公課費	21,392		
公債費	4,321,540		
元金	3,446,762		
利子	874,777		
明許繰越費	123,978		
不用額	45,223		
その他	4,568		
歳出合計	5,562,238	歳入合計	5,562,238

(歳出の財源別内訳)

(単位：千円)

	支出済額	財源内訳					
		使用料	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
公債費							
元金	3,446,762	1,477,860	344,503	397,389	130,286	43,723	1,053,000
利子	874,777			874,777			
計	4,321,540	1,477,860	344,503	1,272,166	130,286	43,723	1,053,000
港湾整備事業費							
維持管理費	228,490	228,228		262			
環境保全費	215,588	101,709		24,454	37,092	52,333	
上屋待合所等管理費	317,838	254,200	33,425	3,593		26,620	
維持修繕費	83,956	77,976			5,980		
整備事業費	101,732						101,732
職員給与費	128,458			122,190			6,267
計	1,076,065	662,113	33,425	150,500	43,072	78,953	108,000

この決算の状況が示すとおり、港湾関係使用料等の独自の事業収入のみでは公債費を賄いきれず、県債の元金返済の約30%を新たな県債の発行に依存している。公債の利払い及び維持管理等のランニングコストは、一般会計からの繰入金に依存している状況である。

また、職員人件費の財源の一部として県債が約6百万円程度設定されているが、これは

整備事業に伴う支弁人件費であり、整備事業の財源が起債であることから、当該人件費も起債が充当されている。

### 2-3 平成22年度実施事業に係る財務事務及び資産取得事務手続の検討

平成22年度実施事業のうち、鹿児島地域振興局及び大隅地域振興局の工事請負及び委託費について以下のように一定の抽出を行い、入札から執行までの一連の資料を検討した。

検討した事業の内容は以下のとおりである。

#### [鹿児島地域振興局管轄] 工事請負関係

##### 2-3-1 中之島港整備（起債）工事（3工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島郡十島村中之島地内	工期	22.2.25～22.3.25 29日		
工事内容(設計概要)	防潮扉 L=11.0m H=2.0m 扉体・戸当制作据付 1門				
入札方法	指名競争入札		電子入札		
落札者	開成工業(株)	入札参加者数	指名決定業者 12社 9社辞退		
請負代金	38,137(込) 36,321	支払方法	契約保証金 免除		
設計額	45,950(込)	予定価格	45,948(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	43,760(抜)	落札率	83.00%		
入札執行調書	36,321(抜)				
工期変更	当初～H22.3.25 変更～H22.8.3 繰越工事議会議決 H22.3.5				
工事変更について (変更理由)	38,137(込) 38,392(込) 防塵対策のため張芝 130㎡追加				

##### 2-3-2 鹿児島港（中央港区）環境整備工事

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市新栄町地内	工期	22.5.26～22.9.17 115日		
工事内容(設計概要)	植栽工 L=300m				
入札方法	指名競争入札		電子入札		
落札者	(有)永光造園	入札参加者数	指名決定業者 10社		
請負代金	6,919(込) 6,590	支払方法	契約保証金 691		
設計額	7,080(込)	予定価格	7,079(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	6,742(抜)	落札率	97.74%		
入札執行調書	6,590(抜)				
工事変更について (変更理由)	6,919(込) 7,470(込) 植栽工延長 当初 300m 変更 327.9m 植栽工配置 ヒメシャリンバイ・・・景観性向上				

## 2-3-3 鹿児島港（中央港区）環境保全対策工事（1工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市新栄町地先	工期	H22.5.27～H22.12.15 203日	
工事内容(設計概要)	埋立土 種子散布工 A=20,000 m <sup>2</sup> 建設発生土受入管理 156日			
入札方法	指名競争入札		電子入札	
落札者	㈱北之園建設	入札参加者数	指名決定業者 12社 1社辞退	
請負代金	30,833(込) 29,365	支払方法	契約保証金 3,083	
設計額	37,679(込)	予定価格	37,674(込)	最低制限価格 不開示
事前公表価格調書	35,880(抜)	落札率	81.84%	
入札執行調書	29,365(抜)			
工期変更	当初～H22.12.15 変更～H22.12.27 12日延長			
工事変更について (変更理由)	30,833(込) 30,755(込) 土砂受入期間変更に伴うBH運転、受入管理員、交通誘導員の数量の変更 埃などへの環境対策として行っている種子散布面積を埋立状況にもとづき減額変更 護岸背面土砂の吸い出し防止用の防水シート破損による測量・調査費用 散水用水購入費用の追加等			

## 2-3-4 鹿児島港（中央港区）環境保全対策工事（2工区）21年度

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市新栄町地先	工期	H21.11.26～H22.3.25 120日	
工事内容(設計概要)	埋立土 種子散布工 建設発生土受入管理			
入札方法	指名競争入札		電子入札	
落札者	㈱鹿大丸	入札参加者数	指名決定業者 10社 2社失格（最低制限）	
請負代金	33,547(込) 31,950	支払方法	契約保証金 免除	
設計額	40,631(込)	予定価格	40,624(込)	最低制限価格 不開示
事前公表価格調書	38,690(抜)	落札率	82.57%	
入札執行調書	31,950(抜)			
工期変更	当初～H22.3.25 変更～H22.6.30 97日			
工事変更について (変更理由)	33,547(込) 39,749(込) 39,341(込) 繰越承認により工期延長 H22.5.30 土砂受入管理業務延長 当初請負金 33,547 × 変更設計額 48,143 / 当初設計額 40,631 = 変更請負額 39,749 土砂管理日数 149日 実績 140日、種子散布工 20000 24950 m <sup>2</sup> 当初請負金 33,547 × 変更設計額 47,648 / 当初設計額 40,631 = 変更請負額 39,341			

## 2-3-5 鹿児島港（中央港区）環境保全対策工事（2工区）22年度

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市新栄町地先	工期	H22.11.26～H23.3.25 120日		
工事内容(設計概要)	埋立土 種子散布工 A=5,000 m <sup>2</sup> 建設発生土受入管理 193日				
入札方法	指名競争入札		電子入札		
落札者	(株)鹿大丸	入札参加者数	指名決定業者 12社 1社失格(最低制限) 2社辞退		
請負代金	34,217(込)		支払方法	契約保証金 免除	
設計額	41,794(込)	予定価格	41,790(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	39,800(抜)	落札率	81.87%		
入札執行調書	32,588(抜)				
工期変更	当初～H22.3.25 変更～H23.8.19 147日				
工事変更について (変更理由)	34,217(込) 28,203(込) 繰越承認により工期延長 当初請負金 34,217×変更設計額 34,449 / 当初設計額 41,794 = 変更請負額 28,203				

## 2-3-6 鹿児島港（中央港区）環境保全対策工事（3工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市野尻町地内	工期	H22.9.29～H23.1.21 115日		
工事内容(設計概要)	野尻川土石流積出施設 撤去工 1式				
入札方法	指名競争入札		電子入札		
落札者	(株)西浜組	入札参加者数	指名決定業者 10社 1社失格最低制限		
請負代金	4,410(込)		支払方法	契約保証金 免除	
設計額	5,010(込)	予定価格	5,009(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	4,771(抜)	落札率	88.03%		
入札執行調書	4,200(抜)				
工事変更について (変更理由)	4,410(込) 4,660(込) 概算数量設計による発注、着工善測量結果による数量変更 当初請負金 4,410×変更設計額 5,295 / 当初設計額 5,010 = 変更請負額 4,660				

## 2-3-7 鹿児島港（中央港区）環境保全対策工事（4工区）21年度

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市中央港新町地先	工期	H22.3.17～H22.4.30 45日		
工事内容(設計概要)	灯浮標撤去 9個				
入札方法	指名競争入札		電子入札		
落札者	(株)久保組	入札参加者数	指名決定業者 10社 3社辞退		
請負代金	1,008(込)		支払方法	契約保証金 免除	
設計額	2,039(込)	予定価格	2,038(込)	最低制限価格	なし
事前公表価格調書	1,941(抜)	落札率	49.45%		
札執行調書	960(抜)				

## 2-3-8 鹿児島港（中央港区）環境保全対策工事（4工区）22年度

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市中央港新町地先	工期	H22.12.8～H23.3.25 108日		
工事内容(設計概要)	防砂布補修工1式				
入札方法	指名競争入札		電子入札		
落札者	福地建設㈱	入札参加者数	指名決定業者10社 1社失格(最低制限)3社辞退		
請負代金	3,531(込)		支払方法	契約保証金 免除	
設計額	3,930(込)	予定価格	3,929(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	3,742(抜)	落札率	89.87%		
入札執行調書	3,363(抜)				
工事変更について (変更理由)	3,531(込) 3,970(込) 防砂布敷設工 884㎡ 1,013㎡増加 当初請負金 3,531×変更設計額 4,419 / 当初設計額 3,930 = 変更請負額 3,970				

## 2-3-9 鹿児島港維持修繕工事（第9号）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市南栄4丁目地内外	工期	H23.1.19～H23.3.17 58日		
工事内容(設計概要)	舗装補修工 L=215m A=2,523㎡ 谷山一区 L=130m A=1,885㎡ 谷山二区 L=85m A=638㎡				
入札方法	指名競争入札		電子入札		
落札者	清輝建設㈱	入札参加者数	指名決定業者11社		
請負代金	6,300(込)		支払方法	契約保証金 免除	
設計額	6,634(込)	予定価格	6,633(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	6,318(抜)	落札率	94.96%		
入札執行調書	6,000(抜)				
工事変更について(変更理由)	6,300(込) 6,490(込) 数量変更等 当初請負金 6,300×変更設計額 6,835 / 当初設計額 6,634 = 変更請負額 6,490				

## 2-3-10 鹿児島港維持修繕工事（第10号）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市谷山港一丁目地内	工期	H22.11.18～H23.3.17 120日		
工事内容(設計概要)	A区A護岸補修 電気防食（陽極取付） 現場鋼材溶接工				
入札方法	指名競争入札（地方自治法第234条2項同法施行令）			電子入札	
落札者	日鉄防蝕(株)	入札参加者数	指名決定業者4社		
請負代金	8,505(込)	支払方法	契約保証金 免除		
設計額	9,767(込)	予定価格	9,766(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	9,301(抜)	落札率	87.08%		
入札執行調書	8,100(抜)				
工事変更について(変更理由)	8,505(込) 9,846(込) 着工前測定の結果、孔明き箇所増加が判明、鋼板取付、陽電極取付、孔明箇所閉塞工事等々の追加発生 当初請負金 8,505 × 変更設計額 11,308 / 当初設計額 9,767 = 変更請負額 9,846				

## [鹿児島地域振興局管轄] 委託費関係

## 2-3-11 種子・屋久高速船旅客ターミナル清掃業務委託契約

履行場所	種子・屋久高速船旅客ターミナル
委託内容	種子・屋久高速船旅客ターミナル清掃業務委託
受託者	(株)九州ビルサービス鹿児島
契約の締結方法	指名競争入札(10社)
契約期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日迄
委託料	3,743 千円

指名競争入札により、Bクラス10社の入札が行われているが、入札の結果9社が最低制限価格を下回る応札を行い失格となる異常な結果となった(後記の「4 種子・屋久高速船旅客ターミナル清掃委託事業」を参照。)

## 2-3-12 桜島フェリーターミナル清掃業務委託契約

履行場所	桜島フェリーターミナル
委託内容	桜島フェリーターミナル清掃業務委託
受託者	(有)クリーンネット
契約の締結方法	指名競争入札(10社)Bクラス上位
契約期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日迄
委託料	3,349 千円
その他	市内のBクラス上位10社による指名競争入札

## 2-3-13 鹿児島港本港区一般駐車場等運営管理業務

履行場所	鹿児島本港区第1～第6駐車場
委託業務の概要	駐車場の運営管理機器の設置 係員を常駐し、徴収事務を含む運営管理
委託料	55,335 千円(税込)
受託者	アマノマネジメントサービス(株)
契約の締結方法	一者随契
予定価格	不開示
契約期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日
随意契約の理由	平成16年度の入札において、アマノマネジメントサービス(株)が、北ふ頭第1から第3駐車場の機器を更新の上、運営・管理を行う委託契約を締結した。

	<p>平成 16 年度入札では、機器の更新費用の償却に 6 年間に有することを前提に執行していることから、17～21 年度まで同社からの見積徴収によって随意契約により執行している。</p> <p>22 年度は、機器を更新する予定であったが、予算の都合上困難であり、また償却期間が過ぎる機器ではあるが、一部の部品等を取り替えることで約 1 年間の使用が可能である。</p> <p>よって、駐車場使用料の徴収及び収納にも精通している同社に、今年度まで運営管理を委託することが、適正な駐車場の運営管理を期待できるため。</p>
--	--

## 2-3-14 鹿児島本港区旅客ターミナル警備業務委託

履行場所	北ふ頭旅客ターミナル 南ふ頭旅客ターミナル 種子・屋久旅客ターミナル
委託業務の概要	機械警備 巡回警備
委託料	5,355 千円（税込）
受託者	(株)ガードシステム鹿児島
契約の締結方法	一者随契
予定価格	不開示
契約期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
随意契約の理由	<p>この業務は、機械警備を主体として巡回警備をそれに併用しており、特に機械警備については、北ふ頭、南ふ頭、種子・屋久高速船旅客ターミナルの 3 旅客ターミナルと受託者との間を電話回線で結び、閉館時間帯の火災、侵入等異常事態を発生を監視するものである。</p> <p>このため、受託者が変わった場合、電話回線の移設及び警備機器等の設置に相当日数を要し、この間の監視業務が不可能となる恐れがあるため、現在契約している株式会社ガードシステム鹿児島と随意契約するものである。</p>

## 2-3-15 鹿児島港制限区域警備業務

履行場所	谷山一区1・2号岸壁 谷山一区7・8号岸壁 中央港区マリポート岸壁			
委託業務の概要	警備区分	実施時間	実施場所	
	常駐警備	毎日6:00～20:00	1.2号岸壁	総価契約
	機械警備	毎日24時間	1.2号岸壁	総価契約
	巡回警備	毎日、20:00～6:00 3回	1.2号岸壁、 7.8号岸壁	総価契約
	臨時警備	随時		単価契約
委託料	国際港湾施設常駐警備、機械警備、及び巡回警備			14,388 千円
	国際港湾施設臨時警備			1,417 円 / 時間
受託者	(株)ベアーズセキュリティ			
契約の締結方法	指名9社 「警備員指導教育責任者」「機械警備病無管理者」の有資格者を有する鹿児島市内業者			
予定価格	不開示			
契約期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日			
その他	最低制限価格なし			

## 2-3-16 マリポートかごしま管理業務委託

履行場所	マリポートかごしま
委託業務の概要	巡視業務 ゲートフェンス開閉業務 屋外トイレの清掃業務 浄化槽の点検業務 緑地植栽管理業務
委託料	33,600 千円(税込)
受託者	鹿児島県地域振興公社
契約の締結方法	一者随契
予定価格	不開示
契約期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日
その他	指定管理者制度は 管理費用の軽減 施設の目的を効率よく発揮させることが主要な目的であるが、「マリポートかごしま」は単純な管理業務であることから、同制度のメリットが発揮されるとは考えにくいことから、指定管理者制度は導入していない。

## 2-3-17 鹿児島港臨港道路公園緑地管理委託

履行場所	北ふ頭（ボードウォーク、イベント広場、緑地） 掛ノ下公園 谷山二区（和田公園・光山公園）
委託業務の概要	芝地管理 樹木管理 園地清掃
委託料	30,975 千円（税込）
受託者	鹿児島県地域振興公社
契約の締結方法	一者随契
予定価格	不開示
契約期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日
その他	3回目の見積もり合わせで落札

[大隅地域振興局管轄]

## 2-3-18 志布志港整備（起債）工事（ふ頭1工区）

（金額単位：千円）

工事場所	志布志市志布志志布志町若浜地内	工期	H22.9.2～H23.3.17 197日	
工事内容(設計概要)	野積場舗装 L=56.0m コンクリート舗装工 A=236㎡ アスファルト舗装工 A=1,200㎡ 落蓋側溝 300（縦断用）L=65.0m 消音型横断溝 300 L=60.0m 溜柵工 1基			
入札方法	指名競争入札	電子入札		
落札者	徳澤建設(株)	入札参加者数	指名決定業者 13社 1社辞退	
請負代金	19,363(込)	支払方法	契約保証金 1,936	
設計額	23,077(込)	予定価格	23,068(込)	最低制限価格 不開示
事前公表価格調書	21,970(抜)	落札率	83.94%	
入札執行調書	18,331(抜)			
工期変更				
工事変更について （変更理由）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. わだち掘れ路面補修追加</li> <li>2. 歩車道境界ブロック設置</li> <li>3. サンフラワー旅客要望により停留所バス待ち用 日よけ雨除け用屋根設置</li> <li>4. 照明灯保護工事</li> </ol> 19,363(込) 25,500(込) 当初請負金 19,363 × 変更設計額 30,392 / 当初設計額 23,077 = 変更請負額 25,500			

上記の抽出した事業について、工事契約において請負金の変更、工期変更等による予算上の繰越が経常化している傾向が見受けられるものの、事務手続的には問題なく、指摘すべき事項はなかった。

## 2-4 種子・屋久高速船旅客ターミナル清掃委託事業について

履行場所	種子・屋久高速船旅客ターミナル
委託内容	種子・屋久高速船旅客ターミナル清掃業務委託
受託者	(株)九州ビルサービス鹿児島
契約の締結方法	指名競争入札(10社)
契約期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日迄
委託料	3,743 千円

指名競争入札により、Bクラス10社の入札が行われているが、入札の結果9社が最低制限価格を下回る応札を行い失格となる異常な結果となった。

(金額単位：千円)

予定価格	4,250	
最低制限価格	不開示	
入札者	入札価格(抜)	備考
(株)九州ビルサービス鹿児島	3,565	83.9%
愛和(株)	950	失格
(有)旭ビル管理	1,240	〃
(有)アーバンウェーブ	1,500	〃
(有)ペンリー	1,500	〃
(有)アラキビル商会	1,700	〃
(株)サニット	1,800	〃
(有)クリーンネット	1,800	〃
(有)永田ビルサービス	1,860	〃
(有)サンケイビルサービス	2,050	〃

(原因と問題点)

当該業務の予算は下記のような経過をたどって増額されている。

(予算の状況)

(単位：円)

21年度執行額	実施予算額
1,662,138	4,466,000

これは、観光客等利用者から、ターミナルのロビー、トイレ等の清掃状況にクレームがあったことを受けて、日常清掃回数を従来の1日1回から1日2回に増加することとし、

当該仕様に基づき委託業務を設計し予定価格を算出した結果、前年度の執行額を大幅に上回る予定価格を設定することとなった。

入札にあたっては、指名委員会を経て業者選定を行い、業務委託仕様書にも当該清掃回数増加は明記してあり、手続き的には何ら問題はない。しかしながら、ほとんどの入札者が当該情報を十分に認識しておらず、従来どおりの仕様で入札したものと判断される。

結果として適正な競争が行われたとは判断できない。

(意見)

原因は入札者側が十分な検討を行わなかったことにある。しかしながら、清掃業務の内容にクレームが寄せられたという情報は極めて重要な問題であり、一般競争入札ではなく指名競争入札という点を考慮すると、指名の可否も含め県にも問題が全くなかったとは言いきれない。仕様書の他にも、指名業者に対して告知を行うことは可能であったと思われる。

今後、仕様変更にあたっては、仕様変更の理由等も付して、十分な周知徹底を行われない。

## 漁港事業

### 1 概要

鹿児島県は、全国3位の長い海岸線(2,643km)や南北600kmに及ぶ広大な海域と多くの島しょを有し、黒潮の恵みを受け、沿岸・沖合域では一本釣や刺網、まき網などの多様な漁船漁業が、また、湾や入り江の静穏な海域では養殖漁業が営まれ、さらに、世界の海を漁場とする遠洋カツオ・マグロ漁業が営まれている。

平成20年における県漁業の全国順位は、漁業生産量11位、漁業生産額5位、漁業就業者数9位となっており、魚種別の生産量では、ミナミマグロ、養殖ブリ類、養殖ウナギが1位、水産加工業の生産量ではカツオ節が1位など、全国でも主要な位置を占めている。

[参考]全国における鹿児島県漁業の地位(平成20年)

指 標	単位	鹿児島	全国	全国順位
漁業経営体数	経営体	4,401	115,196	8
漁業就業者数	人	8,484	221,908	9
海面漁業・養殖業生産量	トン	154,271	5,519,668	11
海面漁業漁獲量	"	93,683	4,373,337	15
<u>みなみまぐろ</u>	"	<u>924</u>	<u>3,209</u>	<u>1</u>
びんなが	"	4,301	52,513	6
めばち	"	5,672	62,750	4
きはだ	"	7,280	75,831	3
かしき類	"	1,566	19,275	4
しらす	"	4,332	69,754	5
いせえび	"	96	1,401	5
海面養殖業収穫量	"	60,588	1,146,350	9
<u>ぶり類</u>	"	<u>55,511</u>	<u>155,108</u>	<u>1</u>
内水面養殖業収穫量	"	7,621	40,012	1
<u>うなぎ</u>	"	<u>7,444</u>	<u>20,952</u>	<u>1</u>
海面漁業・養殖業生産額	百万円	81,383	1,542,056	5
海面漁業生産額	"	30,068	1,124,287	12
海面養殖業生産額	"	51,315	417,768	2
かつお節生産量	トン	25,068	35,587	1
漁港数	-	139	2,917	5

出所：鹿児島県 水産業振興基本計画(平成23年3月)

## 2 漁港の整備

### 2-1 漁港の整備

#### 2-1-1 漁港における水産基盤整備

漁港における漁業就業者等の労働環境の改善や水産物の付加価値向上に資する鮮度保持・衛生管理の強化及び災害に強い水産物供給体制づくりのための水産基盤整備を進めます。

[主要施設]

- 良質な水産物の安定供給を図るための漁港の整備
- 円滑な避難救援体制に資する施設の整備
- 衛生管理に対応した施設の整備

#### 2-1-2 スtockマネジメント（施設の長寿命化）の取組

これまで整備した施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取組により、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図ります。

[主要施設]

- 既存ストックの有効利用と効率的・効果的な施設の更新

#### 2-1-3 漁港施設機能強化の取組

異常気象の発生に対して十分な安全が確保されず、機能が低下している外郭施設や係留施設等の漁港施設について、機能強化や防護対策を進めます。

[主要施設]

- 漁港施設の機能強化

#### 2-1-4 フィッシャリーナ等の利用拡大、漁港利用にあたってのルール整備

遊漁船やプレジャーボートの係留施設（フィッシャリーナ等）の利用拡大を図るとともに、漁港内における利用水域の調整を図るなど、適正な漁港利用を推進します。

[主要施設]

- 遊漁船・プレジャーボート係留施設（フィッシャリーナ等）の利用拡大

## 2-2 共同利用施設等の整備

漁業者の高齢化、施設の老朽化、燃油高騰による経営圧迫等、漁港・漁村が抱える諸問題に対処するため、利便性や生産性の向上、労働環境の改善、漁業経営の安定化等を目的とした共同利用施設を整備するとともに、施設の省力化、省エネ化、長寿命化を図り、ハード面の支援を行います。

[主要施設]

共同利用施設等の整備

## 2-3 漁港環境の整備

漁港の景観の保持、美化を図り、潤いのある漁港環境の形成に資する緑地等の施設整備を行います。

また、管理者による漁港の維持管理に加え、県民の共生・協働（ボランティア）による漁港内の清掃や臨港道路の植栽管理等に係る協働化を推進します。

[主要施設]

環境や景観に配慮した緑地等の整備

共生・協働による漁港の維持管理

以下、省略する。

## 3 漁港関係費用

定期監査調書による漁港関係費用の推移は次のとおりである。

[漁港関係費用の時系列推移]

(単位：百万円)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
農林水産業費	10,772	9,264	9,159	8,503	8,196
漁港管理費	95	75	115	162	66
水産基盤整備費	10,676	9,189	9,043	8,341	8,130
災害復旧費	480	627	38	27	24
漁港災害復旧費	468	567	17	27	24
県有施設漁港災害復旧費	12	59	20	0	0
合計	11,252	9,891	9,197	8,531	8,221

漁港関係費用は過去 5 年間継続して減少傾向にある。これは漁港関係費用の大部分を占める水産基盤整備費が減少していることによる影響である。

一方で、水産基盤整備費の財源としては、漁港における特定工事の補助を目的とする国庫補助金(「水産業費国庫補助金」)が交付されるが、この補助金額の過去 5 年間の推移状況は以下のとおりであり、当該補助金交付金額の減少を要因として水産基盤整備費も減少しているものと考えられる。

[国庫支出金収入の時系列推移]

(単位：百万円 切捨て)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
国庫支出金	8,393	7,431	6,668	6,016	5,781
国庫負担金	577	975	452	526	82
国庫補助金	7,816	6,456	6,215	5,490	5,698
水産業費国庫補助金	7,156	5,974	5,783	5,203	4,939
その他	660	482	432	286	758

なお、平成 22 年度における漁港関係費用の漁港別の事業費並びに金額的に多額な水産基盤整備費の漁港、事務事業及び精算額別の内容は次頁のとおりであった。

## [漁港別事業費内訳]

(単位：千円)

費用項目		金額	
1. 漁港管理費合計		66,081	
2. 水産基盤整備費 <sup>1</sup>			
漁港名	事務事業名	精算額	事業費合計
枕崎	広域漁港整備事業 <sup>2</sup>	130,690	131,323
	県単漁港整備事業 <sup>3</sup>	633	
薄井	広域漁港整備事業	69,640	73,623
	市町村漁港漁村活性化対策事業 <sup>4</sup>	3,350	
	県単漁港整備事業	633	
阿久根	県単漁港整備事業	633	633
串木野	広域漁港整備事業	300,894	356,895
	漁港漁村活性化対策事業 <sup>5</sup>	45,810	
	県単漁港整備事業	10,191	
山川	広域漁港整備事業	357,863	358,496
	県単漁港整備事業	633	
中甌	広域漁港整備事業	424,589	431,218
	水産基盤機能保全事業 <sup>6</sup>	6,629	
手打	広域漁港整備事業	18,654	24,3407
	漁業集落環境整備事業 <sup>7</sup>	212,083	
	漁港海岸保全事業 <sup>8</sup>	8,680	
	県単漁港整備事業	3,990	
坊泊	漁業集落環境整備事業	54,350	54,350
内之浦	広域漁港整備事業	445,491	445,491
浦田	広域漁港整備事業	239,091	240,431
	県単漁港整備事業	1,340	
熊野	県単漁港整備事業	390	390
一湊	漁港漁村活性化対策事業	33,000	34,440
	県単漁港整備事業	1,440	
口永良部	広域漁港整備事業	459,530	460,970
	県単漁港整備事業	1,440	
西之浜	広域漁港整備事業	338,730	338,730
前籠	広域漁港整備事業	740,161	741,893
	県単漁港整備事業	1,732	
大熊	水産基盤機能保全事業	15,904	15,904
古仁屋	広域漁港整備事業	193,358	199,134
	県単漁港整備事業	5,776	
知名	漁港海岸保全事業	9,650	13,251
	県単漁港整備事業	3,601	
名護	水産基盤機能保全事業	16,752	34,782
	漁港漁村活性化対策事業	18,030	
葛輪	広域漁港整備事業	140,250	140,883
	県単漁港整備事業	633	
蘭牟田	広域漁港整備事業	264,780	271,398
	水産基盤機能保全事業	6,618	
羽島	地域水産基盤整備事業 <sup>9</sup>	53,350	53,350
戸崎	地域水産基盤整備事業	177,600	182,687
	県単漁港整備事業	5,087	
江口	広域漁港整備事業	24,220	80,920

2. 水産基盤整備費 <sup>1</sup>			
漁港名	事務事業名	精算額	事業費合計
	漁港海岸整備事業 <sup>10</sup>	56,700	
小湊	地域水産基盤整備工場	115,700	115,700
野間池	地域漁場整備事業 <sup>11</sup>	18,861	121,013
	広域漁港整備事業	102,152	
片浦	県単漁港整備事業	1,186	1,186
久志	漁港海岸保全事業	39,418	42,551
	県単漁港整備事業	3,133	
穎娃	漁港漁村活性化対策事業	50,000	50,000
川尻	地域水産基盤整備事業	274,210	274,210
今和泉	広域漁港整備事業	9,540	9,540
牛根麗	広域漁港整備事業	187,650	187,650
海潟	広域漁港整備事業	183,575	183,575
伊座敷	地域水産基盤整備事業	152,380	152,380
庄司浦	県単漁港整備事業	960	960
三船	漁業集落環境整備事業	60,352	60,352
蔵之元	市町村地域水産基盤整備事業 <sup>12</sup>	30,000	30,000
唐浜	市町村地域水産基盤整備事業	52,592	52,592
垂水南	市町村地域水産基盤整備事業	41,400	41,400
間泊	市町村地域水産基盤整備事業	73,810	73,810
船間	市町村地域水産基盤整備事業	15,090	15,090
東風泊	市町村地域水産基盤整備事業	7,750	7,750
麦生	市町村地域水産基盤整備事業	64,800	64,800
栗生	市町村地域水産基盤整備事業	60,800	60,800
龍郷	市町村漁港機能高度化事業 <sup>13</sup>	124,725	124,725
小宿	県単市町村漁港整備事業 <sup>14</sup>	2,500	2,500
和瀬	市町村漁港機能高度化事業	51,168	51,168
今里	市町村漁港機能高度化事業	105,000	105,000
荒木	市町村地域水産基盤整備事業	261,090	261,090
松原	市町村漁港機能高度化事業	70,477	70,477
その他	広域漁場整備事業 <sup>15</sup>	637,073	637,073
	水産基盤機能保全事業	166,001	166,001
	漁場環境保全創造事業	10,922	10,922
	石油貯蔵施設周辺地域整備事業 <sup>16</sup>	11,285	11,285
	県単漁場施設整備事業 <sup>17</sup>	2,814	2,814
	浮魚礁維持管理費 <sup>18</sup>	4,459	4,459
	市町村指導監督事務費 <sup>19</sup>	20,608	20,608
	その他事務費	1,341	1,341
	職員給与関係費	211,053	211,053
2. 水産基盤整備費合計			8,130,478
3. 漁港災害復旧費			24,603
総計			8,221,162

(注)

- ・水産基盤整備費<sup>1</sup>：漁港における漁業就業者等の労働環境の改善や水産物の付加価値向上に資する鮮度保持・衛生管理の強化及び災害に強い水産物供給体制づくりのための水産基盤整備を進めるために要する費用。主に、良質な水産物の安定供給を図るための漁港の整備や、円滑な避難救援体制に資する施設の整備及び衛生管理に対応した施設の整備が行われる。

- ・ 広域漁港整備事業<sup>2</sup>：水産物の生産及び流通の拠点整備を図るため、第2種漁港、第3種漁港、第4種漁港における漁港施設の整備。
- ・ 県単漁港整備事業<sup>3</sup>：国庫補助金の対象とならない小規模な漁港施設の整備。
- ・ 市町村漁港漁村活性化対策事業<sup>4</sup>：市町村管理漁港における漁港の機能向上や利用の円滑化のための環境改善施設、漁港機能改善施設などの整備
- ・ 漁港漁村活性化対策事業<sup>5</sup>：漁港の機能向上や利用の円滑化のための環境改善施設、漁港機能改善施設などの整備。
- ・ 水産基盤機能保全事業<sup>6</sup>：漁港施設の長寿命化を図るための機能保全計画策定と保全工事。
- ・ 漁業集落環境整備事業<sup>7</sup>：漁港集落における排水施設整備などの環境整備。
- ・ 漁港海岸保全事業<sup>8</sup>：漁港における海岸保全施設の整備。
- ・ 地域水産基盤整備事業<sup>9</sup>：地域における水産物の生産及び流通機能の強化を図るための漁港施設の整備
- ・ 漁港海岸整備事業<sup>10</sup>：漁港における海岸保全施設の整備。
- ・ 地域漁場整備事業<sup>11</sup>：沿岸部における養殖場等の造成。
- ・ 市町村地域水産基盤整備事業<sup>12</sup>：地域における水産物の生産及び流通機能の強化を図るための市町村管理漁港施設の整備。
- ・ 市町村漁港機能高度化事業<sup>13</sup>：地域の既存ストックの有効活用等を通じた、生産基盤と生活環境基盤の整備。
- ・ 県単市町村漁港整備事業<sup>14</sup>：国庫補助金の対象とならない小規模な漁港施設の整備。
- ・ 広域漁場整備事業<sup>15</sup>：沖合域を中心とする広域的な漁場施設の整備。
- ・ 石油貯蔵施設周辺地域整備事業<sup>16</sup>：石油貯蔵施設立地周辺地域における漁場の整備。
- ・ 県単漁場施設整備事業<sup>17</sup>：国庫補助事業として採用されない小規模な魚礁や浮魚礁の設置、増殖場の整備、施設の補修等。
- ・ 浮魚礁維持管理費<sup>18</sup>：県営で設置した浮魚礁の維持管理費。
- ・ 市町村指導監督事務費<sup>19</sup>：市町村が実施する国庫補助事業等の指導監督費。

## 実施した監査手続

漁港は第1種漁港<sup>1</sup>、第2種漁港<sup>2</sup>、第3種漁港<sup>3</sup>及び第4種漁港<sup>4</sup>に分類され、また、第3種漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものを特定第3種漁港という。鹿児島県の漁港の状況は資料のとおりである。

水産基盤整備費の状況を見ると、漁港の種類に関わらず、広域漁港整備事業費の割合の大きな漁港において、その水産基盤整備費の計上が大きくなっている。

そこで、水産基盤整備費のうち広域漁港整備事業費の金額の大きいものの中から、「前籠漁港」と「山川漁港」を抽出した。

当該2漁港について、各調書間における整合性、入札事務手続の妥当性、工事内容の変更があった場合の事務処理の妥当性、下請け会社が存在する場合の事務手続の妥当性及び前金払や中間前金払の存在する場合の契約事務手続の妥当性を中心に、財務事務の執行状況の検討を行った。

両漁港における平成22年度の財務事務の執行手続の検討結果は以下のとおりである。

---

<sup>1</sup>第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

<sup>2</sup>第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの。

<sup>3</sup>第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの。

<sup>4</sup>第4種漁港：離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

## 4 前籠漁港

## 4-1 前籠漁港広域漁港（特定）整備工事（1工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市七ツ島1丁目地内	工期	22.7.23～23.3.25 246日
工事内容(設計概要)	沖防波堤（西） L = 30.0m、堤体工 L = 30.0m、ケーソン製作（3.125 t）2函、（25.0B×18.7H×15.0W）		
入札方法	一般競争入札（地方自治法第234条同法施行令）		電子入札
落札者	藤田・石橋特定建設工事共 同企業体	入札参加者数	10社
請負代金	351,960(込) 335,200 変更 354,693	支払方法	前金払 140,780 平成22年8月13日 中間前金払 70,390 平成22年12月28日 完成払 143,523 平成23年4月1日
設計額	392,600	予定価格	392,595
事前公表価格調査	373,900	落札率	89.65%
入札執行調書	22.7.2 藤田・石橋特定JV 335,200、渡辺・阿久根特定JV 335,330、三井住友・錦江特定JV 335,415、鹿児島グリーン・鹿大丸特定JV 341,794、丸福・野村特定JV 344,140、米盛・野添特定JV 345,600、池畑・西園特定JV 370,000 以下、最低価格よりも低い金額で入札した為、失格となっている業社が3社 山下(善)・洲上特定JV 331,700、吉留・植村特定JV 333,500、南生・森山(清)特定JV 333,843(抜)		
工事変更について (変更理由)	・23.2.3 決裁 ・主要工事原料である生コンクリートの価格上昇に伴い、契約に従い業社との協議を行い、価格高騰相当額について契約金額の変更を行っている。		
下請 金額計 235,641	1：下請業者名：A社 下請作業内容：FD引出 引込作業 2：B社 下請作業内容：ケーソン仮置作業 3：C社 工事内容：フローティングドック 4：D社 工事内容：鉄筋加工・組立（手間のみ） 5：E社 工事内容：ケーソン製作（手間のみ）		

前籠漁港の沖防波堤（西）工事である。

一般競争入札（電子入札）により10社が参加、351,960千円（落札率89.65%）で契約がなされている。なお、3社が最低制限価格を下回っていたため失格となった。

工事期間中において、主要工事材料である生コンクリートの価格上昇を受けて契約額が2,733千円の増額となっている。

なお、下請けに出されている金額は5社で235,641千円（約66.4%）であった。

## 4-2 前籠漁港広域漁港（特定）整備工事（1工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島郡十島村宝島地内	工期	21.8.31～22.5.10 253日
工事内容(設計概要)	沖防波堤（西） L = 30.0m、基礎工 L = 42.7m、根固方塊（37～71t）据付18個・仮置6個、被覆ブロック（60t型高比重）据付40個。被覆ブロック（35～60t型）据付37個・仮置12個、被覆ブロック（2～3t型）据付350個、堤体工L = 30.0m、ケーソン（3.125t/函）据付2函、上部工L = 30.0m コンクリートV = 532 m <sup>3</sup>		
入札方法	一般競争入札（地方自治法第234条同法施行令）		電子入札
落札者	吉留・植村特定建設工事共同企業体	入札参加者数	11業社
請負代金	380,684(込) 362,557	支払方法	前金払 152,270 平成21年12月1日 完成払 228,414 平成22年6月4日
設計額	452,500(込)	予定価格	452,497(込)
		最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	430,950	落札率	84.13%
入札執行調書	21.8.10（抜） 吉留・植村特定建設工事共同企業体 362,557、森山（清）・小牧特定建設工事共同企業体 366,437、丸福・野村特定建設工事共同企業体 377,318、渡辺・阿久根特定建設工事共同企業体 400,900、山下（善）・西園特定建設工事共同企業体 410,000、南生・新光特定建設工事共同企業体 422,000、米盛・野添特定建設工事共同企業体 425,000、池畑・町田特定建設工事共同企業体 426,000、藤田・石橋特定建設工事共同企業体 428,000、鹿児島グリーン・鹿大丸特定建設工事共同企業体 430,000、村上・長崎特定建設工事共同企業体 431,000		
工事変更について（変更理由）	海上の時化による作業休止日が続いたことから、作業効率が低下したため、当初工期内の完成が出来なくなり工期の延長を行っている。これに伴い、繰越処理を行っている。また、工期延長に伴う契約金額の変更は生じていない。		
下請	22.3.29（下請通知書（変更）） 業者名：A社 作業内容：捨石均し、ブロック運搬据付、ケーソン据付、中詰 変更内容：工期延長に伴うもの。平成22年3月25日の予定を4月19日に変更 21.9.18 業者名：B社 作業内容：ブロック横持、陸上運搬、上部工、ケーソン蓋運搬		

前籠漁港の沖防波堤（西）工事である。

一般競争入札（電子入札）により11社が参加、380,684千円（落札率84.13%）で契約、工事期間中の海上作業が出来ずに工期の延長が生じたが、この工期延長に伴う契約金額に変更は生じていない。

## 4-3 前籠漁港広域漁港（特定）整備工事（2工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島郡十島村宝島地内	工期	22.9.7～23.3.17 192日
工事内容(設計概要)	沖防波堤（西） L = 13.5m、基礎工、L = 13.5m、捨石（10～100kg）2,731 m <sup>3</sup> 捨石（500kg内外）1,027 m <sup>3</sup> 被覆ブロック（2～3t型）据付126個		
入札方法	一般競争入札（地方自治法第234条同法施行令）		電子入札
落札者	(株)森山（清）組	入札参加者数	9業社
請負代金	66,742(込) 63,564	支払方法	完成払 66,742 平成23年1月4日
設計額	71,714（抜）	予定価格	75,295（込）
事前公表価格調書	75,295（込）	落札率	88.64%
入札執行調書	22.9.1 総合評価方式によるものであり、数値は総合評価ポイントである。 (株)森山（清）組 173.0539、丸福建設(株) 173.0458、福地建設(株) 172.2782、(株)鹿児島グリーン総合建設 172.0138、(株)渡辺組 171.4052、吉留建設(株) 171.3836、野村建設工業(株) 166.4087、(株)池畑組 152.4476、山下（善）建設(株) 辞退		
下請 金額計 13,271	22.9.24 受付 業者名：A社 作業内容：被覆・根固工（被覆ブロック陸海運搬据付） 下請業者名：B社 作業内容：基礎工（捨石投入、捨石荒均し）被覆・根固工 下請業者名：C社 作業内容：被覆・根固工（被覆ブロック陸上運搬）		

前籠漁港の沖防波堤（西）工事である。

一般競争入札（電子入札）により9社が参加、66,742千円（落札率88.64%）で契約がなされており。工事内容に変更は生じていない。3社に下請けを出しており、工事下請通知書で把握できる金額は13,271千円（19.9%）であった。

## 4-4 前籠漁港広域漁港（特定）整備工事（3工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島市山谷港3丁目地内	工期	22.12.14～23.3.17 94日
工事内容(設計概要)	沖防波堤（西） 基礎工 L=18.0m 被覆ブロック（35t型）製作31個		
入札方法	指名競争入札（地方自治法第234条2項同法施行令）		電子入札
落札者	天竜建設(株)	入札参加者数	10業社
請負代金	13,784(込) 13,128 変更 14,564	支払方法	前金払 5,510 平成23年1月31日 完成払 9,054 平成23年4月15日
設計額	14,150	予定価格	13,470（抜）
事前公表価格調書	13,470（抜）	落札率	97.46%
入札執行調書	22.12.9 天竜建設(株) 13,128、(株)豊倉組 13,140、三輝開発工業(株) 13,156、前島建設(株) 13,170、(株)ダイワ建設 13,190、丸天建設(株) 13,198、(有)斉藤建設 13,200、馬場建設(株) 13,220、(株)森田建設 13,400、(有)内村産業 13,400、（抜）		
工事変更について （変更理由）	・23.2.8 決裁丁 ・事業の促進を図るため、被覆ブロック製作を追加したもの。		
下請 金額計 1,471	23.1.11 受付 A社 異形ブロック製作工 工期：平成23.1.6～平成23.2.28 契約：平成22.12.24 競争入札		

前籠漁港の沖防波堤（西）工事である。

指名競争入札（電子入札）により 10 社が参加、13,784 千円（落札率 97.46%）で契約、事業の促進を図るため、被覆ブロックの製作個数が増加したことから、契約額よりも 780 千円の増額となっている。

なお、競争入札で下請けに出されている金額は 1,471 千円（10.1%）であった。

#### 4-5 前籠漁港広域漁港（特定）整備工事（5 工区）

（金額単位：千円）

工事場所	鹿児島郡十島村宝島地内	工期	22.2.9～22.6.30 142 日		
工事内容(設計概要)	沖防波堤（西）18.0m 捨石（10～100kg）3,060 m <sup>3</sup> 捨石（500kg内外）1,523 m <sup>3</sup> 、被覆ブロック（2～60t型）据付 118 個、撤去仮置 22 個）				
入札方法	一般競争入札（地方自治法第 234 条同法施行令）			電子入札	
落札者	丸福建設(株)	入札参加者数	5 業社		
請負代金	78,015(込) 74,300 変更 88,137	支払方法	前金払 31,200 平成 22 年 2 月 24 日 完成払 56,937 平成 22 年 8 月 20 日		
設計額	86,800	予定価格	86,793	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	86,793	落札率	89.89%		
入札執行調書	22.1.28 総合評価方式によるものであり、数値は評価値である。 丸福建設(株) 146.0296、(株)森建設 142.0118、(株)森山(清)組 139.9491、阿久根建設(株) 132.716 山下(善)建設(株) 130.1453、				
工事変更について （変更理由）	・ 23.3.16 決裁 ・ 事業の効果を高めるため、被覆ブロック据付を追加したもの。 ・ 工期については、繰越承認を得ての適正工期の確保。				
下請 金額計 14,070	22.3.4 受付 A 社 ブロック積込・運搬・撤去据付・捨石投入指示 随意契約				

前籠漁港の沖防波堤（西）工事である。

一般競争入札（電子入札）により 5 社が参加、78,015 千円（落札率 89.89%）で契約、被覆ブロックの据付個数が増加したことから、契約額が 10,122 千円の増額となっている。また、工期については、繰越承認を得て、適正工期の確保のため、97 日間延長している。

なお、随意契約で下請けに出されている金額は 14,070 千円（16.0%）であった。

（意見）

被覆ブロックの投入個数の増加を原因として契約金額が 10,122 千円（当初契約金額比：13.0%）増加している。

設計段階において投入すべき被覆ブロックの個数が正確に見積られていれば契約金額増加という状況は発生せず、工事変更に伴う再契約等の手続きも不要であったと思われる。

契約事務の効率化の観点からも、工事設計を正確に行うことに留意する必要がある。

## 5 山川漁港

### 5-1 概要

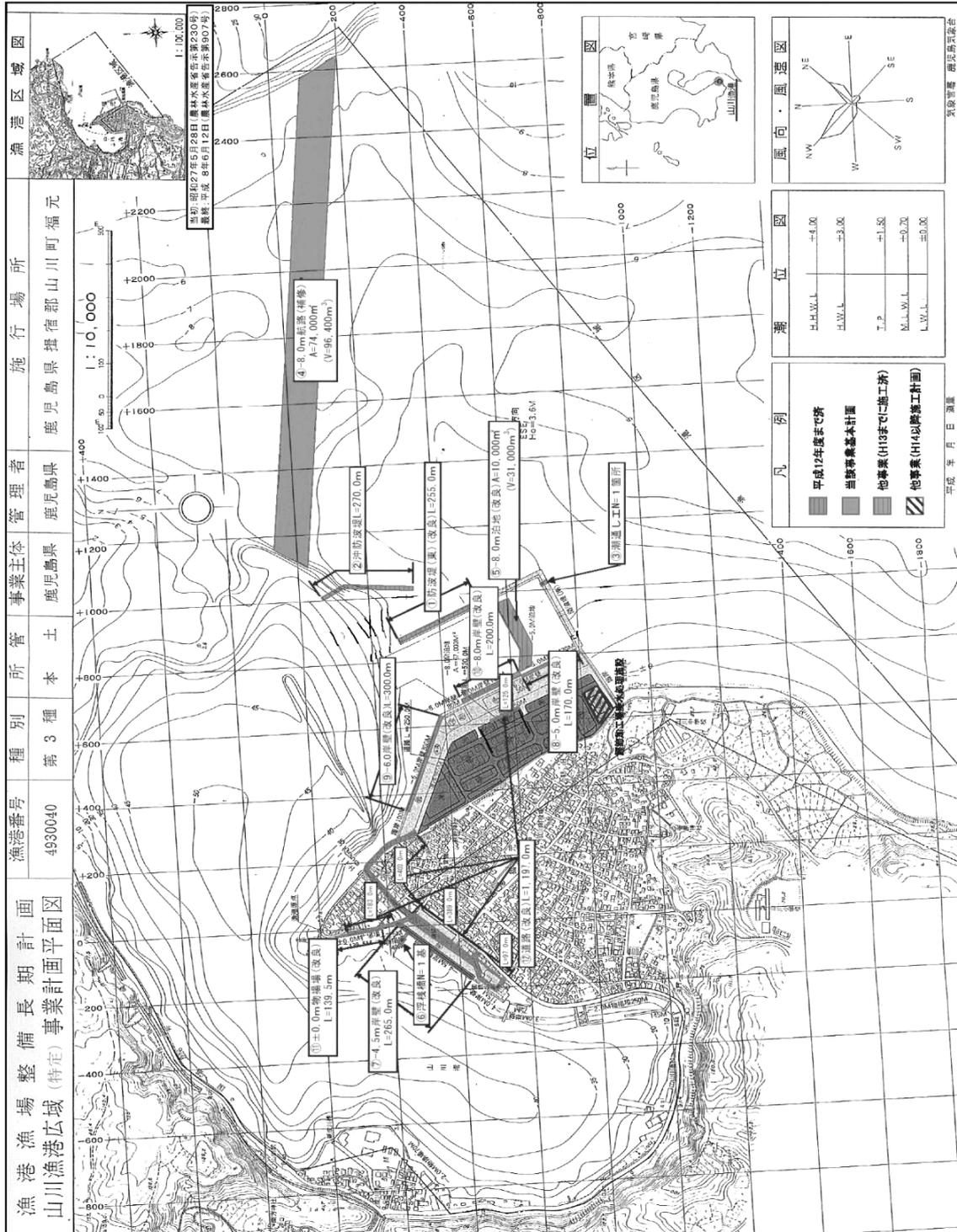


- ・港種 第3種 指定年月日 昭和27年5月28日
- ・所在地 指宿市
- ・管理者 鹿児島県
- ・関係漁協 山川町漁協
- ・平成19年港勢調査

登録漁船(隻)	利用漁船(隻)	地区人口(人)	組合人員(人)	属地陸揚げ(ト)
68	134	2,485	81	25,173

出所：かごしまの漁港漁場2009

5-2 山川漁港における広域(特定)事業の全体概要



## 5-3 山川漁港広域漁港（特定）整備工事（2工区）

（金額単位：千円）

工事場所	山川漁港 指宿市山川福元地内	工期	22.3.25～22.10.25 215日
工事内容(設計概要)	- 8m岸壁（改良） L = 50.0m（岸壁延伸：棧橋構造） 基礎 N = 11 箇所 捨石撤去&埋戻（投入）：V = 112 m <sup>3</sup> 本体工（鋼杭式） L = 50.0m 鋼管杭海上打込：N = 24 本(135.7 t)上部工 L = 50.0m CON 打設：V = 453.1 m <sup>3</sup> 付属工 N = 一式 車止め、縁金物、係船柱、防舷材、電気防食、産業廃棄物処理 V = 30 m <sup>3</sup>		
入札方法	一般競争入札（地方自治法第234条）総合評価方式		電子入札
落札者	㈱森建設	入札参加者数	入札業者 13社（うち、8社失格等）
請負代金	131,250(込) 125,000 変更 131,950(込)	支払方法	前金払 52,500 平成22年6月1日 中間前金払 26,250 平成22年9月6日 完成払 53,200 平成22年11月1日
設計額	144,308(込)	予定価格	137,430(抜)
事前公表価格調書		最低制限価格	不開示
事前公表価格調書		落札率	90.95%
入札執行調書	22.3.19（抜）総合評価方式であり、括弧書きは評価値である。 ㈱森建設 125,000（86.4） 野村建設工業 126,800（84.3849） 米盛建設 129,700（84.0401） ㈱渡辺組 132,500（81.8868） ㈱池畑組 134,800（80.8605） ㈱植村組 119,920（91.7278） 小牧建設㈱ 121,950（89.3809） 南生建設㈱ 119,100（91.9395） 丸福建設 119,300（90.9472） ㈱森組 121,600（87.5822） ㈱西園組 118,880（90.4273） 新光建設 121,700（87.5103） ㈱鹿児島グリーン総合建設 118,600（91.0624） なお、最低制限価格を下回る金額にて入札をおこなっていた㈱植村組他7社は鹿児島県契約規則施行指針に従い、失格とされている。		
工事変更について（変更理由）	・22.9.10 決裁 丙2 ・上部工渡版部の使用鋼材について、海上施設となることから腐食防止のため垂鉛めっき加工を施すこととなった。 ・コンクリート取壊殻について、流用材予定がなくなったことから産廃処分費を追加することとなった。		
下請 金額計 56,718	22.5.21 受付 A社 捨石工、被覆石工、支保工、生コン打設、付属工、石材撤去工 工期 22.5.24～22.10.25 契約 22.5.17 随意契約 B社 鋼杭打設 工期 22.5.25～22.6.30 契約 22.5.7 随意契約 C社 型枠組立 工期 22.6.1～22.10.25 契約 22.5.17 随意契約 D社 鉄筋加工組立 工期 22.6.1～22.10.25 契約 22.5.17 随意契約 E社 捨石均し工、被覆石均し工 工期 22.5.24～22.10.25 契約 22.5.17 随意契約 F社 電気防食工 工期 22.9.1～22.10.25 契約 22.5.7 随意契約 G社 生コンクリート圧送作業 工期 22.7.1～22.10.25 契約 22.5.17 随意契約		

山川漁港の岸壁改良工事である。

一般競争入札（電子入札）により13社が参加したが8社が最低制限価格を下回る金額での入札となったために失格とされている。結果として、131,250千円（落札率90.95%）で契約、工事過程において使用材の変更が生じたことから、契約額よりも700千円の増額となっている。

なお、随意契約で下請けに出されている金額は56,718千円(43.2%)であった。

(意見)

工事変更理由として、次の2つの理由が掲げられている。

第一に、「上部工渡版部の使用鋼材について、海上施設となることから腐食防止のため亜鉛めっき加工を施すことになった」ことがある。そもそも海上施設を造ることは設計段階より明らかなことであるから、事前設計時において当然に設計要素として考慮されているべき事柄ではなかろうかと考える。

第二に、「コンクリート取壊殻について、流用材予定がなくなったことから産廃処分費を追加することとなった」ことがある。工事の実施に際して発生する産業廃棄物の取扱いについても、設計時に当然に考慮すべき事項と考えられる。

工事変更には再契約等の手続きを要することから、契約事務の効率化の観点から、工事設計を正確に行うことが望まれる。

## 5-4 山川漁港広域漁港（特定）整備工事（22-1工区）

（金額単位：千円）

工事場所	山川漁港 指宿市山川福元地内	工期	22.8.19～23.3.17 211日
工事内容(設計概要)	- 8m岸壁（改良） L = 103.5m 軽量混合処理土：L = 100.0m（V = 6,974 m <sup>3</sup> ） 舗装工：L = 103.5m（A = 871 m <sup>2</sup> ）コンクリート舗装：L = 103.5m（A = 871 m <sup>2</sup> ） 側溝工：（300 * 300用）：L = 101.4m 仮設工：N = 1式 仮設鋼矢板 型：H = 13.5m、L = 67.6m N = 169枚 切梁・腹起 一式（48.4t）		
入札方法	一般競争入札（地方自治法第234条）価格競争方式		電子入札
落札者	南生建設(株)	入札参加者数	入札業者 18社（うち、8社辞退）
請負代金	152,722(込) 145,450 変更 168,700(込)	支払方法	前金払 61,080 平成22年9月16日 完成払 107,620 平成23年4月4日
設計額	162,190(抜)	予定価格	170,299(込) 最低制限価格 不開示
事前公表価格調書		落札率	89.68%
入札執行調書	22.8.11 (抜) 南生建設(株) 145,450、(株)西園組 146,000、(株)常盤建設 149,000、(株)福尚 149,150、永吉建設(株) 149,300、(株)上東建設 152,000、こうかき建設(株) 153,740、(株)有木組 158,700、(株)田川組 160,000、(株)堀之内建設 167,800、他、(株)今給黎建設、(株)大坪建設、(株)小寺組、橋口建設(株)、森田建設(株)、森建設(株)、(株)前園建設、桑畑建設(株)は辞退		
工事変更について （変更理由）	・23.1.13 決裁 丙2 ・- 8m岸壁の早期供用開始を図るため、岸壁（改良）延長をL = 5.0m追加し工種完成とするため。		
下請 金額計 79,107	22.9.6.受付 A社 舗装版、構造物撤去・機械土工（掘削・運搬）・舗装工・排水構造物施工 手間一式工事（資材支給） 工期 22.9.8～23.3.15 契約22.9.6 随意契約 B社 仮設工・鋼矢板打込（ダウンザホールハンマー方式）・引抜（パイプロハンマ工法） 工事（資材提供） 工期 22.9.8～23.3.15 契約22.9.6 随意契約 C社 軽量混合処理土工法工事（資材提供） 工期 22.9.22～23.3.17 契約22.9.21 随意契約 なお、上記契約は平成22年11月10日に「SGM工」部分についてE社に再下請けされている。 D社 アスファルト舗装・路盤工工事（資材供給） 工期 23.2.14～23.3.17 契約23.2.10 随意契約		

山川漁港の岸壁改良工事である。

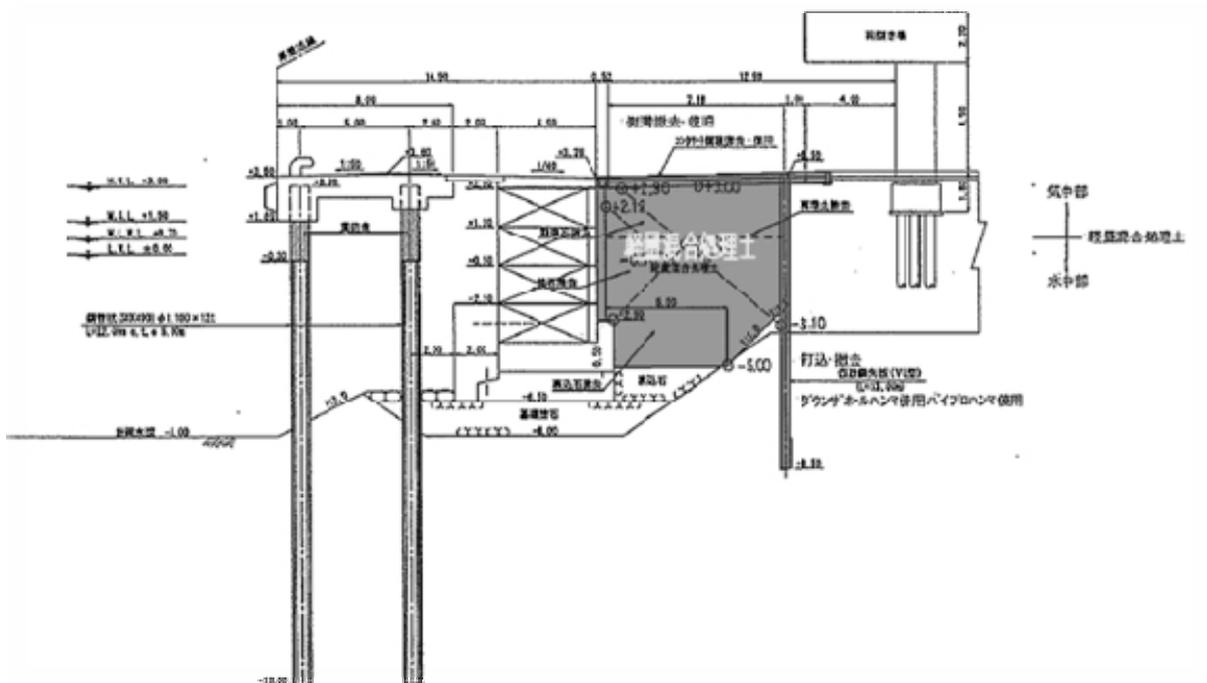
一般競争入札（電子入札）により18社が参加したが、8社が辞退している。結果として、152,722千円（落札率89.68%）で契約、工事過程において、岸壁改良の長さを延長させる必要が生じたことから、契約額よりも15,978千円の増額となっている。この工事内容の変更は当初の計画の修正では無く、岸壁の早期利用を図る為の追加工事である。

なお、随意契約で4社の下請けに出されている金額は79,107千円（51.8%）であった。

[参考1] 山川漁港 -8m岸壁 写真



[参考2] -8m岸壁標準断面図



## 5-5 山川漁港広域漁港（特定）整備工事（22-2工区）

（金額単位：千円）

工事場所	山川漁港 指宿市山川福元地内	工期	23.3.4～23.7.29 148日（変更後）		
工事内容(設計概要)	沖内防波堤 方塊ブロック製作 (W=34.3t～W=46.5t) N=27個				
入札方法	指名競争入札（地方自治法第234条2項及び同法施行令）		電子入札		
落札者	㈱岩野建設	入札参加者数	入札業者 10社		
請負代金	17,653(込) 16,813 変更 21,300(込)	支払方法	前金払 7,000 平成23年3月29日 完成払 14,300 平成23年8月26日		
設計額	20,142(抜)	予定価格	21,147(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	20,140(抜)	落札率	83.48%		
入札執行調書	23.2.24 (抜) ㈱岩野建設 16,813、新村建設(株) 16,816、㈱和田機動建設 16,848、㈱市山組 16,884、㈱後迫組 18,900、㈱藏菌組 19,000、㈱丸善産業 19,000、(有)吉元商会 19,133、㈱出口組 19,400、 ㈱丸新建設 19,400				
工事変更について (変更理由)	・23.5.27 決裁 丁 ・事業効果の促進を図るため、本体方塊ブロック製作を追加したもの。				
下請	無し				

山川漁港の沖内防波堤工事である。

指名競争入札（電子入札）により10社が参加して、17,653千円（落札率83.48%）で契約、工事過程において、港内の静穏度向上という事業効果の促進を目的に追加のブロック製作が生じたことから、契約額よりも3,647千円の増額となっている。

## 5-6 山川漁港広域漁港（特定）整備工事（21-3工区）

（金額単位：千円）

工事場所	山川漁港 指宿市山川福元地内	工期	22.10.22～23.3.17 147日		
工事内容(設計概要)	-8m 岸壁（改良）L=26.0m 耐震強化岸壁改良 軽量混合処理土工 L=26.0m (V=1,899 m <sup>3</sup> ) 塗装工 L=24.8m (A=119 m <sup>2</sup> ) コンクリート舗装 L=24.8m (A=119 m <sup>2</sup> ) 側溝工（300*300用） L=36.0m				
入札方法	指名競争入札（地方自治法第234条2項同法施行令）		電子入札		
落札者	㈱常盤建設	入札参加者数	指名業社 12社		
請負代金	37,117(込) 35,350 変更 41,224(込)	支払方法	前金払 14,840 平成22年11月8日 中間前金払 8,244 平成23年2月21日 完成払 18,140 平成23年3月9日		
設計額	39,500(込)	予定価格	39,490(込)	最低制限価格	不開示
事前公表価格調書	37,610(抜)	落札率	93.99%		
入札執行調書	22.10.14 (抜) ㈱常盤建設 35,350、㈱丸善産業 35,700、㈱出口組 35,800、㈱西園組 35,800、㈱丸新建設 35,800 ㈱藏菌組 35,800、㈱岩野建設 35,810、永吉建設(株) 35,850、㈱後迫組 35,880、新村建設(株) 35,880、 (有)吉元商会 36,330、㈱福尚 36,400				

工事変更について (変更理由)	・22.12.16 決裁丁 ・ <u>8m岸壁の早期供用開始を図るため岸壁改良延長を3m延伸することとなった。</u>
下請 金額計 17,066	22.11.8 受付 A社 最深部の海上からのグラブ船による床仕上げ(岩塊・玉石撤去)作業 工期 22.11.7~23.3.17 契約 22.11.7 随意契約 22.12.7 受付 B社 軽量混合処理土工の仕切壁(仮設矢板)設置、撤去作業 工期 22.12.3~23.3.17 契約 22.11.7 随意契約 22.12.17 受付 C社 軽量混合処理土工 工期 22.12.14~23.3.17 契約 22.12.14 随意契約

山川漁港の耐震強化岸壁改良工事である。

指名競争入札(電子入札)により12社が参加し、37,117千円(落札率93.99%)で契約、工事過程において、岸壁改良の長さを延長させる必要が生じたことから、契約額よりも4,107千円の増額となっている。この工事内容の変更は当初の計画の修正では無く、岸壁の早期利用を図る為の追加工事である。

なお、随意契約で3社の下請けに出されている金額は17,066千円(41.4%)であった。

### 5-7 水産基盤機能保全(計画策定)事業

(金額単位:千円)

工事場所	指宿市山川福元地内	工期	22.2.2~22.9.30 241日		
工事内容(業務内容)	山川漁港水産物供給基盤機能保全調査設計委託 具体的には、山川漁港施設内の現況調査を行い、適切な維持管理を行うための計画書の作成を行うための調査依頼				
入札方法	指名競争入札(地方自治法第234条2項同法施行令)		電子入札		
落札者	㈱五省コンサルタント	入札参加者数	指名業者12社		
請負代金	17,000 17,850(込) 変更 19,515(込)	支払方法	前金払 14,840 平成22年4月2日 完成払 14,160 平成22年11月1日		
設計額	20,540(込)	予定価格	19,560(抜)	最低制限価格	なし
事前公表価格調書	なし	落札率	86.91%		
入札執行調書	22.1.28(抜) ㈱五省コンサルタント 17,000、㈱日本港湾コンサルタント 17,500、㈱新日本技術コンサルタント 18,500、㈱三洋コンサルタント 18,800、日本工営㈱ 19,740 ㈱東光コンサルタンツ 20,100、国際航業㈱ 20,300、第一復建㈱ 20,500、㈱エコー 20,800、復建調査設計㈱ 21,000、三井共同建設コンサルタント㈱ 22,830、パシフィックコンサルタンツ㈱ 22,900				
工事変更について (変更理由)	・22.7.13 決裁丁 ・ <u>簡易調査の結果、潜水調査、空洞化調査等の詳細調査が必要と判断されたことから、詳細調査を行うこととなった。</u>				
下請	なし				

山川漁港内の施設の現況調査を行い、適切な維持管理を行う計画書の作成を目的とした

調査委託である。

指名競争入札(電子入札)により12社が参加し、17,850千円(落札率86.91%)で契約、簡易調査の結果、潜水調査や空洞化調査等の詳細調査が必要と判断されたことから、契約額よりも1,665千円の増額となっている。

工事変更理由は、当初の調査依頼が簡易調査であったが、この調査結果から詳細な調査が必要となったことから、調査依頼内容に変更が生じたものである。調査依頼を行う場合に、「簡易調査」とするか、「詳細な調査」とするかは事前に決定されているべき事項の様にも思える。

これについては、施設の主材料がコンクリートの施設の場合、コンクリート構造物が一般的に恒久的な施設であることから、「詳細調査」を想定していなかったが、「簡易調査」で変状が確認された施設については、「簡易調査」の結果に基づき「詳細調査」を変更追加したとのことである。したがって、発注段階では「簡易調査」のみとするか、「詳細調査」まで行うかは事前に決定していたが、想定外の「簡易調査」の結果により、コンクリート構造物の「詳細調査」を追加したとのことである。

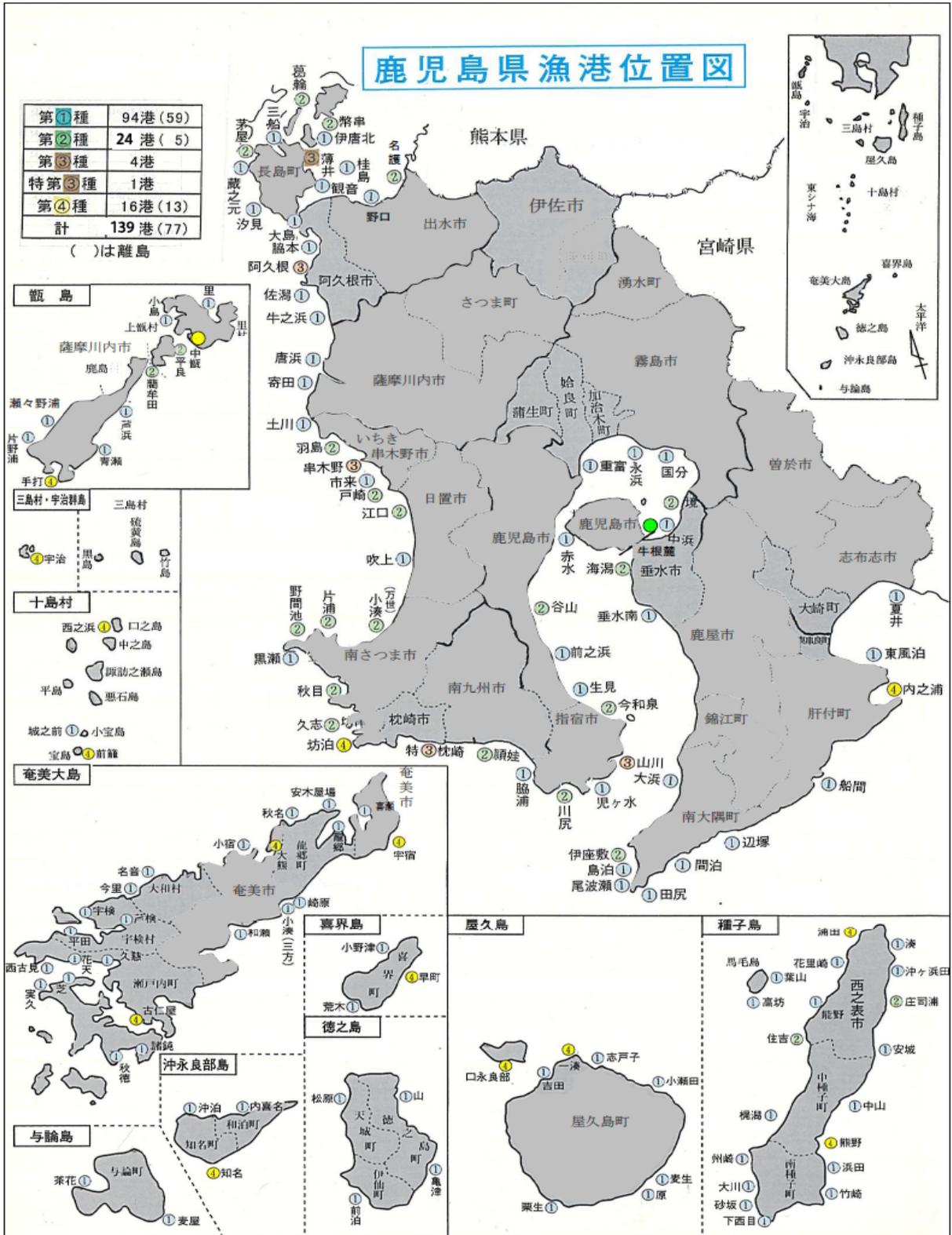
(意見)

事前に簡易調査の結果次第で詳細な調査が必要となる可能性があったのであれば、追加で生じる詳細な調査に係る費用まで含めて入札対象金額とすべきではないかと考える。

### 山川漁港視察

山川漁港について、「3 漁港関係費用 実施した監査手続」に記載している平成22年度に実施された工事が、その工事内容どおりに、また工事内容が変更された場合のその変更工事が正しく実施されていることを確認するために現地視察を実施した。

[鹿児島県の漁港一覧]



## 平成22年度の振興局別執行状況まとめ

以下は、平成22年度の実施事業全体について港湾と漁港に区分し、それぞれを振興局別にして主要事項（～）についてまとめたものである。

（注）内容は、監査期間中において質問した事項についての回答を使用している。

事業費金額（資産取得を伴う事業とその他に区分）

事業費削減に関する取組み事項

契約（契約方法、落札率、契約変更率 等）

入札適正化に向けた取組み事項

成果物（成果の内容）

成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価

成果物に対する有効性等に関する評価

今後の事業遂行における課題又は留意事項

23年度以降の事業により発生が予定される固定資産

23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費

財源

直轄事業で実施した内容

なお、該当がなかったものについては番号を記載していない。

1 港湾

1-1 [鹿児島地域振興局建設部]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	879,674	0	879,674	119,321	399,607	518,929
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	1(1)			0(0)		
落札率	96.90%			-		
金額割合	17.15%			0.00%		
契約変更率	107.87%			-		
指名競争入札	37(37)			11(11)		
落札率	88.31%			81.01%		
金額割合	75.97%			72.35%		
契約変更率	107.82%			101.10%		
随意契約	4(0)			2(0)		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	<p>《鹿児島港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外周護岸(東) 上部工L=189.8m、裏込工L=190.7m、舗装工L=137.4m</li> <li>・A内護岸 裏込工L=283.1、上部工L=210.4m</li> <li>・防波堤(北) 基礎工L=60m、本體工L=55m、底質調査1式</li> <li>・道路(H) 道路改良L=266m、用地補償 1式</li> <li>・泊地(-5.5m) ブロック製作N=150個</li> <li>・七ツ島橋 橋面舗装工、伸縮継手補修工、地覆補修工、高欄取換工、上部工補修・補強工、下部工補修・補強工 環境監視調査 1式</li> <li>・新港区 地質調査 1式</li> <li>・竹原橋 橋面舗装工 A=444m<sup>2</sup>、擦付舗装工 A=466m<sup>2</sup>、伸縮継手工 L=66.9m 地質調査委託1式、調査設計委託1式</li> <li>・海岸事業 排水機場(改良) 1式</li> </ul> <p>《串木野新港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新港大橋(改良)</li> </ul>			<p>《鹿児島港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設待合所設計</li> </ul> <p>《中之島港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮扉一式</li> </ul>		

	普通会計	特別会計
	<p>橋面補修工 L=109m、A=1,214m<sup>2</sup></p> <p>《中之島港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊地(-5.5m)</li> <li>・浚渫工 A=412m<sup>2</sup>(V=3,480m<sup>3</sup>)</li> <li>・防波堤(沖)</li> <li>基礎工 <ul style="list-style-type: none"> <li>被覆ブロック(4t)製作 N=683個</li> <li>被覆ブロック(30t)製作 N=2個</li> <li>被覆ブロック(50t)製作 N=203個</li> </ul> </li> <li>設計 1式</li> </ul> <p>《喜入港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸事業</li> <li>護岸(改良) ブロック(1t)製作700個</li> </ul>	
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土の工事間流用 埋立工事に他工事で発生した土砂を流用することにより効率性、経済性の向上を図った。</li> <li>・再生材使用 工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。</li> </ul>	
成果物に対する有効性等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。</li> <li>・公共残土の有効活用などにより、県民が憩う緑地空間、防災拠点空間としての活用が図られる。</li> <li>・既存施設の改良、補修により施設の延命化を図るとともに、利用者の安全確保が図られる。</li> <li>・臨港道路の整備により、港内交通の円滑化が図られる。</li> <li>・大型観光船の安定的な接岸により、観光や地域振興が図られる。</li> </ul>	
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島港 埋立護岸、臨港道路、岸壁、防波堤、緑地</li> <li>・中之島港 防波堤、泊地</li> <li>・鹿児島港海岸 排水機場(補強)</li> <li>・喜入港海岸 護岸(改良)</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 5港 7,000	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (879,674)	470,931	76,014	-	272,769	16,165	43,795
特別会計 (119,321)	-	-	52,239	31,000	36,082	-
計	470,931	76,014	52,239	303,769	52,247	43,795

直轄事業	金額	561,326
事業内容	・鹿児島港 橋台（A1）及び橋脚（P6、P7）築造 橋脚（P5）築造 上部工架設（PC連結T桁橋71m） 地盤改良工一式、擁壁工一式 消波ブロック製作、据付246個	

1-2 [南薩地域振興局建設部]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	59,036	0	59,036	0	3,322	3,322
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
指名競争入札	6(6)			0(0)		
落札率	90.79%			-		
金額割合	100.00%			-		
契約変更率	117.64%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《指宿港》 ・浮棧橋（改良） 浮体（屋根）（補修）1式、舗装 A=591m <sup>2</sup> 連絡橋（屋根）（補修）1式 ・転落防止柵工 2箇所 ・カラー舗装補修 A=3m <sup>2</sup> ・歩道改良 舗装工 A=1,036m <sup>2</sup> 、平板舗装 A=101m <sup>2</sup> 区画線 L=125m、移植工 1式 ・海岸事業 潮流調査 1式					
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	・再生材使用 工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。					
成果物に対する有効性等に関する評価	・既存施設の改良、補修により施設の延命化を図るとともに、利用者の安全確保が図られる。					

	普通会計	特別会計
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>・ 関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指宿港 防波堤、浮棧橋</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 4港 5,600千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (59,036)	19,756	6,091	-	14,792	13,362	5,035
計	19,756	6,091	-	14,792	13,362	5,035

1-3 [北薩地域振興局建設部]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	494,805	0	494,805	27,000	55,955	82,955
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	1(1)			0(0)		
落札率	89.63%			-		
金額割合	31.23%			0.00%		
契約変更率	101.96%			-		
指名競争入札	26(26)			1(1)		
落札率	84.17%			96.85%		
金額割合	63.83%			100.00%		
契約変更率	102.56%			123.93%		
随意契約	2(0)			0(0)		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《川内港》 ・ 防波堤(西) 上部工 L=55.0m ・ 防波堤(西)(改良) 基礎工 L=30.0m、上部工 L=25.3m、 消波工 L=73.7m 消波ブロック(64t型)製作 N=228個			《川内港》 ・ リーファーコンセント設置一式 ・ 道路工一式		

	普通会計	特別会計
	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸壁(-12.0m)(改良)</li> <li>防舷材設置 N=4基</li> <li>臨港道路舗装補修工 L=86.0m、A=235m<sup>2</sup></li> <li>海岸事業 護岸(消波) 22.3m</li> </ul>	
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生材使用 <u>工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。</u></li> </ul>	
成果物に対する有効性等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。</li> <li>臨港道路の舗装補修により、交通の安全向上が図られる。</li> </ul>	
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、<u>計画的で十分な工期の確保が必要である。</u></li> <li>関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、<u>事前に十分な調整を行っておく必要がある。</u></li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>川内港 防波堤、泊地</li> <li>宮之浦港 浮棧橋、臨港道路</li> <li>片側港 浮棧橋、防舷材</li> <li>川内港海岸 護岸(消波)</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 8港 11,200千円	

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (494,805)	259,507	62,482	-	148,270	241	24,305
特別会計 (27,000)	-	-	-	27,000	-	-
計	259,507	62,482	-	175,270	241	24,305

## 1-4 [北薩地域振興局建設部甌甌島支所]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	53,726	0	53,726	0	7,126	7,126
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
指名競争入札	8(8)			0(0)		
落札率	80.34%			-		
金額割合	100.00%			-		
契約変更率	116.16%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	<p>《長浜港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岸壁(-4.5m)B(改良)</li> <li>エプロン補修工 A=206m<sup>2</sup>、上部工補修工 L=15m</li> <li>係船柱舗装 A=1m<sup>2</sup>、防舷材設置 N=8基</li> <li>物揚場(-3.5m)(改良)</li> <li>エプロン補修工 A=128m<sup>2</sup>、上部工補修工 L=20m</li> <li>係船柱舗装 A=1m<sup>2</sup></li> </ul> <p>《里港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物揚場(-3.5m)(改良)</li> <li>エプロン補修 A=533m<sup>2</sup></li> <li>海岸事業</li> <li>施設設計 1式</li> <li>排水機場(改良) 1式</li> </ul>					
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生材使用</li> <li>工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。</li> </ul>					
成果物に対する有効性等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。</li> <li>臨港道路の舗装補修により、交通の安全向上が図られる。</li> </ul>					
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>					
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>里港 浮棧橋、防波堤</li> <li>長浜港 臨港道、浮棧橋、防波堤</li> <li>里港海岸 排水機場(補強)</li> </ul>					

	普通会計	特別会計
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 2港 2,800千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (53,726)	31,536	2,648	-	15,865	-	3,677
計	31,536	2,648	-	15,865	-	3,677

1-5 [始良・伊佐地域振興局建設部]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	104,903	0	104,903	0	9,891	9,891
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
指名競争入札	7(7)			0(0)		
落札率	86.16%			-		
金額割合	100.00%			-		
契約変更率	112.47%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《加治木港》 - ・岸壁(-4.5m) (改良) V型防舷材 (H300×1500) N=4基 ・岸壁(-5.5m) (改良) 車止工 L=3.0m 《福山港》 ・防波堤(内) 本体工 L=10.0m 基礎工 L=18.0m 被覆ブロック(1t型)据付 N=66個 固方塊据付 N=7個 ・海岸事業 護岸110.0m 養浜工430 m <sup>3</sup>					
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	・再生材使用 工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。					
成果物に対する有効性等に関する評価	・既存施設の改良、補修により施設の延命化を図るとともに、利用者の安全確保が図られる。 ・防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。					
今後の事業遂行における課題又は留意	・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や					

	普通会計	特別会計
事項	冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。 ・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	・福山港海岸 養浜、植栽、照明灯	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 3港 4,200千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (104,903)	33,240	14,320	-	45,091	-	12,252
計	33,240	14,320	-	45,091	-	12,252

1-6 [大隅地域振興局建設部]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	1,167,822	0	1,167,822	38,000	152,861	190,861
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	5(5)			0(0)		
落札率	88.80%			-		
金額割合	28.01%			0.00%		
契約変更率	101.48%			-		
指名競争入札	47(47)			3(3)		
落札率	92.82%			85.96%		
金額割合	71.01%			98.02%		
契約変更率	103.74%			126.72%		
随意契約	2(1)			1(1)		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《志布志港》 ・道路 測量委託 1式 ・防波堤(東)(A)(改良) 本土工 L=59.6m 消波ブロック(50t型)製作 N=168個、据付 N=168個 消波ブロック(20t型)製作 N=292個、据付 N=291個 ・岸壁(-8.0m)(改良)			《志布志港》 ・物流戦略検討 ・地質調査一式 ・設計一式 ・舗装工一式 ・排水工一式		

	普通会計	特別会計
	<p>裏込工 L=14.6m、エプロン舗装工 A=747m<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ C岸壁(-10.0m)</li> <li>受衝板付き防舷材製作、設置 N=1 基</li> <li>受衝板付き防舷材移設 N=1 基</li> <li>受衝板付き防舷材撤去 N=2 基</li> <li>車止め設置 L=52m</li> <li>・ 臨港道路補修工</li> <li>舗装工 A=2,610m<sup>2</sup>、区画線 L=1,065m</li> <li>・ 公園植栽工</li> <li>張芝工 A=30,320m<sup>2</sup>、植栽工 N=244 本、排水処理工 L=100m</li> <li>・ 緑地</li> <li>暗渠工 1 式、付属物工 1 式</li> <li>・ 緑地 2</li> <li>張芝工 A=1,740m<sup>2</sup>、車止工 N=4 基、舗装工 A=153m<sup>2</sup></li> <li>・ 造成工 V=290,500m<sup>3</sup></li> <li>・ 人工張芝工 A=29,230m<sup>3</sup></li> <li>・ U型側溝 L=519m</li> <li>・ 附属工</li> <li>階段工 1 式、防護柵工 L=85m、柵工 N=2 基、排水工 N=2 箇所</li> <li>《鹿屋港》</li> <li>・ 防波堤(沖)(南)</li> <li>本体工 L=11.0m</li> <li>消波ブロック(50t 型)製作 N=99 個</li> <li>消波ブロック(50t 型)据付 N=99 個</li> <li>基礎工アスファルトマット 12 枚</li> <li>・ 物揚場(-2.0m)(改良)</li> <li>電気防食 陽極取付 23 個</li> <li>《垂水港》</li> <li>・ 護岸(防波)(改良)</li> <li>防風柵 L=80.7m</li> <li>・ 浮棧橋</li> <li>浮体工場製作・据付 1 式</li> <li>連絡橋工場製作・架設工 1 式</li> <li>・ 設計委託 1 式</li> <li>《波見港》</li> <li>・ 物揚場(-2.0m) L=17.9m</li> <li>基礎工 L=20.5m、本体工 L=17.9m</li> <li>底版ブロック製作 N=4 個、据付 N=5 個</li> <li>本体方塊製作 N=2 個、据付 N=2 個</li> <li>直立消波ブロック製作 N=8 個、据付 N=14 個</li> <li>N C 型用プレキャスト版製作 N=4 個、据付 N=8 個</li> <li>・ 維持管理計画策定</li> <li>・ 防波堤</li> <li>基礎工</li> <li>洗堀防止用 A s マット製作・据付 N=15 枚</li> <li>本体工</li> </ul>	

	普通会計	特別会計
	消波ブロック(20t型)製作 N=386個、 据付 N=382個 ・設計委託 1式 《大根占港》 ・海岸事業 護岸(改良) 51.3m ・護岸(養浜) 5,600m <sup>3</sup> ・飛沫防止 602m <sup>2</sup> 《志布志港》 ・海岸事業 離岸堤 22.4m	
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	・工事実施時期調整 クレーン等の重機が必要な複数の工事について、工事実施時期を調整することで、重機運搬を1回で済むようにし、効率性、経済性の向上を図った。 ・建設発生土の工事間流用 埋立工事に他工事で発生した土砂を流用することにより効率性、経済性の向上を図った。 ・再生材使用 工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。	
成果物に対する有効性等に関する評価	・防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。 ・既存施設の改良、補修により施設の延命化を図るとともに、利用者の安全確保が図られる。 ・緑地整備により、港湾就労者や地域住民等の休息、交流及び周辺環境との調和が図られる。	
今後の事業遂行における課題又は留意事項	・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。 ・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	・志布志港 臨港道路、岸壁、防波堤、緑地 ・鹿屋港 防波堤 ・大根占港海岸 緩傾斜護岸、養浜、飛沫防止	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 8港 11,200千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (1,167,822)	543,421	153,800	-	420,017	50,305	279
特別会計 (38,000)	-	-	-	38,000	-	-
計	543,421	153,800	-	458,017	50,305	279

直轄事業	金額		
事業内容	・志布志港 防波堤(沖) ケーソン据付1函、礎捨石11,450m <sup>3</sup> 上部コンクリート打設50m、被覆ブロック製作、据付240個 根固ブロック製作、据付15個、仮置24個		
		602,895	-

消波ブロック製作 50個、据付63個 防波堤（沖）（改良） 被覆ブロック製作146個、据付97個 消波ブロック製作 60個、据付398個 新若浜地区 航路（-14m）グラブ浚渫176,000m <sup>3</sup>
--

1-7 [熊毛支庁建設部]

（金額単位：千円）

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	1,790,813	0	1,790,813	12,000	15,770	27,770
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	3(3)			0(0)		
落札率	89.40%			-		
金額割合	62.23%			-		
契約変更率	88.77%			-		
指名競争入札	20(20)			0(0)		
落札率	89.64%			-		
金額割合	37.77%			-		
契約変更率	101.35%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《西之表港》 ・防波堤（沖）（改良） 上部工 L=59.0m、基礎工 L=53.7m 消波工 L=54.3m 消波ブロック(50t型)製作 N=857個、据付 N=576個 被覆ブロック(4t型)製作 N=180個、据付 N=330個 被覆ブロック(5t型)製作 N=319個、据付 N=260個 ・物揚場（-4.0m） 旧港地区 車止工 L=127.6m ・物揚場（-2.0m）A 旧港地区 車止工 L=54m ・岸壁（-7.5m）（改良） 舗装工 L=77.7m、A=423m <sup>2</sup> 《田之脇港》 ・防波堤（北）（改良） L=14.71m 上部工 L=14.71m、本体工 L=14.71m 消波工 L=18.24m 消波ブロック(10t型)据付 N=8個、消波ブロック(12.5型)製作 N=56個、据付 N=53個 《島間港》			《西之表港》 ・舗装工一式 ・シェルター一式		

	普通会計	特別会計
	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤（西） 基礎工 L=110.5m 本体工 L=90m ケーソン据付3函、水中コンクリート 消波工 L=68.7m 消波ブロック(50t型)製作 N=446個、据付 N=98個 消波ブロック(40t型)製作 N=96個、据付 N=96個 消波ブロック(80t型)製作 N=160個、据付 N=160個 被覆ブロック(3t型)製作 N=380個、据付 N=196個 被覆ブロック(4t型)製作 N=188個、据付 N=344個 被覆ブロック(24t型)製作 N=24個、据付 N=23個</li> <li>岸壁(-7.5m) エプロン舗装 A=1,522m<sup>2</sup></li> </ul>	
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事実施時期調整 消波ブロック製作に必要な港湾用地について、港湾利用者、地元漁協と港湾用地の使用時期を調整し、効率性、経済性の向上を図った。</li> <li>再生材使用 工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。</li> </ul>	
成果物に対する有効性等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。</li> <li>既存施設の改良、補修により施設の延命化を図るとともに、利用者の安全確保が図られる。</li> <li>大型観光船の安定的な接岸により、観光や地域振興が図られる。</li> </ul>	
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>西之表港 防波堤、岸壁</li> <li>島間港 防波堤</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 4港 5,600千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (1,790,813)	1,368,208	9,500	-	395,032	6,012	12,061
特別会計 (12,000)	-	-	-	12,000	-	-
計	1,368,208	9,500	-	407,032	6,012	12,061

1-8 [屋久島事務所]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	886,546	0	886,546	0	9,170	9,170
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	5(5)			0(0)		
落札率	88.69%			-		
金額割合	75.42%			-		
契約変更率	98.58%			-		
指名競争入札	12(12)			0(0)		
落札率	88.73%			-		
金額割合	24.50%			-		
契約変更率	109.75%			-		
随意契約	1(1)			0(0)		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	<p>《安房港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤(沖)(南) 本體工 L=40m ケーソン製作 1函、据付 2函 上部工 L=60m 基礎工 L=45m 根固方塊(58t)製作 N=16個、(37t)製作 N=12個 被覆異形ブロック(35t型)製作 N=10個</li> <li>物揚場(-4.0m) (改良) 上部工 L=25m、舗装工L=25m、A=167m<sup>2</sup> 防舷材 N=5基、車止め L=21.5m、係船柱 N=1基</li> <li>物揚場(-2.0m) (改良) 防舷材 N=14基</li> <li>防波堤(東) 基礎工 L=24m、本體工 L=20.32m、上部工 L=20.32m</li> <li>浮棧橋 フットライト設置 1式、手摺設置 L=45m 連絡橋補修工 1式 護岸支承部改造工 N=1式 連絡橋昇降装置補修工 N=1式</li> </ul> <p>《宮之浦港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤(東) ケーソン細部設計 1式</li> <li>漁業補償 1式</li> <li>岸壁(-5.5m)(改良) 上部工L=66.9m、舗装工L=57.9m、A=765m<sup>2</sup> 防舷材 N=8基、車止め L=42m</li> <li>防波堤(内) (B)</li> </ul>					

	普通会計	特別会計
	基礎工 L=29.3m、本體工 L=25m 上部工 L=25m ・浮棧橋 フットライト設置 1式 連絡橋補修工 1式 防舷材設置工 N=1基 チェーン取替工 N=11組 ・海岸事業 離岸堤 26.0m 護岸(改良) 77.0m	
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事実施時期調整 消波ブロック製作に必要な港湾用地について、港湾利用者、地元漁協と港湾用地の使用時期を調整し、効率性、経済性の向上を図った。</li> <li>・再生材使用 <u>工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。</u></li> </ul>	
成果物に対する有効性等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。</li> <li>・既存施設の改良、補修により施設の延命化を図るとともに、利用者の安全確保が図られる。</li> <li>・<u>大型観光船の安定的な接岸により、観光や地域振興が図られる。</u></li> </ul>	
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮之浦港 防波堤、岸壁</li> <li>・安房港 防波堤</li> <li>・宮之浦港海岸 護岸(改良)</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 4港 5,600千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (886,546)	688,561	9,270	-	184,164	2,000	2,550
計	688,561	9,270	-	184,164	2,000	2,550

1-9 [大島支庁建設部]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	1,229,765	0	1,229,765	0	26,395	26,395
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	4(4)			0(0)		
落札率	89.48%			-		
金額割合	92.27%			-		
契約変更率	101.56%			-		
指名競争入札	6(6)			0(0)		
落札率	83.07%			-		
金額割合	7.73%			-		
契約変更率	111.04%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	<p>《名瀬港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(B) 舗装工 A=1767m<sup>2</sup>、排水工 L=527.9m</li> <li>・道路(J) 設計 1式</li> <li>・岸壁(-6.5m) 基礎工(地盤改良)L=19.7m、基礎工 L=104.3m</li> <li>・本体工 ケーソン製作5函、据付4函</li> <li>・泊地(-6.5m)(防波堤撤去) 捨石撤去V=947m<sup>3</sup>、ブロック撤去289個</li> <li>・電気防食工 N=21基</li> </ul>					
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事実施時期調整 消波ブロック製作に必要な港湾用地について、港湾利用者、地元漁協と港湾用地の使用時期を調整し、効率性、経済性の向上を図った。</li> <li>・再生材使用 工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。</li> </ul>					
成果物に対する有効性等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設の耐震化により、震災時の緊急物資の輸送に供する地域防災拠点となる。</li> <li>・臨港道路の整備により、港内交通の円滑化が図られる。</li> </ul>					
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>					
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名瀬港 岸壁、泊地、臨港道路、港湾施設用地、緑地</li> </ul>					

	普通会計	特別会計
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 1港 1,400千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (1,229,765)	899,846	800	-	308,023	8,069	13,027
計	899,846	800	-	308,023	8,069	13,027

直轄事業	金額	58,050
事業内容	・名瀬港 防波堤（沖） ケーソン製作・据付(490t)2函 ケーソン製作・仮置(3,498t)1函 基礎捨石4,200m <sup>3</sup> 、被覆石210m <sup>3</sup> 被覆ブロック製作60個、据付394個 方塊据付11個、上部工25m	

1-10 [瀬戸内事務所]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	455,037	0	455,037	0	152	152
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	3(3)			0(0)		
落札率	89.26%			-		
金額割合	99.52%			-		
契約変更率	100.00%			-		
指名競争入札	1(1)			0(0)		
落札率	99.21%			-		
金額割合	0.48%			-		
契約変更率	101.32%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《古仁屋港》 ・防波堤（南） 基礎工 L=45.3m 捨石投入 V=59,110m <sup>3</sup>			-		
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	特になし					
成果物に対する有効性等に関する評価	・防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。					

	普通会計	特別会計
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古仁屋港 防波堤</li> <li>・古仁屋港海岸 消波堤</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 1港 1,400千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (455,037)	398,358	-	-	53,839	1,910	930
計	398,358	-	-	53,839	1,910	930

1-11 [喜界事務所]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	680,450	0	680,450	0	2,667	2,667
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	2(2)			0(0)		
落札率	89.29%			-		
金額割合	78.16%			-		
契約変更率	100.00%			-		
指名競争入札	9(9)			0(0)		
落札率	85.73%			-		
金額割合	21.84%			-		
契約変更率	106.41%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《湾港》 ・防波堤(沖) 基礎工 L=20.0m、本体工 ケーソン製作 1函、上部工 L=37.5m 蓋方塊製作 N=14個 根固方塊製作(型) N=6個 (型) N=3個 ・道路(A)					

	普通会計	特別会計
	道路改良 L=24.0m ・予備設計 1式、常時微動観測解析1式	
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	・再生材使用 <u>工事の資材に再生材を使用</u> することで効率性、経済性の向上を図った。	
成果物に対する有効性等に関する評価	・防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。 ・臨港道路の整備により、港内交通の円滑化が図られる。	
今後の事業遂行における課題又は留意事項	・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。 ・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	湾港 防波堤、臨港道路	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 1港 1,400千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (680,450)	585,000	-	-	93,177	1,500	773
計	585,000	-	-	93,177	1,500	773

1-12 [徳之島事務所]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	874,479	0	874,479	0	11,883	11,883
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	3(3)			0(0)		
落札率	89.45%			-		
金額割合	74.53%			-		
契約変更率	99.99%			-		
指名競争入札	9(9)			0(0)		
落札率	97.26%			-		
金額割合	25.47%			-		
契約変更率	101.87%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					

	普通会計	特別会計
成果物 (成果の内容)	<p>《亀徳港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤(沖)(南) 本土工 ケーソン製作 1函、 被覆ブロック製作(20t型) N=47個、(40t型) N=30個 根固方塊製作(A型) N=7個、(D型) N=4個</li> <li>道路(改良) 側溝補修工 L=36m 既設擁壁復旧工 L=14m</li> </ul> <p>《平土野港》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤(沖)(北) 上部工 L=15.0m、 消波工 L=23.5m、 消波ブロック(80t型)製作 N=241個、据付 N=199個 消波ブロック(50t型)据付 N=71個</li> </ul>	-
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生材使用 <u>防波堤工事に必要な消波ブロックを岸壁整備工事に伴い撤去したブロックを使用することで効率性、経済性の向上を図った。</u></li> </ul>	
成果物に対する有効性等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。</li> </ul>	
今後の事業遂行における課題又は留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。</li> <li>関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀徳港 防波堤</li> </ul>	
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 2港 2,800千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (874,479)	759,287	800	-	109,391	1,537	3,464
計	759,287	800	-	109,391	1,537	3,464

1-13 [沖永良部事務所]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	867,158	0	867,158	0	19,854	19,854
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
一般競争入札	3(3)			0(0)		
落札率	89.46%			-		
金額割合	69.06%			-		
契約変更率	102.29%			-		
指名競争入札	13(13)			0(0)		
落札率	88.97%			-		
金額割合	30.94%			-		
契約変更率	104.36%			-		
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
成果物 (成果の内容)	《与論港》 ・岸壁(-5.5m)(改良) コンクリート舗装工 A=390m <sup>2</sup> 《和泊港》 ・防波堤(沖)(北) 本體工 L=24.0m 消波ブロック(80t型)製作 N=385個、据付 N=412個 ・岸壁(-7.5m) 上部工 L=16.5m、附属工 1式					
成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価	・再生材使用 工事の資材に再生材を使用することで効率性、経済性の向上を図った。					
成果物に対する有効性等に関する評価	・防波堤整備により、台風等による港湾施設の被災減少、港内静穏度の向上による船舶の安全航行の確保が図られる。 ・既存施設の改良、補修により施設の延命化を図るとともに、利用者の安全確保が図られる。					
今後の事業遂行における課題又は留意事項	・計画的な事業実施 海上工事では、気象・海象条件の影響を受けるため、台風時期の施工の回避や冬場の時化に伴う作業不能日増大等を考慮し、計画的で十分な工期の確保が必要である。 ・関係機関との調整 事業遂行に際しては、港湾利用者や漁協等の関係機関と工事箇所や工事実施時期等について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。					
23年度以降の事業により発生が予定される固定資産	・平土野港 ・和泊港			防波堤 防波堤、泊地		

	普通会計	特別会計
23年度以降の事業により発生が予定される維持修繕費	H24予定 2港 2,800千円	-

財源	国庫	負担金	諸収入	起債	繰越金	一般財源
普通会計 (867,158)	737,995	8,162	-	114,570	2,948	3,483
計	737,995	8,162	-	114,570	2,948	3,483

1-14 [港湾空港課]

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			特別会計		
	資産取得を伴う事業費	その他	計	資産取得を伴う事業費	その他	計
金額	0	3,010,901	3,010,901	0	165,083	165,083
事業費削減に関する取組み事項	工事コストの縮減や入札制度の改善など、総合的な経費節減対策の実施等により、機能重視で無駄のない施設整備を推進した。					
契約の状況						
入札適正化に向けた取組み事項	発注の見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表による透明性の確保等により、入札及び契約の適正化を図った。					
以下、該当がないため省略。						

契約の執行状況における落札率の多くは80%台となっており、95%以上のものは鹿児島地域振興局建設部・普通会計・一般競争入札の96.90%、北薩地域振興局建設部・特別会計・指名競争入札の96.85%、瀬戸内事務所・普通会計・指名競争入札の99.21%、徳之島事務所・普通会計・指名競争入札の97.26%であった。

## 2 漁港

### 2-1 平成22年度決算 漁港漁場課 合計

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う事業費	その他	計	
金額	6,361,152	1,745,562	8,106,714	
契約の状況				
一般競争入札	22			
落札率	89.59%			
金額割合	57.82%			
契約変更率	102.19%			
指名競争入札	158			
落札率	86.41%			
金額割合	41.92%			
契約変更率	104.51%			
随意契約	15			
金額割合	0.26%			

#### 財源 [資産取得を伴う事業費に一致]

区分	国庫支出金	分担金・負担金	地方債	その他特定財源
金額	4,067,554	257,036	1,563,524	397,931
区分			税等	合計
金額			75,107	6,361,152

注) 漁港漁場課の事業のうち「海岸保全」に分類される下表の額は含まない。

工事費	112,748
人件費	1,700
合計	114,448

22年度漁港漁場課全事業費	マイナス「海岸保全」	合計
8,221,162	114,448	8,106,714

## 2-2 漁港漁場課

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	539,733	431,391	971,124	
契約の状況				
一般競争入札	4			
落札率	90.44%			
金額割合	85.39%			
契約変更率	100.42%			
指名競争入札	11			
落札率	75.91%			
金額割合	13.97%			
契約変更率	113.13%			
随意契約	3			
金額割合	0.64%			

## 2-3 鹿児島地域振興局

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	1,731,221	0	1,731,221	
契約の状況				
一般競争入札	5			
落札率	89.55%			
金額割合	73.31%			
契約変更率	103.93%			
指名競争入札	29			
落札率	86.35%			
金額割合	26.69%			
契約変更率	106.99%			

## 2-4 南薩地域振興局

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	1,087,216	54,350	1,141,566	
契約の状況				
一般競争入札	3			
落札率	89.12%			
金額割合	35.08%			
契約変更率	107.42%			

	普通会計		
指名競争入札	28		
落札率	86.44%		
金額割合	64.92%		
契約変更率	104.3%		

## 2-5 北薩地域振興局

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	282,698	151,476	434,174	
契約の状況				
一般競争入札	2			
落札率	89.49%			
金額割合	51.14%			
契約変更率	101.06%			
指名競争入札	9			
落札率	74.29%			
金額割合	47.93%			
契約変更率	105.23			
随意契約	4			
金額割合	0.93%			

## 2-6 北薩地域振興局建設部甑島支所

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	742,949	212,083	955,032	
契約の状況				
一般競争入札	2			
落札率	89.25%			
金額割合	49.29%			
契約変更率	100%			
指名競争入札	21			
落札率	90.18%			
金額割合	50.60%			
契約変更率	101.62%			
随意契約	1			
金額割合	0.12%			

## 2-7 大隅地域振興局

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	996,406	138,050	1,134,456	
契約の状況				
一般競争入札	4			
落札率	89.32%			
金額割合	65.22%			
契約変更率	101.12%			
指名競争入札	19			
落札率	87.10%			
金額割合	34.56%			
契約変更率	105.96%			
随意契約	4			
金額割合	0.22%			

## 2-8 熊毛支庁

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	243,574	0	243,574	
契約の状況				
一般競争入札	1			
落札率	89.4%			
金額割合	59%			
契約変更率	102.4%			
指名競争入札	8			
落札率	88.67%			
金額割合	41%			
契約変更率	99.16%			

## 2-9 屋久島事務所

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	495,474	125,600	621,074	
契約の状況				
一般競争入札	1			
落札率	89.69%			
金額割合	35.40%			
契約変更率	99.26%			
指名競争入札	9			
落札率	91.81%			
金額割合	64.27%			
契約変更率	101.26%			
随意契約	2			
金額割合	0.33%			

## 2-10 大島支庁

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	22,708	283,393	306,101	
契約の状況				
指名競争入札	3			
落札率	72.3%			
金額割合	100%			
契約変更率	97.06%			

## 2-11 喜界事務所

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う 事業費	その他	計	
金額	0	278,742	278,742	
契約の状況				
指名競争入札	1			
落札率	87.63%			
金額割合	100%			
契約変更率	114.29%			

## 2-12 瀬戸内事務所

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う事業費	その他	計	
金額	213,605	0	213,605	
契約の状況				
指名競争入札	14			
落札率	82.17%			
金額割合	97.77%			
契約変更率	108.09%			
随意契約	1			
金額割合	2.23%			

## 2-13 徳之島事務所

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う事業費	その他	計	
金額	0	70,477	70,477	

## 2-14 沖永良部事務所

(金額単位：千円)

摘要	普通会計			備考
	資産取得を伴う事業費	その他	計	
金額	5,568	0	5,568	
契約の状況				
指名競争入札	6			
落札率	96.52%			
金額割合	100%			
契約変更率	112.91%			

漁港における契約の執行状況における落札率の95%以上のものは沖永良部事務所・普通会計・指名競争入札の96.52%だけであり、漁港漁場課・普通会計・指名競争入札の75.91%、北薩地域振興局・普通会計・指名競争入札の74.29%、大島支庁・普通会計・指名競争入札の72.3%は70%台の落札率となっている。

## 事業費削減に関する取組み事項

「成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価」に記載

## 入札適正化に向けた取組み事項

### -1 予定価格の事後公表の試行

- ・事前公表価格が目安となり適正な競争が行われにくい。
- ・建設業者の見積もり努力を損なわせる。
- ・談合が一層容易に行われる可能性がある。

など予定価格の事前公表による弊害を防止するため、平成20年11月以降、事後公表を試行している。

平成21年4月から、事後公表の対象金額：予定価格1億円以上

平成23年5月から、事後公表の対象金額：予定価格5千万円以上

### -2 指名業者名の公表時期の見直し

建設工事の指名競争入札における指名業者名の事前公表を取りやめ、落札後に公表する。(平成23年5月1日から実施)

### -3 談合情報対応の強化

談合情報の内容等について、従来の公正取引委員会に加え、警察本部へも情報提供を行う。(平成23年5月1日から実施)

### -4 発注見通しの公表

公共工事適正化法の施行に対応して、県では、平成13年度から発注工事名・発注時期等を年4回(5月、7月、10月、1月)公表している(県のホームページにも掲載)。

### -5 県入札監視委員会の設置

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に対応して、入札事務等における公正の確保と透明性の向上を図るため、入札監視委員会(民間の学識経験者等5人で構成)が平成14年4月1日に設置された。

### -6 最低制限価格の改正

公共工事において、極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの弊害が懸念されるため、入札に当たり、維持修繕工事等を除き最低制限価格を設けている。

### -7 電子入札の試行

電子入札は談合防止に効果があるといわれており、適用範囲の拡大により入札の透明性が向上すると期待されている。

県では、平成19年9月から一部案件で試行を開始し、平成20年10月からは、一部本格運用を開始している。その後、平成21年2月から1千万円以上の建設工事は、原則として全て電子入札とするなど、本格運用の対象案件を拡大し、平成22年1月から本格運用に完全移行した。

-8 総合評価方式入札の試行

国において、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、総合評価方式入札の導入等が示された。

総合評価方式は、価格のほか技術的評価を加えて落札者を決定する方式で、土木部において、平成18年度から試行を始め、順次、対象工事を拡大している。

漁港漁場工事においては、平成21年9月11日以降入札公告する5千万円以上3億円未満の全ての海上工事について、建設業者の地域貢献度や技術力を適切に評価する総合評価方式（特別簡易型）を試行している。

成果物作成に関する効率性、経済性に関する評価

[計画]

- ・「かごしま将来ビジョン」に示す「おさかな王国かごしま」の実現のため、「水産業振興計画」に基づく基本目標に沿って、漁港整備を計画している。
- ・地形を考慮して防波堤や係留施設などの漁港施設の配置を計画している。
- ・事業採択前から事業完了後に至るまで、事業評価制度を導入し、より効率的、効果的な事業の執行を図っている。
- ・作ったもの（漁港施設）を大切に使う取組（ストックマネジメント事業）を導入し、事後保全から予防保全を行うなど、戦略的維持管理を実施している。
- ・漁港施設の計画から更新（廃棄）まで、ライフサイクルコスト最少を目標に取り組んでいる。
- ・漁港事業整備事業計画は、整備途中での計画見直しを必要に応じ、実施している。

当初の計画を引き続き実施	途中で計画を見直し
川尻漁港、伊座敷漁港、戸崎漁港、牛根麓漁港、前籠漁港、葛輪漁港、薄井漁港など	小湊漁港、羽島漁港、枕崎漁港、山川漁港、串木野漁港、海潟漁港、内之浦漁港、中甕漁港、西之浜漁港、口永良部漁港、古仁屋漁港、江口漁港、野間池漁港、蘭牟田漁港、浦田漁港

- ・漁船の係留施設不足を早急に解消するため、防波堤兼用岸壁を計画し、整備している。
- ・防波堤背後の静穏な水域を利用して、漁業者による蓄養（獲った魚を生け簀に入れ、魚の出荷調整を行う）が可能になるなど、漁業活動と一体となった施設整備を行っている。
- ・海潟漁港では、漁港施設に藻場を計画・整備し、水産資源の棲息場の環境改善を行っている。
- ・漁業就業者の就労環境を改善するため、浮桟橋を計画・整備している。
- ・塵埃や降雨による漁獲物の鮮度低下を防止し、鮮度を保持するため、岸壁上に庇（ひさし）を計画・整備している。

[予算]

整備にあたっては、「今後の社会基盤整備のあり方」に基づき、事業を重点事業（戦略的かつ集中的な展開を図る事）と地域密着事業に分類し、効果的でメリハリのある整備を実施している。

[設計]

- ・消波ブロックについては、ブロック1個あたりの所要質量と必要個数を上位2タイプで経済比較し、経済的な消波ブロックを採用している。
- ・古仁屋漁港や小湊漁港では、防波堤の整備にあたり、撤去が生じる防波堤（ケーソン）を流用して防波堤を整備している。
- ・防波堤を改良する整備などでは、既設の消波ブロックを改良断面に流用（中あんこ形式）して整備している。
- ・防波堤などの設計を行う場合は、ケーソン式やジャケット式などの構造比較を行い、最も経済的な構造を採用している。
- ・港内の静穏度を確保する際には、直立消波ブロックを採用しており、経済的な構造としている。
- ・コンクリートの二次製品を採用し、品質並びに経済性を確保しています。
- ・山川漁港では、既設の-6m岸壁を-8m岸壁に改良する際には、既設の直立消波ブロックを利用して桟橋を設計しており、経済的な構造になっている。

## [実施]

- ・ケーソンを製作する際には、同時に複数のケーソンを製作した方が使用F Dの損料が経済的となるため、同時製作をしている。
- ・ケーソンの中詰め材に、コンクリート殻や浚渫土砂を流用するなどコスト縮減に努めている。
- ・見積する資材の内、高価な資材については市況価格調査を実施し、実勢価格を用いて工事を発注している。
- ・埋立土砂は、他の公共事業との連携を図り、発生土砂を受け入れ、埋立に流用している。
- ・港内の浚渫土砂は、付近の海岸の養浜に流用している。
- ・工事に使用する作業船やクレーンは、複数工区で利用する工事計画を立てて、発注している。
- ・工事に使用する資材は、県産材を優先的に使用することとしている。
- ・野間池漁港では、下水道など他事業と施工時期を合わせて、道路整備を行っている。
- ・江口漁港や今和泉漁港では、防風柵に間伐材を利用し、木材の有効利用を行っている。
- ・漁港工事では、施工者に施工環境監理者の配置を義務付けし、環境に配慮した工事をするよう努めている。

## 成果物に対する有効性等に関する評価

漁港施設整備にあたっては、便益 B/C<sup>5</sup> (事業効果)を算出しており、便益 B/C は 1.0 以上としている。

## 今後の事業遂行における課題又は留意事項

## -1 漁港事業整備計画について

事業再評価(事業着手後 10 年経過)に該当している漁港が 17 箇所あり、漁港事業予算が毎年減少している状況の中、どのようにして整備を進め、完成するかが課題。

## -2 漁港施設の老朽化対策について

整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加しているため、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みによる、施設の長寿命化を図る機能保全事業を着実にやり、施設の有効活用をすすめる必要がある。

## -3 特3漁港における衛生管理対策の推進

枕崎漁港では、我が国の水産物の安定供給と全国規模での漁業活動の基盤として重要な役割を果たしているため、国の重点施策に基づき、水産物流通の起点となる陸揚岸壁や荷さばき所での高度衛生管理対策に取り組む必要がある。

## -4 漁港・漁村の防災・減災対策

東日本大震災を踏まえ、今後、漁港・漁村の防災・減災対策の見直し及び新たな施設整備を検討していく必要がある。

<sup>5</sup> [参考]費用便益分析 (cost-benefit analysis) は、事業が社会に貢献する程度を分析する手法。

## 第5章 管理

### 港湾・漁港における資産管理

#### 1 公有財産

県は様々な事業を執行するために財産を取得するが、所有する財産のうち、以下に掲げるものを「公有財産」という（法第238条第1項）。

公 有 財 産	不動産<第1号>	土地
		土地の定着物（建物、工作物、立木等）
	動産	船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機<第2号>
		不動産及び動産の従物<第3号>
	用益物権<第4号>	地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
	無体財産権<第5号>	特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
	有価証券<第6号>	株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
	出資による権利<第7号>	
財産の信託の受益権<第8号>		

また、公有財産は、以下のように「行政財産」と「普通財産」に区分される（法第238条第3項 第4項、県公有財産管理規則第2条第3項）。

区 分		意 義	主なもの
行政財産	公用財産	県が、その事務又は事業を執行するために直接使用し、又は使用することと決定した公有財産	庁舎、議事堂、研究所、実習船など
	公共用財産	県において、直接公共の用に供し、又は供することと決定した公有財産	道路、港湾、公園など
普通財産		行政財産以外の一切の公有財産	売却目的資産など

この章では、県の公有財産のうち主として港湾及び漁港に関する公有財産の資産管理と台帳の整備について述べる。

## 2 資産管理台帳の整備状況

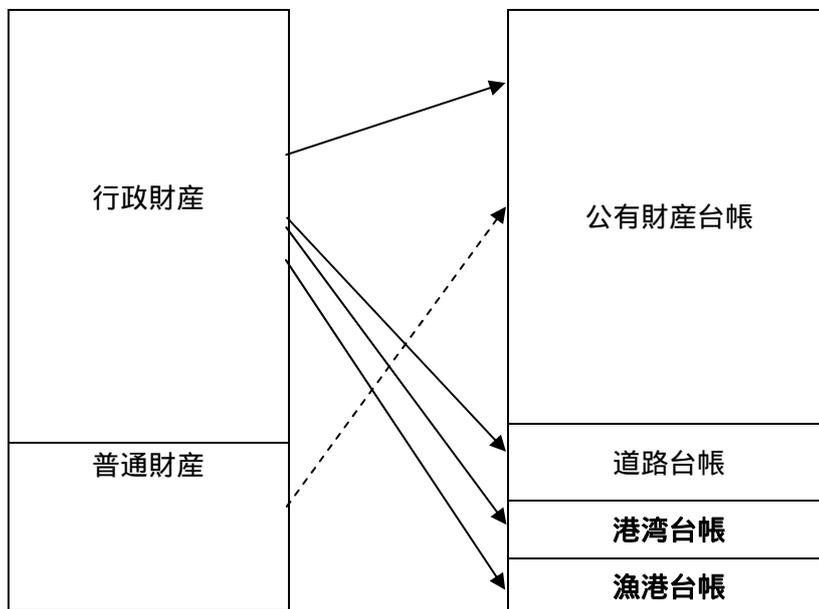
全ての公有財産は、原則として「公有財産台帳」に記載される（「県公有財産管理規則」第17条第1項、第19条第1項）。

但し、港湾資産、漁港資産等については、特例として「港湾台帳」「漁港台帳」をもって公有財産台帳に代えている（同18条）。

<p>「県公有財産管理規則」</p> <p>第17条（公有財産台帳）</p> <p>財産事務管理者は、その取扱いに係る公有財産について、公有財産台帳（別記第4号様式）を備え、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>・・・第2項以下略・・・</p> <p>第18条（公有財産台帳の特例）</p> <p>前条第1項の規定にかかわらず、道路、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に定める漁港、土地改良財産等の法令によって台帳の作成が義務づけられている場合は、その台帳をもって公有財産台帳に代えることができる。</p>
--

第18条の文言に「港湾」の文言はないが、条文中下線「等」に港湾が該当するものと解釈されている。

### 【県が所有する公有財産と財産台帳との関係】



以下、港湾台帳及び漁港台帳について述べる。

## 2-1 港湾台帳

### 2-1-1 概要

港湾台帳は、「港湾法」第49条の2及び「港湾法施行規則（以下、「施行規則」という。）」第14条においてその作成が定められている。

港湾台帳は **帳簿** 及び **図面** をもって組成され、施行規則第14条で次の記載事項が定められている。

#### 帳簿

- 一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別
- 二 港湾における潮位
- 三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項
- 四 港湾に関する条例、規則等

#### 図面

- 一 区域平面図（縮尺5万分の1以上。港・河川・海岸・漁港の区域等を記載）
- 二 施設位置図（縮尺1万分の1以上。各港湾施設の位置（施設番号を付記）各港湾施設のうち主要なものの規模等を記載）
- 三 施設断面図（外郭施設及び係留施設のうち主要なものの標準的な断面図を記載）

#### 【港湾台帳の記載内容】

港湾台帳	帳簿	港湾の概要（名称、区域、潮位等）	施行規則第5号様式で様式指定
		<b>港湾施設の概要を把握するために必要な事項</b>	
		港湾関連条例等	
	図面	区域平面図	
		施設位置図	
		施設断面図	

上表のうち「港湾施設の概要を把握するために必要な事項」は各港湾資産の個別情報であり、この記載をもって公有財産台帳に代替するものと考えられる。

港湾台帳の記載対象となるのは以下の資産（港湾施設）である（「港湾台帳調整要領」（以下、「調整要領」という。） -1 3(1)）。

#### 県が管理する

「港湾法」第2条第5項に定める港湾施設

- ・・・港湾区域及び臨港地区内の航路、防波堤、岸壁、道路等の港湾施設

「港湾法」第2条第6項により認定された施設

- ・・・港湾区域及び臨港地区内にない施設であるが、国土交通大臣が認定した施設
- 港湾区域外又は臨港地区外に設けられたもので、当該施設の活動に関わりを有する「港湾法」第2条第5項第1号から第10号の2までに相当する施設

【「港湾法」第2条第5項に示される資産】

1	水域施設	航路、泊地及び船だまり
2	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
3	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場
4	臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
5	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
6	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
7	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
8	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
8の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第13号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設
9	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
9の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第13号に掲げる施設を除く。)
9の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
10	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
10の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第14号に掲げる施設を除く。)
11	港湾施設用地	前各号の施設の敷地
12	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
13	港湾役務提供用移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
14	港湾管理用移動施設	清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

港湾台帳は公有財産台帳と異なり、国・市町村が所有する資産であっても港湾管理者(県)が管理する資産は港湾台帳に記載される。

これらの港湾施設は、施設の種類・機能別に区分して港湾台帳に記載される(次表参照)。

【港湾施設の記号例】

	施設番号	種類・区分		施設番号	種類・区分
水域施設	A-1	航路	臨港交通施設	D-1~3	道路
	A-2~	泊地		D-4	駐車場
	A-8	船だまり 等		D-5	橋梁
外郭施設	B-1	防波堤		D-11他	ヘリポート 等

	施設番号	種類・区分		施設番号	種類・区分
	B-3	防潮堤	航行補助施設	E-1～	航路標識、信号施設、照明施設等
	B-4	導流堤			
	B-5	護岸	荷さばき施設及び移動式荷役機械	F-1～3	荷役機械
	B-6	堤防		F-4	荷さばき地
	B-8	胸壁		F-5	上屋
		B-9 他	水門 等	旅客施設及び移動式旅客乗降用施設	G-1・2
係留施設	C-1	岸壁	G-4 他		待合所 等
	C-2	係船浮標	保管施設	H-1	倉庫
	C-4・5	棧橋・浮棧橋		H-2～	野積場 等
	C-6・7	物揚場・船揚場	港湾環境整備施設	L-1～	緑地・植栽 等

(出所：調整要領 -1 3表1より抜粋)

**(意見) 公有財産に関する規則及び要領の文言について**

## 県公有財産管理規則について

「県公有財産管理規則」第18条(公有財産台帳の特例)の条文中に港湾資産は明示されていない。これについて、港湾空港課では「等」に含まれるものと解釈している。

しかしながら、現在港湾の他に「等」に含まれる資産が存在しないこと及び港湾資産は金額的にも重要な資産であることに鑑み、規則又は処理要領等において港湾資産の位置付けを明確にすることが望まれる。

## 「財務会計システムによる鹿児島県公有財産管理事務処理要領」について

「財務会計システムによる鹿児島県公有財産管理事務処理要領」第4条では、電算処理(公有財産台帳登録)の対象外となるものは、規則18条に定める道路・土地改良財産に限られ、条文中に港湾資産・漁港資産は明示されていない。

当条文においても「県公有財産管理規則」との整合性を保ち、港湾資産・漁港資産の公有財産台帳との位置付けを明らかにすることが望ましい。

## 「財務会計システムによる鹿児島県公有財産管理事務処理要領」

第4条 電算処理の対象とするものは、公有財産(使用許可及び貸付に係るものを含む。)及び借受物件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 規則第18条に定める他の法令によって台帳の作成が義務づけられている公有財産のうち、道路及び土地改良財産
- (2) 地方公営企業特別会計に属する財産
- (3) 山林に存する立木以外の立木(登記をしたもの、明認方法を講じたもの又は特に経済的価値のあるものに限る。)又は工作物等(県以外の所有者の不動産又は動産に定着し、又は添付させたものに限る。)

(意見) 公有財産台帳と港湾台帳との関係について

鹿児島県の港湾資産と台帳との関係は下図の様に考えられる。

このうち、**□C** 県所有の港湾資産の一部 は港湾台帳と公有財産台帳の両方に重複して記載されている。

**□C**は公有財産台帳に記載されているものの、「定期監査調書」の公有財産調べや公有財産台帳の添付資料等については、港湾台帳への記載を理由として除外されるなど、一般の公有財産台帳登録資産とは異なる取り扱いを受けている。

このような両台帳重複記載について、

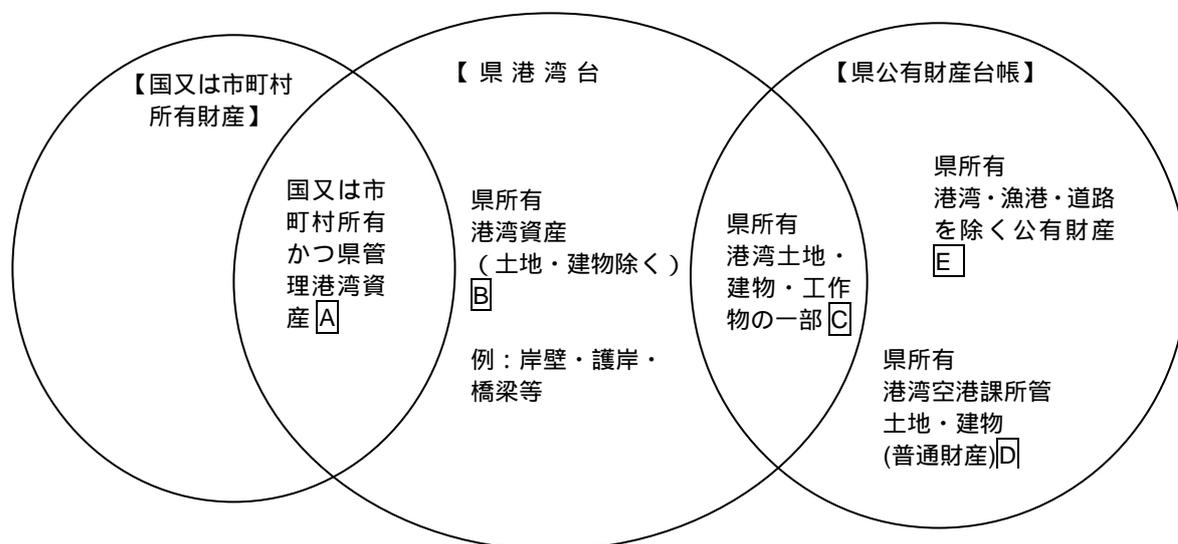
公有財産の<目的外使用許可手続>に公有財産台帳システムを用いているため、目的外使用の際には、港湾資産についても第18条特例に関係なく公有財産台帳システムへの登録が必要である

**□C**は上記の理由で便宜上、公有財産台帳に登録しているだけであり、通常の公有財産台帳登録資産とは異なるものである。

との回答を得た。

このような事情による重複記載を否定はしないが、重複記載資産の位置づけについて明文規定はなく、各担当者によって解釈の幅がある印象を受けた。また、**□C**について、鹿児島港の公有財産台帳を閲覧したところ、台帳差し替え漏れが散見されるなど、台帳の管理状況が良好とはいえない面があった<sup>6</sup>。

今後は、**□C**の公有財産台帳登録資産について、通常の公有財産台帳登録資産(下図**□D・E**)と異なる旨を明示し、例外的取り扱い内容(システム登録項目、添付資料、台帳に関する統制等)を明らかにすることが望まれる。



港湾台帳に記載される資産(県が管理する港湾資産): **□A**・**□B**・**□C**

公有財産台帳に記載されるべき資産: **□D**・**□E**

公有財産に記載されている資産: **□C**・**□D**・**□E**

<sup>6</sup> 本章 3-1-1 「(意見) 公有財産台帳の記載について」 参照

## (指摘事項) 港湾台帳の様式について

港湾台帳作成のよりどころとなる施行規則第5号様式(昭和55年施行)は平成6年3月に全面的に改正されているが、改正から15年以上経過しているにもかかわらず、鹿児島県では現在でも旧様式を採用している。

平成6年の第5号様式改正内容とその目的は、

将来の台帳システム移行を見据えて

OA化により統一したデータ管理を可能とするため1項目1記載とする

OA化した場合に1施設が1枚の紙に収まるようヨコ型からタテ型への変更

的確な港湾の管理運営を行ううえで必要と考えられる情報項目の追加

記載項目の名称を適切に改めること

とされているが、そのうち 的確な港湾の管理運営を行う上で必要と考えられる情報項目の追加には<事業費総額及び補助金額の記載欄追加>が含まれる。

事業費に関して、旧様式港湾台帳上は<備考欄への手書き記載>に過ぎなかったため、事業費が記載されていない資産も多数存在しており、各資産の取得に要した事業費の全容を把握することが非常に困難な状況となっている。

(提案)

改正から既に15年以上経過しており、新様式へ変更すべきである。

「港湾台帳調整要領」(平成6年3月 運輸省港湾局)

## (2)外郭施設

(イ)防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁

## [1]記載要領

8)事業費の欄には、当該施設の建設に要した事業費の総額と国庫補助金額を記載する。(ここで、改良としての消波工や維持補修及び災害復旧に要した事業費は除く)

【参考：施行規則第5号様式（第14条関係）】

例：護岸

< 県作成港湾台帳様式 >

種類	施設番号	名称	管理者名簿	年度	構造			建設開始及び終了年度	備考
				延長(m)	形式	主要用材	消波工(m)		
				累計(m)					
護岸									
護岸									
護岸									

当欄にH年事業費 円  
と手書き  
(記載されていない資産も多数)

< 現在の第5号様式 >

種類	護岸		護岸		護岸	
施設番号						
名称						
管理者名簿						
構造形式						
延長(m)	建設延長					
	機能保有延長					
天端高(m)						
波工延長(m)						
主要用材						
建設開始及び終了年度	開始年度					
	終了年度					
事業費	総額(千円)					
	補助金額(千円)					
備考						

## 2-1-2 整備運用の状況

港湾台帳の作成及び台帳記載事項の修正（調製）は、各港湾を管轄する出先機関（地域振興局や支庁等）が行う。港湾空港課は、各出先機関より台帳の複製を入手・保管することにより統括的な資産管理を行っている。

台帳記載事項の修正については、各出先機関が年度末に「加除訂正一覧表」を作成し、局内の承認手続後、当該一覧表の修正内容に基づいて台帳記載事項を修正する。既に各振興局等での稟議がなされていることを踏まえて、港湾空港課での承認手続は設けていない。

地域振興局 支庁 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「港湾台帳（原本）」の保管</li> <li>・台帳作成及び記載事項の修正</li> </ul> <p style="text-align: center;">「加除訂正一覧表」及び台帳修正頁を港湾空港課へ提出</p>
港湾空港課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「港湾台帳（複製）」の保管</li> <li>・修正頁の差し替え</li> </ul>

## 2-1-3 実施した監査手続き

県の主要港である鹿児島港及び志布志港の港湾台帳を閲覧し、関係証憑の入手及び担当者への質問等を行った。

## （指摘事項）帳簿と施設位置図との記載事項の不整合

鹿児島港の港湾台帳（主として本港区）のうち、以下の資産につき、帳簿と位置図の記載事項が整合していなかった。

施設番号	名称	帳簿	位置図	正誤
A-9-11	営林署泊地	27,000 m <sup>2</sup>	27,800 m <sup>2</sup>	帳簿の数値が正。 加除訂正時の図面修正漏れによるもの。
B-1-33	本港区防波堤（東A）	450m	460m	
D1-6	臨港道路新港北支線	1172m	860m	
D-1-7	臨港道路新港北線	685m	690m	
D1-9	臨港道路新港中央線	389m	362m	
D1-38	臨港道路北ふ頭線	880m	800m	
D-1-39	臨港道路北ふ頭支線	380m	390m	
D-1-41	臨港道路南北ふ頭線	419m	139m	

台帳の調製は法定事項であり、適時修正及び修正事項の確認等の強化が必要と考える。

## 施行規則第14条第4項

帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

### （指摘事項）移管に伴う港湾台帳の修正について

以下の資産は、平成22年4月に総務企画部へ所管替されているにも関わらず、港湾台帳に記載されたままである。港湾台帳記載資産は、原則として港湾空港課およびその出先機関で管理する資産が対象であり、本来は港湾台帳上も削除すべきである。

施設番号	名称	取得年度	公有財産台帳
N-1-1	旧港湾事務所	昭和37年	平成22年4月に総務企画部へ所管替

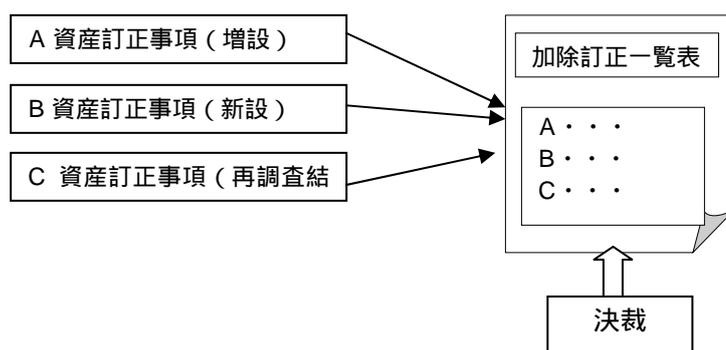
なお、港湾台帳の上記記載は、指摘後速やかに修正されている。

### （意見）港湾台帳訂正手続きの厳格化について

#### 訂正事項の承認手続きについて

各記載事項の訂正承認手続きは、個別変修正稟議ではなく、年度末に「加除訂正一覧表」を用いた包括稟議をもって、各案件の記載事項修正の承認が得られたものとしている。

#### 【例】



平成20～22年度の鹿児島港における「加除訂正一覧表」を閲覧したところ、新設や補修に伴う訂正がほとんどであったが、中には「再調査結果（再調査した結果、過年度の記載誤りが明らかになった）」を理由とした面積や事業費等記載内容の大幅な修正も見られた。

しかしながら、その訂正の根拠となる書類（例：面積の修正であれば再測量結果、事業費の修正であれば事業費算定資料等）は稟議書に添付されていなかった。

今後は訂正根拠書類も稟議書に添付した上で承認を受けると考える。

#### 台帳記載事項の修正手続きについて

鹿児島港の港湾台帳を閲覧したところ、修正液による訂正や鉛筆による訂正が散見された。港湾台帳は法定書類であることから、せめて修正履歴が残るボールペン等で記載することが望ましいと考える。

## 2-2 漁港台帳

## 2-2-1 概要

漁港管理者は、管理する漁港について漁港台帳の作成義務を有する（「漁港漁場整備法」第36条の2）。

漁港台帳の主な用途につき、漁港漁場課では次のように回答している。

## 漁港漁場課

- 漁港区域の確認
- 漁港指定等沿革の確認
- 施設整備の経緯の確認
- 施設の配置、形状、規模等の確認
- 地方交付税の算定基礎（台帳に記載されている外郭施設及び係留施設延長は、地方交付税の算定基礎として県財政課へ報告）
- 災害復旧事業の対象となる施設の確認
- 予算の対象施設（範囲）の確認

## 出先機関（地域振興局等）

- 漁港区域の確認
- 漁港指定等沿革の確認
- 施設整備の経緯の確認
- 施設の配置、形状、規模等の把握
- 通常の維持管理の対象施設としての把握（巡視・点検、不具合・損傷が確認された際の修繕等の対象）
- 漁港施設の占用許可申請の審査における対象施設の確認
- 不法占用物件等があった場合の対象施設の確認
- 災害復旧事業の対象となる施設の把握・確認
- 市町村等からの照会

漁港台帳の記載事項は「漁港漁場整備法施行規則」第9条において次のとおり定められている。

- 一 漁港の名称、種類、所在地及び区域
- 二 漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力
- 三 漁港施設の所有者及び管理者
- 四 漁港施設の建設又は取得の年月日
- 五 漁港施設の建設又は取得の価格
- 六 その他漁港の維持管理上必要な事項

上記の他に、農林水産大臣が告示で定める図面の添付が求められている。

次表のうち「漁港施設明細表」は各漁港資産の個別情報であり、この記載をもって公有財産台帳に代替するものと考えられる。

## 【漁港台帳の記載内容】

漁 港 台 帳	名称	
	総括表	
	漁港施設明細表	…… 個別資産の明細
	漁港施設の増減表	
	漁港施設の標準断面図	
	延長等照合表	
	漁港平面図	
	施設写真	
	水準図面	

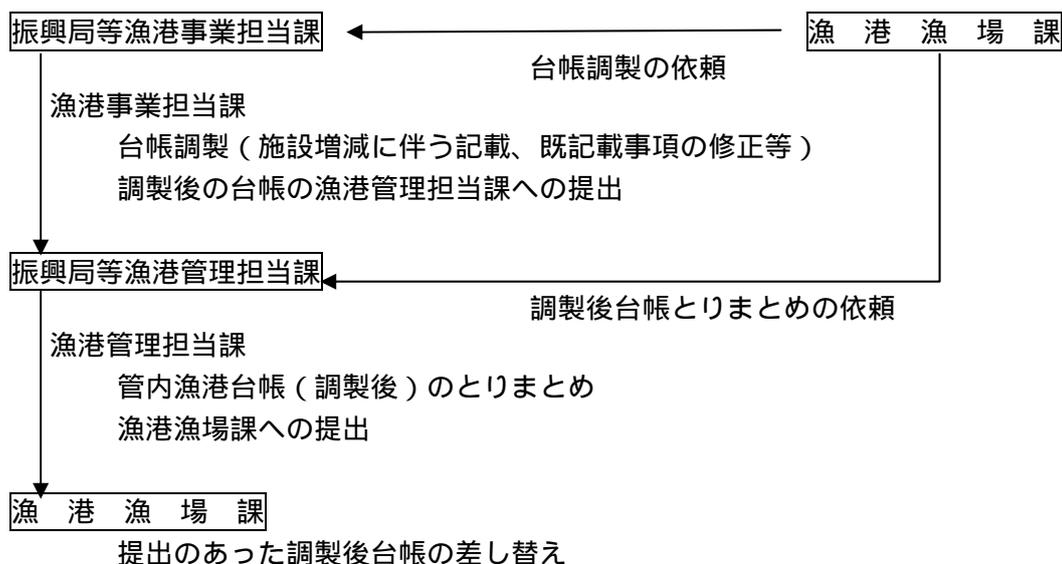
### 2-2-2 整備運用の状況

漁港台帳の作成及び記載事項の整備は、各漁港を管轄する出先機関(地域振興局や支庁等)が行う。漁港漁場課は、各出先機関より台帳の複製を入手及び保管することにより、統括的に管理している。

漁港台帳はシステム化されておらず、エクセル、ワード、手書きで作成されている(各作成担当部署により作成ツールは異なる)。

台帳記載事項の訂正(調製)は、毎年度末日を基準とした訂正事項一覧表である「漁港施設の増減表」を各出先機関が作成し、これに基づいて各台帳記載事項が修正される。

#### 【台帳調製事務の流れ】



## (指摘事項) 総括表と明細表の数値相違

漁港台帳のうち、山川漁港の台帳について閲覧したところ、各施設用地の面積の合計と総括表の面積の数値が異なっていた。

その理由は、施設用地の中に臨港道路面積が含まれていたことによる。一方で、当臨港道路は同じ漁港台帳の輸送施設（道路）にも記載されており、二重計上となっていた。

当臨港道路は「漁港利用計画平面図」上の面積表記を引き継いだものと考えられるが、二重計上となった詳細な経緯は不明とのことであった。本来は道路のみの記載が妥当であり、他の漁港も漁港施設用地に道路は含めていない。

適正な表示に修正するとともに、将来の固定資産台帳整備に向けて台帳記載内容の再確認が必要と考える。

	総括表	各港湾施設用地の面積合計	差異
漁港施設用地	166,492.3 m <sup>2</sup>	126,314.4 m <sup>2</sup>	40,177.9 m <sup>2</sup>

臨港道路面積

## (意見) 漁港台帳訂正手続きの厳格化について

漁港台帳記載事項の訂正に関する申請書・稟議書等の承認文書はなく、個々の訂正事項に対する責任と権限が明確になっていない。

漁港資産は漁港台帳への記載を理由に公有財産台帳への記載が省略される（「県公有財産台帳規則」第18条）

公有財産台帳記載事項の修正の場合は、財産事務管理者<sup>7</sup>に個々の資産ごとに「公有財産増減登録確認書」を出力し及び保管する義務がある（「財務会計システムによる鹿児島県公有財産管理事務処理要領」第8条）

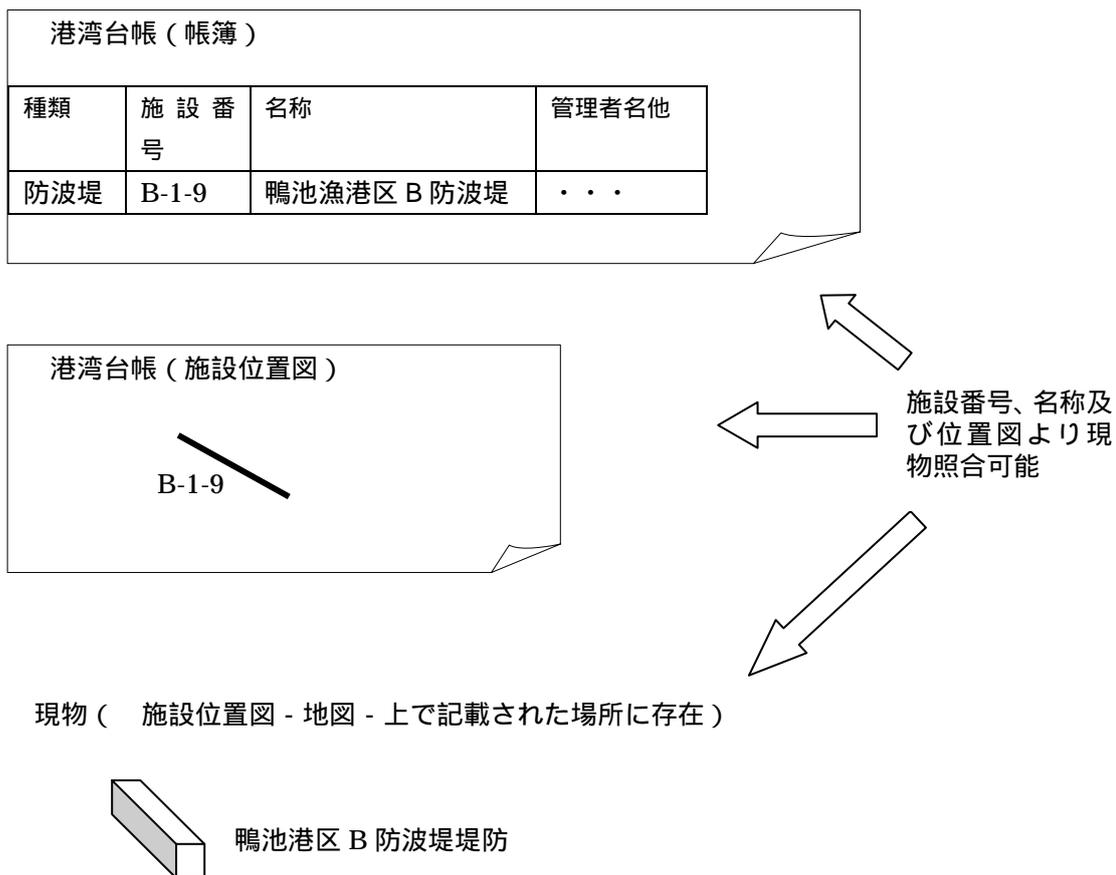
等に鑑みれば、公有財産台帳に準じて、個々の訂正事項、少なくとも台帳修正事項一覧表である「漁港施設の増減表」及びその修正根拠資料については財産管理者の承認履歴を残すことが望まれる。

<sup>7</sup> 財産事務管理者：各課及び出先機関の長。地域振興局においては部長・支所長。（規則第5条）

### 2-3 台帳上の資産と現物の照合について

港湾台帳上の記載と現物は、各資産に付された施設番号及び施設名称を基に照合が可能である。

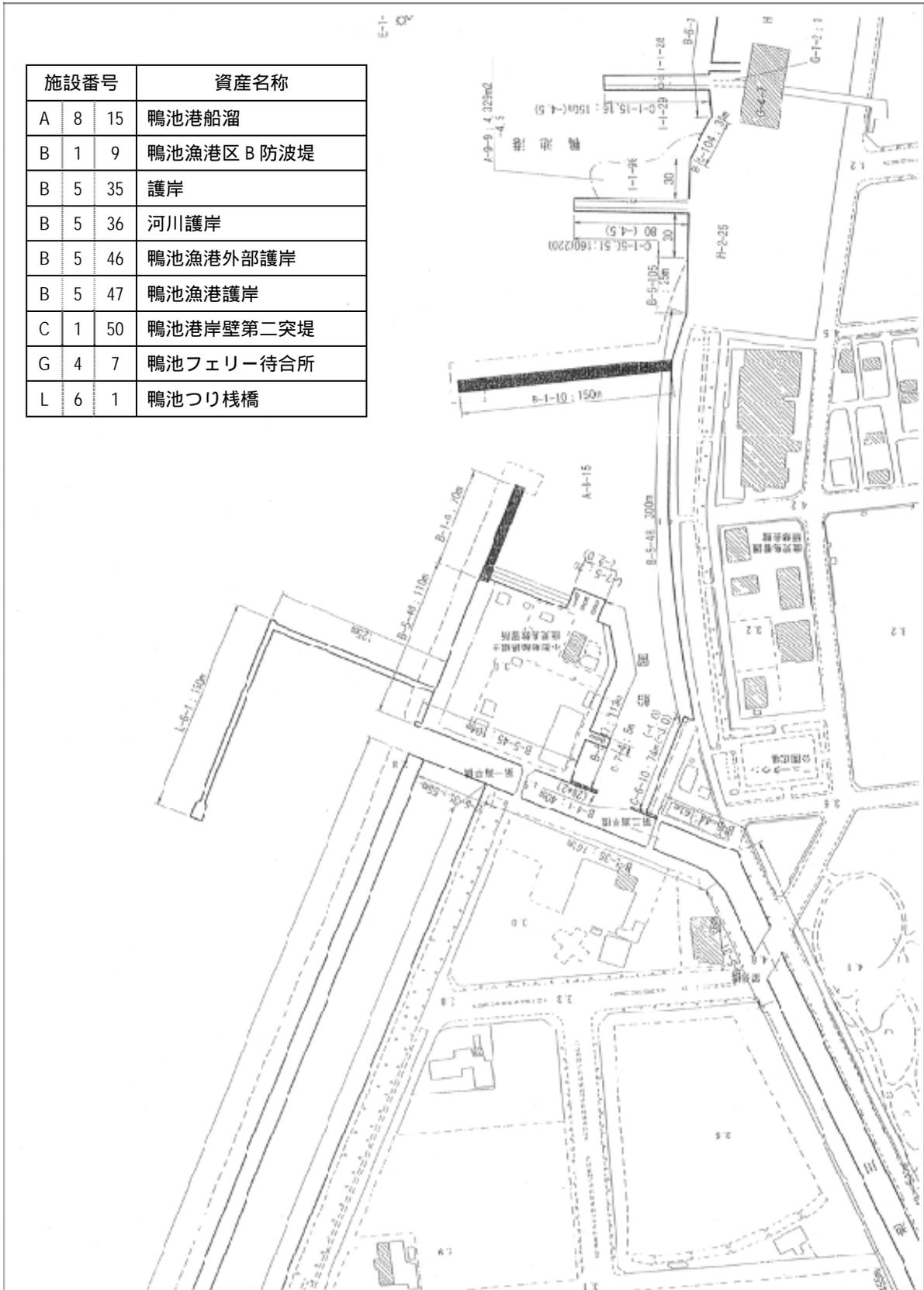
#### 【例】鴨池港区 B 防波堤堤防



各出先機関における現物照合頻度については、年1回の現物照合等定期的な照合作業は行っていないが、各施設のメンテナンス時などに随時、台帳との照合を行っている。

なお、漁港台帳においても施設番号及び名称等を鍵として台帳上の施設と現物の照合が可能である。

【例：鴨池港施設位置図の一部】



## 2-3-1 実施した監査手続き

港湾資産については鹿児島港及び志布志港、漁港資産については山川漁港において以下の手続きを実施した。

- ・現場を視察し、主な施設につき施設位置図（港湾）及び漁港平面図（漁港）と現況との整合性を確かめた。
- ・主として鹿児島港本港区の資産につき、施設位置図（港湾）の施設番号及び記載事項と港湾台帳帳簿の記載事項の整合性を確かめた。

監査の結果は次のとおりである。

## （指摘事項）廃棄済資産の港湾台帳削除もれ

鹿児島港の港湾台帳（主として本港区）のうち、以下の除却資産につき台帳では削除されていないかった。

施設番号	名称	設置事業年度	現 状
C-5-3	船溜浮棧橋	大正 12 年	設置場所は埋め立てられており、現在は道路になっている。帳簿・位置図共に削除漏れ。
G-3-1	桜島フェリー待合所手荷物預かり所	昭和 40 年	旧待合所資産。平成 8 年度に新待合所を建設している。位置図は削除済だが、帳簿削除もれ。

港湾資産全体の定期的な一斉実地調査は行われていないため、取り壊し等の修正事象が発生した時に台帳修正を見逃した場合、上記の事例のように、台帳の誤記載が長期にわたり発見されない可能性がある。

## （指摘事項）港湾台帳記載内容の誤り

鹿児島港の港湾台帳を閲覧した結果、以下の資産につき、記載数量が実際と異なっていた。

施設番号	名称	設置事業年度	台帳数量	実際数量
G-4-5	鹿児島新港第 1 待合所	昭和 43 年	968 m <sup>2</sup>	1,991 m <sup>2</sup>
G-4-7	鴨池フェリー待合所	昭和 50 年	993 m <sup>2</sup>	1,986 m <sup>2</sup>

当指摘事項も、前項同様、台帳計上時の誤記載が長期間に渡って発見されなかった事例である。将来の固定資産台帳整備に向けて、今後は各資産の記載内容につき再度重点的に調査することが必要と考える。

以下の資産につき、公有財産台帳に記載されているにもかかわらず、港湾台帳に記載されていないかった。

整理番号	財産名称	面積 (m <sup>2</sup> )	価格 (円)
000025	船舶給水場 (七ツ島)	306	40,952,000
000038	谷山1区詰所	109.2	32,754,000

これらは港湾台帳の記載もれであり、今後修正するとの回答を得ている。

### (意見) 公有財産台帳の記載について

鹿児島港の公有財産台帳を閲覧した結果、以下の資産につき、面積が登録されているにもかかわらず価格ゼロ円で記載されていた。

整理番号	財産名称	面積 (m <sup>2</sup> )	価格 (円)
100012	鹿児島港湾事務所倉庫	252	0
000031	鴨池港外郭施設用地	2,811	0
000032	鴨池港外郭施設用地	482	0
000033	鴨池港外郭施設用地	2,017	0

この原因は現在調査中であるが、「港湾施設の評価額については、施設の建設事業費を計上しており、当時の事業費を調べる必要があるため日数が必要であり、判明次第、計上したい。」<sup>8</sup>との回答を受けた。今後は、公有財産の評価額を適正に公有財産台帳に計上する必要がある。

一方で、目的外使用許可手続のために公有財産台帳システムに登録する場合には、通常の公有財産と異なり、評価額の登録を必要としないケースもあると聞いている。

本章2-1-1「(意見) 公有財産台帳と港湾台帳との関係について」でも述べたが、目的外使用許可手続を理由として公有財産台帳に登録される港湾資産の位置づけや登録必要項目を明確にすることが望まれる。

### 2-3-2 県公有財産事務に係る自主検査 ～過年度包括外部監査に対する措置～

県会計規則第147条において、所属長における自主検査が義務付けられている。

自主検査とは、所属長がその所管に係る会計に関する事務について、毎会計年度四半期ごとに自ら行う検査である。検査結果については、各所属長が自主検査報告書を知事に提出するほか、定期監査調書「各種検査、監査等の実施状況調べ」にも実施概要と結果を記載している。

自主検査の対象項目については、当初、予算や歳入歳出事務等の会計に関する事務のみを

<sup>8</sup> 鹿児島地域振興局 建設総務課管理第三係

検査対象としていたが、平成19年度の包括外部監査時の指摘事項<sup>9</sup>に対応する措置として、「公有財産事務に係る自主検査の実施について」(平成20年7月出納局長通知<sup>10</sup>)が出された。

ここでは、県会計規則第147条に基づく自主検査において、公有財産事務についても検査を実施する旨が示されている。なお、頻度については、他の会計事務の頻度等を考慮して年1回実施することとしているが、これを超えて実施することを妨げないものとしている。当通知で示されている公有財産事務に係る自主検査表様式及び定期監査調書記載事項は以下のとおりである。

【様式「検査項目参考例」】

チェック事項	検査結果	備考
(1) 公有財産台帳と実在財産は合っているか。(筆数、棟数、形態が関係図面と合っているか。)(公規16,17)		
(2) 公有財産台帳は正しく記入されているか、空欄はないか。(公規17,19,シ公要6)		
(3) 公有財産台帳に添付資料(登記事項証明書(登記簿)、測量図、配置図、平面図等)が適正に添付されているか。(公規17,昭和52.4.1総括管理者通知2-(6)-ア)		
(4) 使用許可・貸付、借受物件台帳は適正に整備されているか。(許可書、契約書、図面等の添付状況)(公規17,19,昭和39,7,22副知事依命通達3-5(1))		
(5) 抹消台帳(処分済みの財産台帳)や、売却等した財産に係る用途指定台帳は整備・保管してあるか。(公規48-2,シ公要13)		
(6) 公有財産台帳と監査調書との間に差異はないか。(平成20.4.14総括管理者通知)		
(7) 公有財産に関する例規、通知等は整備してあるか。(実調要領5)		
(8) 土地、建物、無体財産等の登記、登録状況は適正か。(県有地上の建物は除く)(公規10,昭和52.4.1総括管理者通知2-(5))		
(9) 境界注又はそれに代わるものは設置してあるか(図面上に明記してあること)(公規14の2,境界柱設置要領7)		

<sup>9</sup> 平成19年度包括外部監査テーマ「県および財政援助団体が所有する土地等の管理について」  
指摘事項「増減登録の失念や入力ミスによる台帳残高の誤り、出納閉鎖期間内の処理漏れによる年度末残高の相違など、所管課の担当職員の公有財産管理システムに対する重要度の認識が不足していると思わざるを得ない事例が散見された。担当職員の自覚と総括する財産管理課による指導徹底が必要である。」

<sup>10</sup>平成21年4月改正は財産活用対策室長通知

チェック事項	検査結果	備考
(10)未利用地及び遊休建物の管理は適正か。(公規16)		
(11)不法占拠はないか。(公規16,実調要領5)		
(12)使用許可書、貸付契約書、借受契約書等を作成しているか。 (公規33,昭和46.4.20総括管理者通知)		
(13)使用料、貸付料、光熱水費の算定方法は適正か。(財条7,公規42の2)		
(14)使用料又は貸付料の減額、免除の場合の根拠について、平成16年3月改正の減免基準を適切に運用しているか。(平成16.3.5総括管理者通知)		
(15)使用許可(貸付)申請書等に関係書類(図面等)が添付されているか。(公規17)		
(16)監査委員等からの指摘事項に関する措置は適正になされているか。(昭和43.2.8総務部長通知,昭和45.12.19出納帳通知)		
(17)財産に事故があった場合、直ちに事故報告書が提出されているか。(公規22)		
(18)その他		

(平成21年4月改正後様式)

- (注) 検査結果の欄には、それぞれのチェック事項について、適正に処理されている場合は「」を、そうでない場合は「×」を表示し、該当する事務のない場合は「/」等を表示すること  
 (凡例) 財条(鹿児島県財産に関する条例) 公規(鹿児島県公有財産管理規則) 実調要領(鹿児島県公有財産実地調査要領) シ公要(財務会計システムによる鹿児島県公有財産管理事務処理要領)

【定期監査調書 記載事項(例:鹿児島地域振興局 建設部)】

第11 各種検査監査等の実施状況調べ

2 自主検査(会計規則第147条)の実施状況調べ

検査実施年月日	対象期間	検査実施者 職・氏名	検査補助者 職・氏名	検査結果	処理 てん末	知事への報告 年月日
			検査立会者 職・氏名			
22.7.26	第1四半期			(注)	(注)	22.7.28
22.10.28	第2四半期	~省略~		(注)	(注)	22.11.1
23.1.25	第3四半期			適正に処理されている。	特記事項なし。	23.1.25

- (注) 検査結果はいずれも他の会計事務に関する内容であり、公有財産に係る事務手続に係る指摘事項はないため、ここでの記載を省略した。

## 2-3-3 県公有財産実地調査要領における実地調査

自主検査とは別に、公有財産管理規則第8条では、総括管理者（総務部長）に公有財産の実地調査権が認められている。

実地調査の概要は、「鹿児島県公有財産実地調査要領」（以下、「実地調査要領」という。）において以下のとおり定められている。

【実地調査要領の概要】	
・調査担当部署：	総務部
・調査種類：	定期調査 年次計画に基づいて実施 臨時調査 総括管理者（総務部長）が必要と認めた時に実施
・調査事項：	財産台帳、事前合議、登記・登録、使用許可関係書類等関係書類の整備状況 未利用財産、不法占拠の有無 維持保全状況 等

但し、港湾資産及び漁港資産については実地調査要領の適用対象外として、実地調査は行われていない。

（意見）港湾資産及び漁港資産を実地調査要領及び自主検査の対象外とすることについて

実地調査要領で定める調査対象資産は、原則として全ての公有財産等である。例外として道路、土地改良財産等があげられるが（下記条文参照）、文言どおりに読めば、港湾資産及び漁港資産は例外資産に該当しないものとする<sup>11</sup>。

港湾資産及び漁港資産は、港湾法、漁港漁場整備法等で定める台帳が存在することを理由として公有財産台帳の例外が認められるのであり、公有財産としての現物管理については、他部署が管轄する公有財産と変わらないのではないだろうか。仮に、港湾法等で資産管理が求められることにより実地調査対象外とすることが出来ると考えるならば、条文を修正して実態に合わせるべきであり、明文根拠のない曖昧な例外を認めることは望ましくない。

「実地調査要領」

第2条 この要領において使用する次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公有財産等 規則<sup>12</sup>第2条第1項に定める公有財産（規則第9条ただし書きに定める道路及び土地改良財産を除く。）鹿児島県土地開発基金に属する土地（以下「基金保有地」という。）本県が他者から借受けている土地及び建物（以下「借受物件」という。）並びに用途指定をして処分し、または交換渡した土地、建物（以下「用途指定物件」という。）をいう。

<sup>11</sup> 本章1 公有財産 文中「公有財産管理規則」第18条 参照

<sup>12</sup> 鹿児島県公有財産管理規則

## 「鹿児島県公有財産管理規則」

第9条 …略…ただし、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）及び鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和37年鹿児島県条例第23号）第2条第2項に規定する土地改良財産（以下「土地改良財産」という。）に係るものについては、この限りでない。

自主検査の検査項目例で記載されている検査項目は、公有財産事務に係る各種規則・要領・通知等を総括して作成されたものであり、公有財産事務のポイントを集約したものと評価出来る。

仮に当該検査項目の「公有財産台帳」の文言を「港湾台帳」に置き換えれば、この章における指摘事項のほとんど全ては自主検査で防ぐことが可能である。譲って、条文どおり「公有財産台帳登録資産」に限ったとしても、登記簿謄本の添付（検査項目一覧チェック項目(3)）や台帳差し替え漏れ（同チェック項目(1)）に関する事項は自主検査で防ぐことが可能であり、当検査が適正に行われていれば、この章における包括外部監査人からの指摘事項や意見はほとんど事前に発見されているものとする。

しかしながら、平成20年度より公有財産事務に係る自主検査が実施されたにもかかわらず、鹿児島港を所管する鹿児島地域振興局の自主検査指摘事項（公有財産に関する箇所）は何も報告されていなかった。

公有財産台帳等の整備不足が自主検査で発見されなかった原因を推察すれば、

- ・港湾資産は港湾法で管理されているため当検査項目の対象外。  
（公有財産＝港湾台帳に記載されている資産以外の公有財産。公有財産台帳と港湾台帳の両方に計上されている資産も自主検査対象外。）
- ・港湾資産は多数にわたるため、年1回の全件検査は実務上不可能。

等の解釈により、港湾資産が自主検査の対象外におかれた可能性が考えられる。港湾資産・漁港資産は台帳が異なるだけで公有財産であることには変わりないのであるから、公有財産管理体制の枠外とすべきではない。

後述する地方公会計改革により、将来的にはインフラ資産を含む全ての資産が固定資産台帳に計上され、他の公有財産と同様に、原則として個別評価の対象となる。

詳細は「情報開示制度と資産台帳」の項で述べるが、個々の固定資産について

取得価額（事業費）

固定資産税評価額（同一地目・一定地域ごとの平均単価×数量）

再調達価額（数量×見積単価）

のいずれかをを用いて評価することが必要とされる。

この段階において、当初より指摘されている取得価額（事業費）が不明だけでなく、における数量そのものが港湾台帳 現物であれば、資産の適切な評価額の算定は困難を極める。

鹿児島県におけるインフラ資産の個別評価（たな卸）実施年度は平成24年度以降に計画されているが、これに向けて港湾資産についても、まずは自主検査項目の公有財産台帳を港湾台帳に置き換えた検査が有効と考える。膨大な港湾資産について毎年の全件検査は実

務上困難と考えられるが、例えば”ローテーションで数年にわたって検査する”という方法も現実的なものとする。

#### 2-4 資産の管理<登記>について

資産管理には、現物の管理、帳簿による管理の他に所有権を明らかにする登記簿の管理が挙げられる。

公有財産に係る登記事務について、県は、公有財産管理規則第10条等によって速やかな登記及び公有財産台帳への添付を義務づけている。

「鹿児島県公有財産規則」

第10条1項 財産管理者は、登記若しくは登録を要する公有財産を取得し、又は処分するときその他必要が生じたときは、遅滞なくその手続をとらなければならない

「鹿児島県公有財産管理規則の一部改正および規則の運用等について（通知）」（昭和52年4月1日）

2(6)台帳の調整 ア不動産登記簿謄本の附属（17条3項関係）

台帳のうち、土地台帳、地上権台帳、借受台帳（土地）については、不動産登記簿謄本と字図を附属させること

港湾台帳は”県が管理する資産”を記載しているため、県が所有する資産と国・市町村が所有する資産が混在している（次頁参照）。このため、公有財産の管理としては、港湾台帳だけでなく登記簿謄本の管理により県の所有分を別途明らかにしておく必要があると考える。

【国・鹿児島県・鹿児島市の所有が混在する例】



ただし、同じ場所の土地であっても、港湾台帳は野積場・駐車場等機能別に区分して記載するのに対し、公有財産台帳及び登記簿謄本は所在地毎に記載する。このため、港湾台帳の施設番号と土地台帳の整理番号は、直接には対応しない。

## 【例】

## 土地台帳

整理番号	名称	住所	面積 (㎡)	金額 (円)
000119	公共駐車場	本港新町 4-1	10,422	97,913,314
000123	旅客上屋、野積場等	本港新町 3	75,489	2,661,181,700
000129	公共駐車場及び臨港道路	本港新町 4-2	9,603	224,452,267
000130	北ふ頭 4-1 工区	本港新町 1	4,599	238,600,000
000131	北ふ頭臨港道路	本港新町 4-3	2,439	96,822,208
000132	北ふ頭 7-2 工区	本港新町 4-4	24,890	558,434,199
000138	北ふ頭 7-3 工区	本港新町 5	79,343	1,755,999,956
000140	北ふ頭 8 工区	本港新町 6	33,733	9,942,970,000
000141	北ふ頭 5-3 工区	本港新町 2	552	286,400,000
		計	241,070	15,862,773,644

← 所在地別

登記簿は地番（太字）に従って記載される。内、分筆している土地は筆別に記載されている。

## 港湾台帳

施設番号	名称
F-5-16	本港区北ふ頭 1 号上屋
F-5-17	本港区北ふ頭 2 号上屋
F-5-18	本港区北ふ頭 4 号上屋
G-4-10	北ふ頭ターミナル
G-4-11	桜島フェリーターミナル
H-2-29	本港北ふ頭野積場
L-2-5	しおかぜ通り

← 機能（用途）別

港湾資産のうち、公有財産台帳に登録している土地及び建物については登記を行っているとのことであった。ただし、マリポート（港湾台帳上は緑地 11,540 ㎡）については、登記及び土地台帳への計上はなされていない。平成 19 年度より一部使用開始しているが、現在も工事中のためと思われる。

## （意見）登記簿謄本の保管状況について

公有財産台帳に登録されている鹿児島港の土地及び建物について登記簿謄本を閲覧したところ、登記はされているものの登記簿謄本が保存されていないケースが散見された。

登記は県の所有権を主張する重要な書類であり、前述のとおり公有財産管理規則等におい

でも登記簿謄本の公有財産台帳への添付が求められている。

港湾資産については特例により港湾台帳をもって公有財産台帳の代替が認められているが、港湾台帳への登記簿謄本の添付は港湾法上求められていない。

しかしながら、公有財産管理における登記の重要性は何ら他の公有財産と変わらないこと及び公有財産台帳に登録されている港湾資産については、公有財産台帳添付資料についても公有財産台帳に関連する規則を遵守すべきとも考えられることから、港湾資産においても登記簿謄本の保管が望まれる。

港湾資産の管理において登記簿謄本の保管が重視されない理由には、で述べた「法や規則によって強制されてないこと」の他に、前述した「港湾台帳と登記簿謄本との整合性がとりづらいこと」が考えられる。実務上、港湾資産の維持管理は機能別に資産を計上している港湾台帳を基軸に行われているため、地番別に登録された登記簿謄本は重要視されない傾向にあるものと推察する。

しかし、例えば登記簿謄本に管理連番を採番し、登記簿謄本と港湾台帳上の各資産欄に該当する管理番号（登記簿謄本管理番号又は港湾台帳施設番号）を相互に記載する等の一手間を加えることで、現物の保守管理から登記による所有権管理まで連動した管理が可能になるものとする。

### 3 行政財産と普通財産の区分

#### 3-1 行政財産と普通財産

公有財産はその用途により行政財産と普通財産に区分される。

区 分		意 義	主なもの
行政財産	公用財産	県が、その事務又は事業を執行するために直接使用し、又は使用することと決定した公有財産	庁舎、議事堂、研究所、実習船など
	公共用財産	県において、直接公共の用に供し、又は供することと決定した公有財産	道路、港湾、公園など
普通財産		行政財産以外は一切の公有財産	売却目的資産など

港湾空港課及び漁港漁場課で保有する資産の大部分は、直接公共の用に供する資産であり行政財産（公共用財産）に該当する。

対して、普通財産は、旧施設跡地等、現在事業の用に供していない資産及び売却予定資産等である。

平成22年度末における主な普通財産は以下のとおりである。

< 港湾資産（鹿児島港） >

区分	名 称	数量（㎡）
土地	鹿児島市城南町	
土地	鹿児島市住吉町	
土地	鹿児島市浜町	
合計		17,712.40

（出所：平成23年度定期監査調書）

## &lt; 港湾資産（志布志港） &gt;

区分	名 称	数量（㎡）
土地	志布志市志布志町	3,540.50

(出所：平成 23 年度定期監査調書)

## &lt; 漁港資産 &gt;

区分	名 称	数量（㎡）
	該当なし	

(出所：平成 23 年度定期監査調書)

## (指摘事項) 用途廃止資産の公有財産台帳変更手続き漏れ

ドルフィンポート用地（鹿児島市本港新町 5-4 等 30,855 ㎡）の貸付にあたり、平成 16 年 6 月に当土地を行政財産から普通財産へ変更（用途廃止）する決裁がなされている。

しかしながら、公有財産台帳上の行政財産から普通財産への変更手続きが行われておらず、その結果、公有財産台帳上は行政財産の区分のまま貸付が行われていた。

「鹿児島県公有財産管理規則」第 19 条に基づき、用途廃止決裁後は速やかに台帳を調製すべきである。なお、今回の包括外部監査での指摘を受け、既に公有財産台帳は修正されている。

「鹿児島県公有財産管理規則」

(公有財産台帳の調製)

第 19 条 財産事務管理者は、その所管する公有財産について増減を生じ、又は使用許可、貸付けその他の異動を生じたとき（1 月以内の使用許可及び貸付けに係るものを除く。）は、その都度公有財産台帳を調製しなければならない。

2 本庁事務取扱者は、その取扱いに係る公有財産の事務を処理したときは、速やかに、当該公有財産の事務を分掌する財産事務管理者に公有財産台帳を調製するために必要な書類を送付しなければならない。

(公有財産の異動増減等の報告)

第 20 条 財産事務管理者は、前条の規定により公有財産台帳を調製したときは、速やかに、別に定めるところにより、財産管理者（財産管理者が出先機関の長である場合にあつては、財産管理者及び本庁事務取扱者）及び統括管理者に報告しなければならない。ただし、他の法令によって台帳の作成が義務付けられている公有財産（漁港及び港湾に係るものを除く。）、山林に存する立木以外の立木（登記をしたもの、明認方法を施したもの又は特に経済的価値のあるものに限る。）及び工作物等（県以外の者が所有する不動産又は動産に定着又は添付させたものに限る。）に係るものについては、この限りでない。（下線は筆者）

平成 16 年度に用途廃止と貸付承認の同時決裁が行われたにもかかわらず、用途廃止の最終手続である公有財産台帳の調整が 7 年以上も放置されており、その間、定期監査、自主

検査等様々なチェック体制をくぐりぬけて誤記載が発見されなかった要因について、以下、考察する。

#### 公有財産台帳調整年度の統制

同規則第20条では、公有財産の状況に変更が生じた場合、財産事務管理者<sup>13</sup>は、速やかに、財産管理者及び本庁事務取扱者<sup>14</sup>に、調製後の台帳の内容を報告する旨が定められている。

今回の決裁稟議書には、財産管理者及び本庁事務取扱者ともに押印していることから、両者は台帳調製後の報告が行われることを予見出来、台帳調製漏れ（財産事務管理者から財産管理者等への調製報告もれ）に気づくことが可能であった。

しかしながら、財産管理者及び本庁事務取扱者が台帳調製報告の漏れを発見出来なかった要因として、港湾台帳の作成が義務付けられている港湾資産は同規則第18条（公有財産台帳の特例）を適用すると解釈する一方で、一部の港湾資産は公有財産台帳にも記載されている<sup>15</sup>、これらは他の公有財産と同様に台帳調製後の報告が必要である（前掲「鹿児島県公有財産管理規則」第20条）という認識が十分に浸透されていなかった可能性が考えられないだろうか。

なお、当事例は行政財産から普通財産の変更（用途廃止）であり、普通財産の増加については、同規則第18条の適用の有無に関わらず、公有財産台帳の調製・報告を必要とするとはいうまでもない。

#### 公有財産台帳調整年度以降の統制

公有財産台帳の記載内容の妥当性を確認する主な手続きに、定期監査、自主検査（平成20年度より開始）等があげられる。しかし、両監査（検査）とも対象資産が漏れていた<sup>16</sup>。このため、数年間にわたり公有財産台帳の誤記載が発見されなかったものとする。

このようなケースは港湾資産に限らず、道路や漁港等資産等においても同様に発生しうるものと想定される。今後は、同規則第18条に基づき公有財産台帳記載を省略している公有財産について、少なくとも用途廃止時の台帳調製漏れがないよう留意する必要がある。

<sup>13</sup> 財産事務管理者・・・地域振興局においては部長又は支所長を指す。

<sup>14</sup> 財産管理者・・・地域振興局においては局長を指す。

本庁事務取扱者・・・本庁各課の長を指す。

<sup>15</sup> （意見）公有財産台帳と港湾台帳との関係について 参照

<sup>16</sup> （意見）港湾資産及び漁港資産を実地調査要領及び自主検査の対象外とすることについて 参照

[ドルフィンポート用地（普通財産）と各台帳の関係]

台帳名	公有財産台帳	定期監査調書 <sup>17</sup>	港湾台帳
記載内容	行政財産として記載	記載なし	記載なし
理由	用途廃止登録漏れ	行政財産は「港湾台帳に記載されている」旨のみ一括記載するため	普通財産は記載対象外のため
あるべき記載内容	普通財産として記載	普通財産として記載	記載なし

（指摘事項）定期監査調書「公有財産調べ」の記載について

鹿児島地域振興局の定期監査調書「公有財産調べ」を閲覧したところ、定期監査調書の繰越数量及び金額が一致していなかった（下表参照）。

前年度末と当年度首の繰越不一致を可能にしてしまうと、行政財産と普通財産の移動履歴が明らかにならず、適切な資産管理に支障をきたすおそれがある。

今後は、繰越残高を調整するのではなく、年度中の増減項目として開示すべきである。

（単位：㎡、円）

分類	区分	用途	平成 21 年度末残高 （期末残高）		平成 21 年度末残高 （期首残高）	
			数量	金額	数量	金額
行政財産	土地	庁舎用地	4,438.33	40,258,560	4,630.33	42,000,000
普通財産	土地	庁舎用地	192.00	1,741,440	-	-
合計			4,630.33	42,000,000	4,630.33	42,000,000

（出所：平成 22 年度監査調書）（出所：平成 23 年度定期監査書）

<sup>17</sup> 定期監査調書における港湾資産の取り扱い

- ・行政財産・・・港湾台帳に記載されている旨のみ記載。金額・数量は記載しない。
- ・普通財産・・・他部署所管の公有財産と同様、公有財産台帳の土地・建物別合計額を記載

## 4 情報開示制度と台帳整備

## 4-1 鹿児島県における情報開示

鹿児島県がHPで開示している主な決算情報として以下の資料があげられる。

番号	資料	主な開示指標	開示場所		フロー (収支)	ストック (財産)
1	貸借対照表	資産・負債・純資産 ・公共資産の行政目的別推移 ・資産に占める負債の比率の推移 ・社会資本負担比率 ・歳入決算額に対する資産比率 ・流動比率 ・県民一人あたりの資産及び負債	HP	財務諸表 *総務省方式改訂モデルによる		
2	行政コスト計算書	経常行政コスト(人件費、物件費、補助金等)・経常収益・純経常行政コスト ・県民一人あたりの経常行政コスト等			18	
3	純資産変動計算書	財源調達 <sup>19</sup>				
4	資金収支計算書	経常収支・公共資産整備収支・投資・財務的収支等				
5	連結財務諸表	概ね1～4と同様				
6	有形固定資産明細表	有形固定資産貸借対照表額の区分別明細	HP	財務諸表附表 (財務諸表の末尾に掲載)		
7	主な施設の状況	公有財産台帳より主な施設を抽出 <参考> インフラ資産 石橋記念館 616百万円 (取得価額)				
8	債務負担行為明細表	・長期未払金 ・次年度支出予定額 ・債務負担行為限度額				
9	財政状況等一覧表	・一般会計等の財政状況 収支 他会計繰入金 地方債残高 ・公営企業会計等の財政状況 損益 資金剰余・不足額 他会計繰入金 企業債(地方債)残高等	HP	財政状況等一覧表		

<sup>18</sup> 減価償却費等一部発生主義に基づく

<sup>19</sup> 期首純資産(貸借対照表) - 純経常行政コスト(行政コスト計算書) + 財源調達(税金等) ± 資産評価損益等 ± 臨時損益 = 期末純資産(貸借対照表) を示した表

番号	資料	主な開示指標	開示場所		フロー (収支)	ストック (財産)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公社等の状況   経常損益   正味財産   財政援助状況   (出資・補助金・貸付金・   債務保証・損失補填等)</li> <li>・ 地方債の償還等に充当可能な基金の額</li> <li>・ 財政指標   実質赤字比率(連結含)   実質公債費比率   将来負担比率   財政力指数   経常収支比率</li> </ul>				
10	一般会計決算収支	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳入</li> <li>・ 歳出</li> <li>・ 実質収支</li> <li>・ 実質単年度収支</li> </ul>	HP	決算の状況		
11	県債残高・ 基金残高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県債残高</li> <li>・ 基金残高</li> </ul>				
12	未収債権の状況と 対策	収入未済額				
13	経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100(\%)$	HP	歳出比較分析 表		
14	1人当たり人件費	人件費等 ÷ 人口				
15	1人当たり公債費	公債費等 ÷ 人口				
16	1人当たり 普通建設事業費	普通建設事業費 ÷ 人口				
17	財政力指数 (3カ年平均)	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$			HP	財政比較分析 表
18	経常収支比率	13 参照				
19	1人当たり人件費物 件費等決算額	(人件費 + 物件費 + 維持補 修費) ÷ 人口				
20	ラスパイレス指数	国家公務員行政職の基本給 を100とした場合の地方公 務員一般行政職給与水準				
21	将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準元利償還金に係る基準ン財政需要額算入額})}$				

番号	資料	主な開示指標	開示場所		フロー (収支)	ストック (財産)
22	実質公債費比率	$\frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） - 特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$				
23	人口10万人当たりの職員数	職員数 ÷ (人口 ÷ 10万)			-	-
24	実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額 ÷ 標準財政規模	HP	健全化判断比率の状況		
25	連結実質赤字比率	連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模				
26	実質公債費比率 (3力年平均)	22 参照				
27	将来負担比率	21 参照				
28	資金不足比率	公営企業会計の資金不足比率				

（意見）財務諸表（主な施設の状況）におけるインフラ資産の開示

県は、上表「7.主な施設の状況」において、公有財産のうち土地を除く主な施設の取得価額・減価償却累計額・貸借対照表計上額を開示している。

平成22年度は24施設、取得価額1,422億円、貸借対照表計上額892億円について開示しているが、そのうち、生活・インフラ・国土保全に該当する資産は石橋記念館のみである。

生活・インフラ・国土保全のうち港湾に限っても、北ふ頭ターミナル（公有財産台帳取得価額30億円）、桜島フェリーターミナル（同21億円）、北ふ頭1・2・4号上屋（同合計24億円）等、取得価額が10億円を超える資産が存在する。

同表の脚注には「公有財産台帳（平成23年3月31日現在）より、住民に身近な施設を抽出しています。」と記載しているが、これらの施設は石橋記念館よりも金額的重要性が高く、住民に身近でないとは考え難い。これらについては、「港湾資産は公有財産台帳の対象外なので、同表の開示対象外」と解釈されてはいないだろうか。

港湾資産・漁港資産等は、公有財産台帳登録対象外の資産であっても公有財産であることには変わりなく、他の公有財産台帳登録資産に比べて住民の関心が低いということもないであろう。今後は、公有財産登録外資産についても重要な資産については開示することが望まれる。

なお、同表では土地を除く償却資産に開示を限定しているが、マリポートやドルフィンポートなど土地整備に多額の事業費が拠出された資産については、開示した方がより住民への情報開示に資すると考える。

主な施設の状況（平成22年度）

（単位：千円）

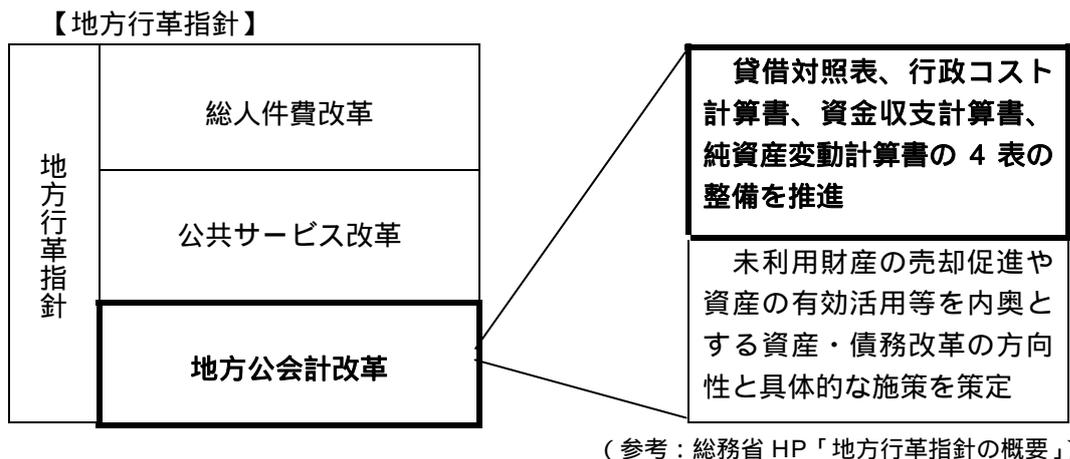
区分	名称等	取得年度	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表計上額
生活 インフラ・ 国土保全	石橋記念館	H11	616,350	173,381	442,969
	小計		616,350	173,381	442,969
教 育	県立陸上競技場	S45	2,992,511	1,642,363	1,350,148
	県立野球場	S45	809,838	378,595	431,243
	県立短期大学	S54	1,234,276	825,300	408,976
	県立図書館	S54	1,714,787	1,063,168	651,619
	出水養護学校	H11	3,483,369	730,151	2,693,830
	上野原縄文の森	H13	3,870,692	699,960	3,170,732
	開陽高等学校	H14	4,702,614	747,734	3,954,880
	小計		18,808,087	6,087,271	12,661,428
福 祉	県文化センター	S41	1,143,024	1,143,024	0
	黎明館	S57	7,117,380	7,081,215	36,165
	霧島国際音楽ホール	H6	2,837,127	1,811,440	1,025,687
	霧島アートの森	H11	1,876,923	825,846	1,051,077
	ハートピアかごしま	H11	5,123,366	2,254,030	2,869,336
	かごしま県民交流センター	H14	18,917,552	6,466,702	12,450,850
小計		37,015,372	19,582,257	17,433,115	
環境衛生	屋久島環境文化村センター	H8	2,051,174	1,143,841	907,333
	屋久島環境文化研修センター	H8	1,105,527	707,537	397,990
	県民健康プラザ	H12	4,050,170	1,620,068	2,430,102
	小計		7,206,871	3,471,446	3,735,425
産業振興	フラワーパークかごしま	H7	2,652,826	1,594,085	1,058,741
	奄美パーク	H12	2,262,181	895,820	1,366,361
	農業開発総合センター	H13	10,628,390	3,741,065	6,887,325
	小計		15,543,397	6,230,970	9,312,427
警 察	警察本部庁舎	H8	13,824,580	3,869,654	9,954,926
	南警察庁舎	H16	2,819,538	540,657	2,278,881
	小計		16,644,118	4,410,311	12,233,807
総 務	庁舎	H8	40,508,606	11,340,520	29,168,086
	議会庁舎	H8	5,884,565	1,647,442	4,237,123
	小計		46,393,171	12,987,962	33,405,209
合 計			142,227,366	52,943,598	89,283,768

- (注) 1 取得価額には、土地の価額は含まれていません。  
 2 公有財産台帳(平成23年3月31日現在)より、住民に身近な施設を抽出しています。  
 3 減価償却費は最終残存なしの定額法より、取得年度の翌年度から算出し、耐用年数は貸借対照表の区分によります。  
 4 取得年度は主に本館部分の建築年度を記載しています。

(出所：平成23年3月31日 鹿児島県の財務諸表)

#### 4-2 地方公会計改革（財務書類の整備）

平成18年8月、総務省において「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革指針）」が策定された。これは 総人件費改革 公共サービス改革 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）を三本柱に自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示のルール作成・住民監視の強化を図る指針である。



この指針に基づき、地方自治体には平成20年度決算より新地方公会計モデルに基づいた財務諸表（財務書類4表。各書類の役割については下記表参照。）の作成が求められることとなった。

ここでは、財務書類4表のうち、公有財産のストック情報と最も関連が深い貸借対照表に焦点を当てて、港湾・漁港台帳の重要性について述べる。

【財務書類4表】

名 称	目 的
貸借対照表	会計期間末時点の資産（公的資金によって形成された資産（インフラ資産等））と負債（地方債等）の情報
行政コスト計算書	一会計期間の「資産の取得につながらない行政サービス」の情報
純資産変動計算書	一会計期間の「純資産（資産 - 負債）の増減」の情報
資金収支計算書	一会計期間の「現金の動き」の情報

（参考：鹿児島県 HP「鹿児島県の財務諸表」）

貸借対照表とは、「会計年度末（基準日）時点で、地方自治体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表示した財務書類」<sup>20</sup>である。一般企業や学校法人、公益法人等におい

<sup>20</sup> 「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」平成22年3月地方公会計の整備促進に関する

でもそれぞれの会計基準に従って貸借対照表を作成している

一般的な貸借対照表は左右に分かれており、左側（借方）に資産額、右側（貸方）に負債額と純資産額を表示し、借方合計＝貸方合計とした一覧表である。この表により、期末時点で保有する資産の状況とその財源や負債の状況を把握することが可能となる。

貸借対照表の記載項目や計上ルールは一般企業や地方自治体等それぞれの特性に応じて異なる。地方自治体の貸借対照表は、公共資産の資産に占める割合が非常に大きいことが特徴である。地方公会計制度の目的の一つは、資産・債務の適正な把握と管理であり、中でも、資産価値の適切な評価は重要である<sup>21</sup>。

【地方自治体貸借対照表のイメージ】

資産の部 ・公共資産 （インフラ資産・事業資産・売却可能資産） ・投資等 （投資及び出資金・貸付金・基金等 等） ・流動資産 （歳計現金・未収金 等）	負債の部 ・地方債 ・退職手当引当金 等
	負債合計 (B)
	純資産の部 ・公共資産等整備国庫補助金等 ・公共資産等整備一般財源等 ・その他一般財源等
資産合計 (A)	負債及び純資産合計 (B) + (C)

(A) = (B) + (C)

【地方自治体貸借対照表の主な役割】

- ・各事業分野において保有する資産はどのくらいか？・・・公共資産の行政目的別割合
- ・借金はどのくらいか？・・・・・・・・・・・・・・・・地方債残高
- ・資産と負債のバランスは適正か？・・・・・・・・・・・・・・・・地方債残高対公共資産比率等を把握する

4-3 総務省方式改訂モデルに基づく貸借対照表

新地方公会計モデルには 基準モデルと、簡便法である 総務省方式改訂モデル があるが、鹿児島県は、他の九州各県と同様 総務省方式改訂モデルを採用している。

基準モデルと 総務省方式改訂モデルでは、作成する財務書類4表は同じであるが、その作成過程と精度は異なり、特に、貸借対照表における公共資産の評価の点で大きく異なる。

基準モデルでは、原則として全ての固定資産を個別に<sup>22</sup>評価し、その個々の資産評価額の

ワーキンググループ より抜粋  
<sup>21</sup> 「新地方公会計制度実務研究会報告書の概要」平成 18 年 5 月 より抜粋  
<sup>22</sup> 一部グルーピング可能

積み上げが貸借対照表上の固定資産価額となる。

一方、総務省改訂モデルでは、当面の間、固定資産台帳等によらず、既存の決算統計情報を利用して算定することが認められている。

具体的には、

「昭和44年度から決算事業年度までの普通建設事業費の累計額<sup>23</sup>

- 他団体等に対する補助金・負担金
- 減価償却費<sup>24</sup>」

の計算式を用いて算定される<sup>25</sup>。すなわち、当面の間、個々の資産の評価は必要ではなく、「普通建設事業費＝資産の取得に要した費用」とみなして、簡便的に貸借対照表上の全体的な固定資産価額を算定しているのである。

【基準モデル・総務省方式改訂モデルの資産評価の主なルール】

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
土地（事業用資産）	<開始時簿価> 固定資産税評価額を基礎とした評価 <評価替> 原則3年毎に固定資産税評価額を基礎として評価替 <年度途中の取得> 取得価額	<開始時簿価> 取得価額（決算統計の普通建設事業費の積み上げ） <評価替> 再評価は行わない <年度途中の取得> 取得価額（普通建設事業費を利用するため個々の資産の取得価額は利用しない）
土地（インフラ資産）	<開始時簿価> 取得価額又は再調達価額 <評価替> 再評価は行わない <年度途中の取得> 取得価額	土地（事業用資産）と同様
土地（販売用土地等のたな卸資産）	<開始時簿価> ・帳簿価額 ・時価 - 販売経費等のいずれか少ない額（低価法） <評価替> 毎年度健全化法の評価にあわせて評価替 <年度途中の取得>	<開始時簿価> ・帳簿価額 ・時価 - 販売経費等のいずれか少ない額（低価法） <評価替> 毎年度健全化法の評価にあわせて評価替 <年度途中の取得>

<sup>23</sup> 【例】平成22年度決算：昭和44年度～平成22年度

<sup>24</sup> 普通建設事業費のうち、用地取得費を除く金額について普通建設事業費支出の翌年度から減価償却計算を行う。減価償却計算とは、取得した資産の使用による価値の減少推定額を毎年度定期的に資産から費用に振り替える手続きである。

<sup>25</sup> 売却可能資産、昭和44年度以降の重要な除却売却資産については個々に算定する。

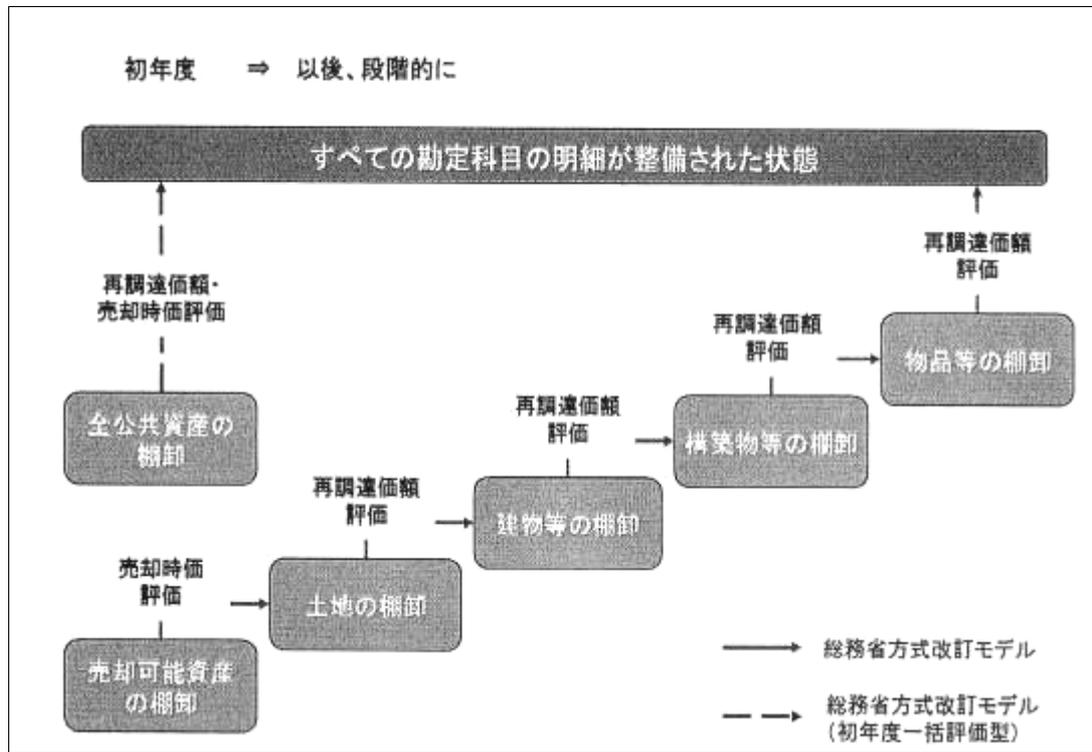
	基準モデル	総務省方式改訂モデル
	開始時簿価と同じ	開始時簿価と同じ
建物等 (事業用資産) (インフラ資産)	< 開始時簿価 > 再調達価額 - 減価償却累計額  < 評価替 > 再評価は行わない (定額法による減価償却) < 年度途中の取得価額 > 取得価額	< 開始時簿価 > 取得価額(決算統計の普通建設事業費の積み上げ) - 減価償却累計額  < 評価替 > 再評価は行わない (定額法による減価償却) < 年度途中の取得価額 > 取得価額

(出所:「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ より一部抜粋)

しかしながら、総務省方式改訂モデルは、「その目指す方向性は基準モデルと同様であるが、財務書類作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を当面的間、公有財産台帳や個々の複式記録によらず既存の決算統計情報等を活用して作成することを認めているモデル」であり、「公有財産台帳や未収金・貸付金の評価情報などの段階的かつ計画的な整備により、より精緻な財務情報の作成・公表へ向けて進化することをあらかじめ意図したモデル」(「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」下線は筆者)である。

このため、基準モデルへの移行を前提とした公共資産関連データの段階的整備アプローチが示されている。

【公共資産関連データの整備アプローチ<sup>26</sup>】



(出所：「新地方公会計制度実務研究会報告書」)

鹿児島県における段階的整備の計画は財産活用対策室で策定している。

【固定資産台帳の段階的整備スケジュール(予定)】

整備年度	対象資産
平成21年度	売却可能資産(土地、建物)
平成22・23年度	土地(事業用資産)
平成24年度以降	上記以外の資産(建物(事業用資産)・インフラ資産等)

(出所：財産活用対策室「固定資産台帳の段階的整備スケジュール(予定)」)

当報告書作成時点における進捗状況は、土地(事業用資産)の公有財産台帳の整備を終え、当該データの検証中の段階とのことであった。

(意見) 固定資産台帳と港湾台帳

前述のとおり、総務省方式改訂モデルにおいても、将来的に基準モデルと同レベルの個別評価が必要となるが、この作業には固定資産台帳の整備が必要不可欠である(「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」平成20年12月 地方公会計の整備促進に関するワー

<sup>26</sup> 「公共資産関連データの整備アプローチ」には 初年度一括評価 と 段階的整備 があるが、鹿児島県では を採用しているため、ここでは のみ説明する。

キンググループ)。

固定資産台帳は公有財産台帳と異なり、原則としてすべての固定資産を登録することが必要となる(固定資産台帳の帳簿価額合計=貸借対照表の固定資産価額)。すなわち、従来公有財産台帳へ登録されていなかった港湾・漁港等のインフラ資産であっても、原則として固定資産台帳への登録が求められることとなる。

港湾資産・漁港資産について港湾台帳・漁港台帳登録データを固定資産台帳へ移管する際には、少なくとも次のデータが必要になるものと考えられる<sup>27</sup>。

種類	項目	必要性	港湾台帳における記載の有無
土地	地目	取得価額が不明な場合、地域別・地目別単価の算定に必要	港湾法に定める用途の記載はあるが、不動産登記簿上の地目との整合性を確認する必要がある
	所在地		× 登記簿上の地番の記載なし <sup>28</sup>
	地積	取得価額が不明な場合、単価から簿価を算定する際に必要。登記簿地積と実測地積の両方の管理を行うことが望ましい	施設別に記載されているため、所在地別の正確な地積を別途確認する必要がある。
	取得価額	取得価額が判明する場合は、開始時簿価とする。	不明のケース有
建物	構造	・取得価額が判明する場合はデフレータの適用に必要	空欄のケース有
	用途	・取得価額が不明な場合の単価の算定に必要 ・耐用年数表の適用に必要	
	建築年月日	デフレータの適用及び減価償却累計額の算定に必要	空欄のケース有
	延床面積	取得価額が不明な場合、単価を乗じる数量として必要	
	取得価額	取得価額が判明する場合には、デフレータを乗じて再調達価額を判定	不明のケース有

このように、目的の異なる固定資産台帳と港湾台帳等とのデータ統合にはかなりの工数がかかることが予想される。加えて、これまでの指摘事項等で述べたとおり、鹿児島港を一例としても港湾台帳の記載内容に種々不備が発見されたことから、すべての港湾施設について港湾台帳記載内容が正確であるとは考え難い。その場合には、上表よりもさらに前段階の作業である「港湾台帳記載内容と実物との照合作業」が必要となる。

<sup>27</sup> 固定資産台帳整備後も港湾台帳及び漁港台帳の作成義務は従来と変わらない。従って、実務上は固定資産台帳と港湾台帳・漁港台帳の両方を作成する必要がある。

<sup>28</sup> 4 資産の管理<登記>について 参照

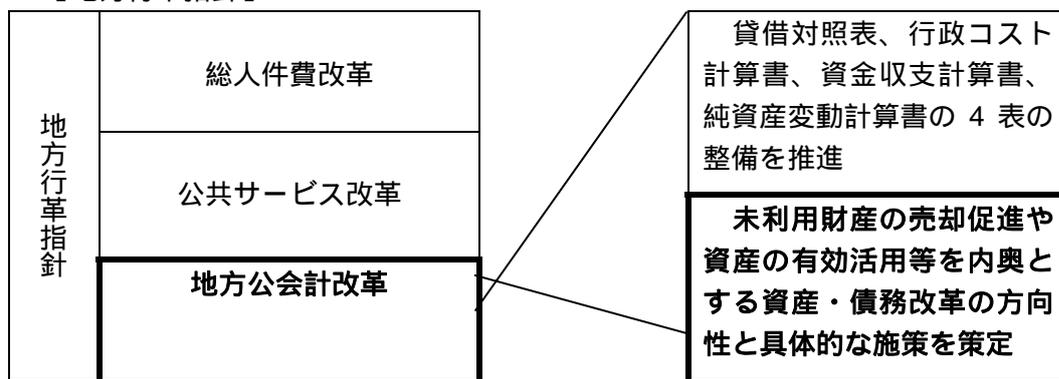
これらのインフラ資産の固定資産台帳整備は平成 24 年度以降に実施予定と計画されているが、それに備えて、少なくとも新規取得資産については将来の固定資産台帳データ移管に必要な情報も同時に確認しておくなどの対応が望まれる。

## 5 アセットマネジメントと台帳整備

### 5-1 地方公会計改革（資産・債務改革）

地方公会計改革のもう一つの柱は資産・債務改革である。

#### 【地方行革指針】



（参考：総務省 HP「地方行革指針の概要」）

国も地方自治体も厳しい財政状態にある一方で、いずれの自治体も膨大な公有財産を保有している。2010年版の国土交通白書でも、「これらのストックは、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後老朽化は急速に進む。下表（筆者注）は、50年以上経過する社会資本の割合を示したものであるが、現在（2009年）と20年後を比較すると、例えば、道路橋（約8% 約51%）、水門等河川管理施設（約11% 約51%）、下水道管きよ（約3% 約22%）、港湾岸壁（約5% 約48%）などと急増し、今後、維持管理費・更新費が増大することが見込まれる」としている。

#### 【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

年度	2009	2019	2029
道路橋	約8%	約25%	約51%
河川管理施設（水門等）	約11%	約25%	約51%
下水道管きよ	約3%	約7%	約22%
港湾岸壁	約5%	約19%	約48%

（出所：2010年国土交通白書）

更に、国土交通省の国土審議会政策部会長期展望委員会の資料によると、耐用年数を迎えた全国の公共施設やインフラを同一機能で更新すると仮定した場合、維持管理・更新費用は今後急速に増加し、2030年頃には現在の約2倍に達し、そのまま2050年まで同水準で推移すると予測している<sup>29</sup>。

鹿児島県も例外ではなく、平成22年度貸借対象表（普通会計）の資産合計4.9兆円のうち

<sup>29</sup> 国土交通白書、審議会資料ともに東日本大震災の影響は考慮されていない。

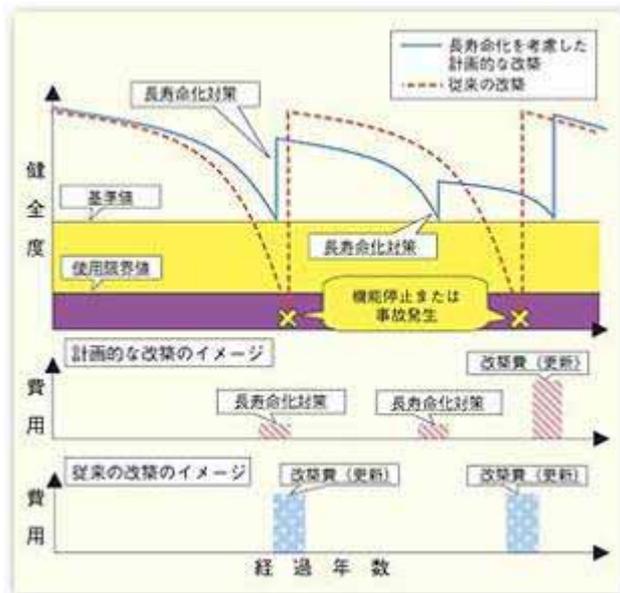
ち4.6兆円(94.0%)が公共資産であり、公共資産のうち約3分の2に当たる3.1兆円が港湾・漁港資産を含む生活・インフラ・国土保全資産である。これらのインフラ資産の維持管理・更新費用は、今後、財政悪化要因となるおそれがある。

平成18～22年度における特別会計港湾整備事業費の推移(特別会計における財務事務の執行手続の検討)からも、整備事業費が著しく減少しているのに対し維持管理費は増加傾向にあるのが分かる。

では、県が現在保有する港湾資産等についての将来の維持管理・更新費用の推移は見積もられているのだろうか。

港湾空港課が策定した「みなとづくりの基本方針」の3.安全・安心の確保～災害にやさしい県土づくり～において、「戦略的維持管理の推進」を掲げている。そこでは、将来の改良更新コストの抑制を図るため、施設の長寿命化に資する、すなわち、予防的改良を行うことにより施設の寿命を長くする計画の策定を推進するとしている。

【予防的改良のイメージ】



予防的改良とは、資産が使用不能となる前に計画的に行われる予防的な改築であり、これにより資産の耐用年数を伸ばすとともに長期的な観点で維持更新費用を削減することが可能とされる。

また、改良は計画的に行われるため、維持更新費用の平準化にも役立つことが期待されている。

この基本方針に基づき、現在重要港湾<sup>30</sup>については長寿命化計画を策定している(川内港、志布志港、名瀬港は現在策定中)。

(出所:国土交通省 HP)

長寿命化計画書は、港湾台帳の施設番号別に資産の状況、劣化箇所、修繕予定時期等を詳細に調査したものであり、鹿児島港だけでもファイル10冊以上に及ぶ。これらの調査作業は外部委託しているが、報告書は紙面のみである。このため、各港湾内の各施設については詳細な修繕計画を有しているが、港湾資産全体でのデータの蓄積、情報の共有化は行われていない。

一般的には、これらの資産維持管理のコントロールの面でもシステム化された固定資産台帳を利用することが有効と考えられている。基準モデルの財務諸表作成に使用する固定資産台帳に財務諸表作成データに加えて維持管理に必要なデータ(例:修繕履歴、利用数、

<sup>30</sup> 鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港、名瀬港

年間管理費、修繕予定年度等)を加えることにより、様々な切り口での維持管理費用の分析や将来の維持管理費の推計等を港湾資産全体、ひいては県資産全体について利用することが可能となる。

この点について、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」(平成22年3月 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ)において、以下の固定資産台帳の有用性があげられている。

【固定資産台帳整備の効果】

管理を一元化する効果	固定資産台帳による資産情報の一元管理により、全庁的な観点での資産把握や検討が可能となる
資産・債務改革につなげていくための母集団を特定する効果	保有資産を特定することにより、有効活用や経費圧縮を検討する上での、対象資産(母集団)が特定される
分析等に活用する効果	固定資産台帳により一元的に整備された資産情報(資産価格、耐用年数、減価償却費、維持費、管理費等)をもとに、行政コストの分析や資産管理の将来推計などの活用を行うことができる
調査(棚卸)過程で再確認する効果	資産の調査(棚卸)の過程で、権利の確定が不十分な資産や無償貸付資産など様々な課題を把握することができる

(意見) アセットマネジメントに資する資産台帳

「情報開示制度と資産台帳」の項で、将来的に港湾施設等においても固定資産のたな卸作業が必要になり、工数がかかると予想される旨を述べた。このたな卸作業の目的が単に財務書類作成だけと捉えるならば、やや後ろ向きな作業であることも否定できない。

しかしながら、固定資産のたな卸作業を行う中で、情報開示に必要な情報だけでなく、例えば施設の利用状況や維持更新履歴、年間維持管理費用などを追加情報として登録することにより、より進んだ資産管理に役立てることが出来るのではないだろうか。個々の資産の情報を集約し、ライフサイクルコスト(資産の取得から維持管理、廃棄にいたるまでの総コスト)やコストの発生する時期を予測することにより、基本方針で掲げている“戦略的維持管理の推進計画”の精度をあげ、より効率的な資産管理に役立てることも可能であると考ええる。

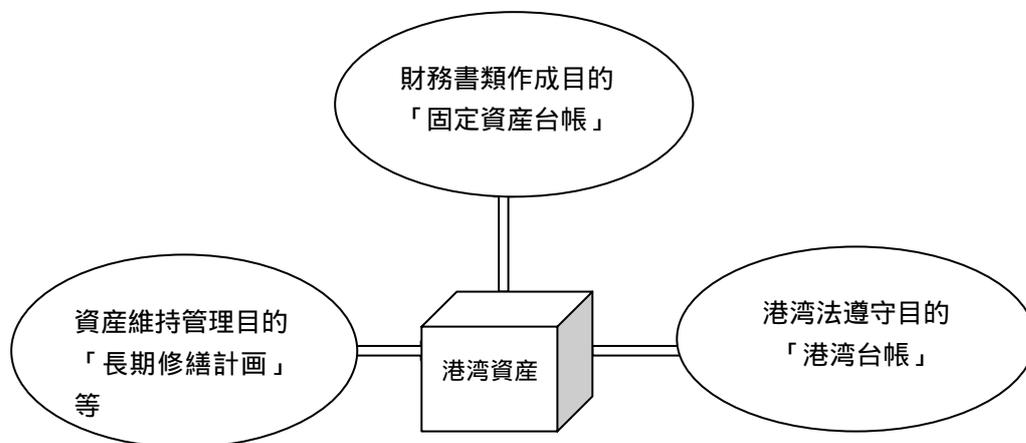
このためには、個々の港湾資産について取得時期、事業費、利用状況、実際の老朽化等詳細なデータが必要であり、これらの情報を様々な切り口で利用するには、手作業よりもシステムを利用した方が有効であると考ええる。当然システム化については費用が発生するが、鹿児島県は港湾施設の数も多く<sup>31</sup>、同種の資産を多数有するため、システム化による効用も期待される。同様の機能を有する施設について投資額や利用状況、修繕額のデータを一元的に集約することは資産の事後評価や投資の意思決定、維持管理計画策定に役立つものと考ええる。

重要港湾については、各施設に関する詳細な長期化計画を策定中であるが、各港湾を管理

<sup>31</sup> 鹿児島県港湾台帳登録資産だけでも約550件超。全港湾における港湾台帳計上資産件数：不明

する地域振興局のみがアクセス可能な閉ざされた情報（紙面ファイル）に留まっている。これだけ詳細な個々の資産情報が存在するのであるから、これをデータベース化し、港湾全体で情報を共有することにより、例えば各港湾の同種施設のライフサイクルコスト比較等、更に有用な情報を生むことが出来るのではないだろうか。

また、固定資産台帳と港湾台帳、資産維持管理の三方にデータを切り出すことが可能なシステムであれば、事務の効率化も期待できる。全庁的な固定資産台帳システムの計画は現在のところ予定されていないが、導入時には「何のためにデータベースを利用するのか」を明確にし、アセットマネジメントにおいても有効なシステムを構築することが望まれる。



## 未利用地等の管理

### 1 未利用地と行政財産及び普通財産の関係

#### 1-1 未利用地等の定義

港湾、漁港の場合には荷捌き場や野積場、緑地帯等の必要性もあり、未利用地についての考え方についても判断が難しい状況もあると思われるが、県における「未利用地等」の定義は次のとおりである。

##### 【未利用地等】

- ・利用目的はあるが、社会情勢や財政状況の変化等により利用されていない財産
- ・利用計画の変更等により、敷地の一部が利用されていない財産
- ・利用目的が不明確となり、利用されていない財産
- ・長期間貸付け等を行っている土地で、県が引き続き保有していく必要がないもの（貸付先等に売却を検討）

また、鹿児島県は平成 21 年 3 月に「県有財産有効活用方策」を策定し、当該未利用地等を含めた県有財産の有効活用及び処分について以下の基本的な考え方を示している。

##### 県有財産有効活用方策（抜粋）

- (1) 計画期間 平成 20 年度から平成 24 年度（5 年間）
- (2) 売却目標額 200 億円
- (3) 県有財産の有効活用・処分の基本的な考え方
- (4)

区 分		基本的な考え方
未 利 用 地 等 （ ）	未利用地	今後の利活用が見込まれない財産については、 <u>できるだけ早期に売却</u> するものとする。 売却が困難なものについては、貸付け等による有効活用を図る。
	長期に貸付け等を行っている土地	県が引き続き保有していく必要があるかどうか検討した上で、貸付けや使用許可を受けている相手方を含め売却を検討する。
	土地開発基金財産	土地開発基金が保有する財産で、今後取得時の目的どおり利用する見込みがなく、他の目的で利活用も見込まれない土地については、処分を検討する。

売却に当たっては、民間事業者等の意見を積極的に活用するとともに、売却時期については経済状況等も適切に勘案することとする。

#### 1-2 未利用地と行政財産、普通財産の関係

港湾についていえば、行政財産は港湾関係の用に利用するために所有している土地であり、普通財産は港湾関係以外の目的で利用するために所有している土地である。下表のように行政財産においても未利用地がある。

なお、港湾における普通財産は、戦前に整備され、周辺の状況変化等により港湾の用に

は利用されなくなり、民間に長期間貸し付けている土地や、他の部署から管理を引き継いだような土地（港湾隣接地）等である。

行政財産と普通財産の区分		未利用地の例
公有財産 <sup>32</sup>	行政財産 <sup>33</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の利用計画等の変更により現在港湾の用に利用されていない土地</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用財産</li> <li>公共用財産</li> </ul>	
	普通財産 <sup>34</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間貸付等を行っている土地で、県が引き続き保有していく必要がないもの</li> <li>・利用目的が無く利用されていない土地</li> </ul>

### 1-3 行政財産と普通財産

総務部財政課財産活用対策室作成の「公有財産事務の概要 2011」から、行政財産と普通財産の主な異同点は次のとおりである。

	行政財産	普通財産
定義	公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産	直接には公用及び公共用に供していない財産
管理上の制限	地方自治法第 238 条の 4 第 2 項に規定する場合を除いて、貸付、交換、売払い、譲与、出資の目的、信託すること及び私権の設定が禁止されている。	貸付、交換、売払い、譲与、出資の目的、信託すること及び私権の設定が可能。
使用の範囲	行政財産としての用途又は目的を妨げない限度で使用が可能（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）。	基本的になし。貸付用途以外の用途に使用はできない等使用上の制約はある（鹿児島県公有財産規則第 40 条）。
使用期間	原則として 1 年を超えないが、港湾、漁港等、公共の用に供される施設の機能を発揮し、又は増進するためやむを得ないと認められる等場合は 3 年を限度として許可される（鹿児島県公有財産管理規則第 29 条及び公有財産管理規則の一部改正および規則の運用等について（通知））。	鹿児島県公有財産管理規則第 41 条において期間の限度が定められているが、運用としては行政財産の使用許可期間と同じく、3 年又は 5 年を限度とし、それ以降も 3 年又は 5 年ごとにそれを更新。
使用料・貸付料	鹿児島県財産に関する条例第 7 条に規定。	鹿児島県公有財産管理規則第 42 条の 2 に規定。

<sup>32</sup> 地方公共団体が所有する不動産、動産などの財産を「公有財産」といい、「行政財産」と「普通財産」に分類される（地方自治法第 238 条）。

<sup>33</sup> 「行政財産」は、地方公共団体が事務や事業を執行するために直接利用することを目的とする「公用財産」と、住民の一般的共同利用を目的とする「公共用財産」に分けられる。公用財産として、庁舎、職員宿舎などがあり、公共用財産として、道路、河川、学校、公民館、公営住宅、公園などがある。

行政財産は、原則として貸し付けなどの処分が禁止されているが、その用途や目的を妨げない限度において、他の地方公共団体などに貸し付けたり地上権を設定することができる（第 238 条の 4）。

<sup>34</sup> 「普通財産」は、行政財産以外の公有財産をいう。行政財産と異なり、特定の行政目的に直ちに用いられるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場で所有するものである。普通財産は、これを貸し付けたり、売り払ったり、私権を設定したりすることができる（第 238 条の 5）。

## 1-4 未利用地等の売却

県有財産有効活用方策の策定後、次表のとおり、平成20年度から22年度まで港湾施設に係る未利用地等2ヵ所が民間事業者に売却されている。

年度	地域振興局	財産の名称	所在地	面積 (㎡)	売却額 (千円)
平成20年度	売却実績なし				
21年度	大隅	港湾施設	志布志市志布志町志布志	2,037	個別の売却額については記載を省略。
22年度	鹿児島	港湾施設 (駐車場)	鹿児島市七ツ島	6,603	
合計				8,640	173,420

平成21年度には志布志市の港湾施設用地(面積2,037㎡)が、22年度には鹿児島市七ツ島の港湾施設用地(面積6,603㎡)が売却されており、売却合計額は173,420千円である。

普通財産を処分しようとする財産管理者は、必要な事項又は書面を記載し、又は添付して決裁を受けなければならない(鹿児島県公有財産管理規則第51条)が、上記土地の売却に関する決裁書によれば以下のとおりである。

## 1-4-1 志布志市の港湾施設用地

## (1) 対象物件：

志布志市志布志町志布志

## (2) 経緯：

当該地は、昭和58年度臨海起債事業及び57年度ふ頭起債事業の2種類の起債事業で整備されたものであり、ふ頭起債に関して償還まで企業等への売却については国(財務大臣)への協議が必要であったため、民間企業に昭和62年以降使用許可で対応し、県有地とされる土地である。平成15年3月には起債償還が完了し、処分可能となったことから、同民間企業から当該地の売却について要望書が提出された。

## (3) 売却理由：

当該地は、港湾計画上「工業用地」と位置付けられており、売却しても港湾計画との齟齬は生じない。また、同民間企業が当該地に構造物を設置し、20年以上に渡り使用してきたこと及び同社は当該地周囲の同社所有地とともに当該地を一団の土地として活用しており今後も同社が当該地を利用することに変わりはないこと並びに当該地を県が利用する予定もないことから売却しても港湾管理上の支障はない。

## (4) 契約の方法：随意契約

随意契約については、地方自治法第234条第2項により政令で定める場合に該当するときこれによることができるとされ、同法施行令第167条の2第1項に定める要件のいずれかに該当する必要がある。当該ケースが同項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。」に該当するかの検討を行う。

過去の事例（平成10年 鹿児島港 鹿児島市漁協に対し事務所敷地を随意契約により売却）において、国有財産の随意契約の要件を準用し随意契約により売却処分を行っている例がある。

それによれば、「予算決算及び会計令第99条」に該当する場合に随意契約が可能であること、「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について（平成13年10月29日財理第3660号）」包括協議事項第1（三）11「許可を得て又は契約により永続的使用に堪える建物又は堅固な構築物の敷地として使用されてきた土地を当該建物若しくは構築物の所有者に売り払う」場合に該当し、長期間当該土地を事務所敷地として利用してきた契約の相手方は、予算決算及び会計令第99条第22項に該当するものであるから、県においては、上記の国有財産における取り扱いを準用し、当該事例が地方自治法施行令第167条の2第1項にいう「その性質又は目的は競争入札に適さないものとするとき」に該当すると整理した上で売却を行う。

今回の事例においても、民間企業の貯蔵施設に隣接した場所にあり長期にわたり同社の出入口等として利用され、会社構内道路の舗装及び修理等の建築がなされ、今後も同社による継続的な利用が見込まれる土地であることから、特別縁故者に当たり、平成10年度の事例の整理と同様に随意契約は可能と判断される。

## (5) 売却価額：不動産鑑定評価額に基づき算定（地方自治法第237条第2項参照）

当該地が民間企業の貯蔵施設に隣接した場所にあり長期にわたり同社の出入口等として利用されていること、会社構内道路の舗装及び修理等の建築がなされるため、今後も同社による継続的な利用が見込まれること及び実際に競争入札を行うにしても当該民間企業以外に入札する企業があるとは考えにくいことから、競争入札に適さないものであると判断されており、随意契約とすることに問題はないと思われる。

## 1-4-2 鹿児島市七ツ島の港湾施設用地

## (1) 対象物件：

鹿児島市七ツ島

## (2) 経緯：

当該地は昭和53年に埋立造成したところであり、駐車場として利用してきたが、当該駐車場が未利用となった。そのため、有効活用を図る観点で平成13年から飲食店施設の駐車場として民間企業に対し使用許可を行ってきたが、当該民間企業から県有財産譲渡申込書が提出された。

## (3) 売却理由：

現在隣接地を所有する民間企業が運営する飲食店施設の駐車場として使用している土地であり、今後も県として利用する見込みはないため。

(4) 契約の方法：随意契約

当該地は、以下に該当することから、国有財産の随意契約が可能とされている予算決算及び会計令第99条第22号の「特別な縁故がある者」に当たり、県有地においてもこれを準用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約を行う。

同社は、当該駐車場及び隣接の自社所有地へのアクセスを確保するため、産業道路内の右折車線及びアクセス道路（同社が整備した後、鹿児島市に公衆用道路として寄付されている）の整備費用等を負担し、アクセスにより利便性・安全性が高まった当該土地を8年間にわたって利用し続けていること。

同社は、当該県有地内に照明灯（8基）を設置したほか、駐車ラインを定期的に引き直すなど自らの努力で駐車場利用者の利便性を高めてきたこと。

同社は、駐車場として利用できることを前提に商業施設を建設し、隣接する水路（県有地）の上蓋設置や乗り入れ口の整備を行うなどの工夫を行い、県有地との一体的な利用を行ってきたこと。

## (5) 売却価額：不動産鑑定評価に基づき算定（地方自治法第237条第2項参照）。

当該地が長期間にわたり貸付けられてきたこと、当該地に隣接する自社所有地の利用者の利便性及び安全性を確保するための整備、照明灯等の整備を施していること及び実際に競争入札を行うにしても当該民間企業以外に入札する企業があるとは考えにくいことから、競争入札に適さないものであると判断されており、随意契約とすることに問題はないと思われる。

随意契約に関する参考条文

下線は筆者

< 地方公共団体の取扱い >

( 契約の締結 )

地方自治法第 234 条

- 1 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができる。

( 随意契約 )

地方自治法施行令第 167 条の 2

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約することができる場合は、次に掲げる場合とする。

～ 中略 ～

- (二) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用されるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

～ 以下省略 ～

鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係 ( 鹿児島県契約規則第 24 条 ( 随意契約 ) )

- 1 契約担当者は、令第 167 条の 2 第 1 項各号の一に該当し、法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合であっても、競争入札に付することが適当であるときは、競争入札の方法により契約を締結するものとする。
- 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とはおおむね次に掲げる場合をいう。
  - (1) 県の行為を秘密にする必要があるとき。
  - (2) 外国で契約を締結するとき。
  - (3) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公益法人と直接契約を締結するとき。
  - (4) 試験のために工作若しくは製造をさせ、又は物件を買い入れるとき。
  - (5) 運送又は保管をさせるとき。
  - (6) 農場、工場、学校、試験場等の生産物を売却するとき。
  - (7) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
  - (8) 公債、債券又は株券の買入れ、又は売払いをするとき。
  - (9) 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
  - (10) 私人に歳入の徴収若しくは収納の事務又は支出の事務の委託をするとき。
  - (11) 県行造林の立木又は素材処分について、当該土地所有者からの買受けの申出を適当と認めるとき。
  - (12) 工場誘致のために先行投資で取得している県有地を当該誘致工場を建設する会社等に売り払うとき。
  - (13) 特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより品物の買入れ先が特定されているとき、又は特殊の技術を必要とするとき。

～ 以下省略 ～

< 国の取扱い >

( 随意契約によることができる場合 )

予算決算及び会計令第99条

会計法第29条の3(一般競争の原則)第5項の規定に随意契約することができる場合は、次に掲げる場合とする。

～ 中略～

22 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

～ 以下省略～

財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について(平成13年10月29日 財理第3660号)

別紙1

包括協議事項

第1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第20号から第22号までの規定に係る協議事項

～ 中略～

(三) 第22号「土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき」に該当するものうち、

～ 中略～

11 許可を得て又は契約により永続的使用に堪える建物又は堅固な構築物の敷地として使用されてきた土地を当該建物若しくは構築物の所有者に売り払い、又は貸付けるとき

～ 以下省略～

別紙2

別紙1の第1の包括協議事項の適用上の留意事項

～ 中略～

3 「(三)」(特別縁故)関係

(3)「11」の「永続的使用に堪える建物」とは、国有財産法施行令第16条に定める堅固な建物のほか、借地権の対象とならない仮設物的建物を除き、木造建物であって原則として残存耐用年数が10年以上あるものをいう。

(意見)

業者の選定が不透明になりやすいことや契約価額が不当な金額になる恐れがあるなどの問題点があることから随意契約ができる場合は地方自治法第 234 条及び地方自治法施行令第 167 条の 2 で「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する場合には限られる。

上述の 2 件の未利用地の売却については、これに該当するか否かについて、国の取扱いを準用して随意契約を行っている。

他方、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係で「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を規定しているが、国有財産における国の取扱いを準用する旨の規定はない。

当該 2 件の未利用地の売却については、上述のとおり、当該地が長期間にわたり貸付けられてきたこと、当該地が一体的に利活用されてきたこと及び実際に競争入札を行うにしても当該民間企業以外に入札する企業があるとは考えにくいことから、競争入札には適さないものと判断される。

県にとっては、利活用が見込まれない未利用地等については早期に売却することが望ましいし、これを利活用する民間企業側からみても同様であろう。

未利用地等の売却が促進されている状況であることを考慮すると、県の契約規則施行指針等で国有財産の随意契約の要件に該当する規定を設けることが適当であると考える。

1-5 未利用地等の現状

1-5-1 未利用地等の概要

港湾施設等を管理する土木部港湾空港課から入手した港湾施設に関する未利用地等の内訳及び今後の対応方針等については次表のとおりである。

[未利用地等]

分類	財産の名称	所在地	面積 (㎡)	評価額(千円) H23.11.1現在	対応方針等
行政	港湾施設 (危険物取扱施設 移転用地)	鹿児島市浜町	1,254	個別の評価額については記載を省略している。	売却予定
普通	港湾施設 (一般住宅敷地)	鹿児島市住吉町	1,069		将来の再開発を前提としているため、更地状態を維持する。
"	港湾施設 (バス待機所)	"	1,820		将来の再開発を前提としているため、更地状態を維持する。
"	港湾施設 (鹿児島市分庁舎 跡地)	"	2,582		将来の再開発を前提としているため、更地状態を維持する。
"	港湾施設 (一般住宅敷地)	鹿児島市城南町	10,997		当面は貸付を継続。
行政	港湾施設 (鹿児島港湾福祉 センター敷地)	"	1,694		貸付(使用許可)
"	港湾施設 (道路敷地)	鹿児島市宇宿	852		売却予定
"	港湾施設 (旧護岸敷)	"	1,962		売却予定
"	港湾施設 (緑地)	鹿児島市七ツ島	4,791		売却予定
"	米ノ津港 (港湾施設用地)	出水市米ノ津町	617		売却する予定であるが、都市計画法に基づく臨港地区であるため、都市計画の変更等を行う必要がある。
普通	土地 (旧港湾施設用地)	志布志市志布志町帖	131		売却予定
"	土地 (旧太陽水産指導所敷地)	"	1,004.40		売却予定
"	土地 (旧太陽水産指導所敷地)	"	840.66		売却予定 平成 20、21 年度に一般競争入札を実施したが、応募なし
"	土地 (旧港湾施設用地)	"	586.96		売却予定
"	土地 (旧港湾施設用地)	"	151.81		売却予定
"	土地 (旧港湾施設用地)	"	520.26		売却予定
合 計			30,873.09	887,871	

注 現在入札準備中など売却が具体化しつつあるものも含まれる。

## 1-5-2 未利用地（鹿児島市住吉町）



住吉町の港湾施設については、国からの補助金を得て「鹿児島港改修（重要）事業（臨港道路）」として平成22年8月までに同地区住民の移転及び建物等を撤去し、現在更地にされている。

鹿児島港は南北20Kmにわたり7つの港区から形成され、各々の機能分担が図られているものの、各港区間は臨港道路で接続されていないため、港湾関連交通は国道225号や県道等の一般道路を利用している状況である。しかし、これらの一般道路は慢性的な渋滞状況にあり、港湾物資等の円滑な物流に支障をきたしている。このようなことから、臨港道路本港区線の未整備区間を車道幅員18m（片側二車線化）延長220mで整備するため、鹿児島市の所有地（鹿児島市倉庫跡地）の取得及び住民の移転を依頼したものである。

今後の方針としては、将来再開発を前提としているため、再開発計画が具体化するまでは更地状態を維持する。

なお、下表のとおり、当該事業に関する事業費総額354百万円のうち、国からの補助金による事業費が308百万円、県が負担する事業費が45百万円となっている。

[鹿児島市の所有地の取得及び住民の移転にする事業費の内訳] （単位：千円）

項目	国庫補助に係る事業費	県費継ぎ足し事業費	事業費合計
土地代金	79,397	-	79,397
権利消滅補償金	-	45,800	45,800
建物移転料	179,576	-	179,576
工作物移転料	5,685	-	5,685
動産移転料	3,728	-	3,728
家賃減収補償金	288	-	288
借家人補償金	15,873	-	15,873
移転雑費補償金	21,989	-	21,989
立木補償金	152	-	152
営業休止補償金	2,275	-	2,275
補償金合計	308,968	45,800	354,769

## 1-5-3 未利用地（鹿児島市宇宿）



鹿児島市宇宿の港湾施設用地は旧護岸敷であり、鹿児島市道に隣接している土地である。

当該土地は護岸として整備されたが、その後新たに埋め立てられたことにより護岸としての機能の必要がなくなったため、昭和62年頃から未利用地となっている。

当該土地は鹿児島市道としての一体的な活用も考えられることから行政財産に区分されている。現場視察時には、隣接地域の民間企業及び施設利用者のもと思われる車両が駐車されており、日常は駐車スペースとして利用されているようである。

県としては、敷地幅は狭く有効利活用できず今後も利活用の見込みはないため、隣接する鹿児島市道への組入れを検討しているが、その見込みは立っていない。

## （意見）

上述のとおり、当該土地は隣接地域の民間企業及び施設利用者のもと思われる車両の駐車スペースとして長年利用されており、特に指導等は行われていない。当該土地において事故等問題が生じた場合、県が管理責任のあることを理由に責任を追及される可能性もあるため早急に対処する必要がある。

## 1-5-4 未利用地（鹿児島市宇宿）



鹿児島市宇宿2丁目の土地については、行政財産（公衆用道路）で未利用地に区分（道路として使用）されているが、左図のとおり、現在近隣企業関係者のもと思われる車両の駐車用地として使用されている。

当該土地は、昭和41年の埋立に伴う土地の配分において、道路南側の当時県有地（当時工鉦業課所管）の管理道路として配分されたものと思われ、時期は不明だが、その後鹿児島地域振興局に所管を変更されている。港湾機能施設用地等については現場確認を行い、占有等の有無を調査することになっているが、その後平成10年に現在のような状況が確認されている。

平成10年に状況を確認した後、占有者（使用者）とは断続的に協議が行われているが解決には至っていない。

今後、これまでの経緯や現在の状況等を総合的に勘案し、どのような管理及び取扱いがいか検討しているところであり、早急に是正する方針であるとのことである。

#### 1-5-5 未利用地（出水市米ノ津町）

当該未利用財産のうち212.27㎡について、個人が昭和46年4月から行政財産の目的外使用許可を受け、店舗兼住宅として利用されており、当該建物以外は土地利用に支障となる物件等はない。現在も普通財産ではなく、行政財産に区分され、使用許可がなされている。

当該土地については、売却する予定であるが、売却するには都市計画法に基づく臨港地区の変更（未利用財産の区域を臨港地区から外すこと）に先立ち、都市計画の変更が必要になる。出水市がその変更を平成27年当初の県都市計画審議会に諮る予定であり、その後地方港湾審議会への諮問など臨港地区の変更手続へと進む予定である。したがって、27年以降に普通財産へ用途廃止を行い、売却する予定である。

#### 1-5-6 未利用地（志布志市志布志町帖）

当該土地は旧大隅水産指導所敷地であり、昭和30年11月に同指導所が廃止されて以後未利用地となっており、50年4月に行政財産から普通財産に変更されている。

現状では更地になっており、平成20年度及び21年度に6回にわたり入札等（一般競争入札、随時売払随意契約、インターネット売却）の取り組みを行ったものの、問い合わせ及び応札はなく、今後も売却に向け情報提供等に努める方針である。

## 2 普通財産の管理状況

## 2-1 普通財産の概要

県が港湾事業者等に貸付けているものは次表のとおりである。

種類	所在地	面積 (㎡)	賃料収入 (千円)	評価額 (千円)	貸付期間
土地	鹿児島市本港新町 外6筆	30,854			H16/7 ~ H32/6
土地	鹿児島市城南町 13筆	10,002			H23/4 ~ H26/3 H23/4 ~ H24/3
土地	鹿児島市城南町 3筆	711			H23/4 ~ H26/3
土地	鹿児島市浜町	1,254			H24/1 ~ H24/3
土地	鹿屋市古江 2筆	2,227			H22/4 ~ H25/3 H23/4 ~ H26/3
建物	垂水市上町	321			H23/4 ~ H24/3
建物	垂水市上町	160			H23/4 ~ H24/3
合計		45,529			96,676

## 2-2 普通財産の貸付期間及び貸付料

普通財産の貸付期間については、鹿児島県公有財産管理規則第41条においてその期間の限度が定められているが、運用としては行政財産の使用許可期間と同じく、通常3年又は5年ごとに更新することとなっている。

普通財産の貸付は、地方公共団体の財政的見地及び住民の行政費用公平負担の原則を確保する観点から、時価貸付（適正な時価により当該地方公共団体以外のものに貸し付けること）によることが原則とされている。ただし、公益上必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、又は議会の議決を経て、時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

なお、普通財産の無償貸付け、減額貸付け等は、原則として、他の地方公共団体その他地方公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときに限られる。

普通財産である土地の貸付料については貸付普通財産の時価評価額の100分の6を、建物の貸付料については貸付普通財産の時価評価額の100分の9を、それぞれ標準年額とし、行政財産の使用料の例により県が支出する経費相当額を加算した額を標準貸付料とする。

## 参考条文

(鹿児島県公有財産管理規則第41条)

普通財産の貸し付けは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める期間とする。

- (1) 建物の所有を目的とし、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する定期借地権を設定して、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合 50年
- (2) 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、借地借家法第23条に規定する事業用定期借地権を設定して、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 10年以上50年未満
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、建物の所有を目的として、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 30年
- (4) 植樹を目的として、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 20年以内
- (5) 前各号に掲げる目的以外の目的で土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 10年以内
- (6) 土地及び土地の定着物以外の普通財産を貸し付ける場合 5年以内

2 前項に規定する貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間を超えない範囲内で更新することができる。

- (1) 前項第3号に掲げる場合 最初の更新は20年、第2回目以降の更新は10年
- (2) 前項第4号から第6号までに掲げる場合 それぞれ当該各号に定める期

## 2-2-1 鹿児島市本港新町 外6筆の土地(ドルフィンポート)について

当該土地は事業用定期借地権が設定され、貸付期間が平成16年7月から32年6月までの16年間となっている。

鹿児島県、鹿児島市及び鹿児島商工会議所で構成される「鹿児島港ポートルネッサンス21事業推進協議会」(以下「協議会」という。)が、平成7年3月に策定した「鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画」に基づき、南北ふ頭旅客ターミナル、桜島フェリーターミナル、水族館、ウォーターフロントパーク(中央緑地)などの完成を受け、本港区に一層の賑わいと回遊性を創出し、本港区全体としての魅力を高める機能を担う商業施設を導入するため、14年12月に民間事業者の優れた企画力や技術、経営ノウハウを生かした提案を募集した。

当該商業施設を建設及び運営するため、事業用定期借地権が設定され、貸付期間は15年(施設の建設及び撤去に要する期間は除く。)とされた。

なお、当該土地は平成9年3月に埋立て竣工認可を受けた土地であり、平成5年6月に改訂された鹿児島港港湾計画においては交流拠点用地(行政財産 公共用財産)に位置付けられていたが、事業用借地権設定契約に基づいて、ウォーターフロント地区に新たな賑わいを創出するための商業施設として貸付けるものであるため、規則第25条に基づいて、平成16年3月に用途廃止(普通財産に分類替え)がなされている。

平成14年9月1日時点において不動産鑑定業者2者により鑑定評価がなされ、この鑑定結果をもとに協議会が土地の評価額及び毎月の賃貸料を設定している。

なお、当該貸付についての事務執行手続について検討したが、特に指摘する事項はなかった。

### 2-2-2 鹿児島市城南町 13筆の土地について

現在住宅用地及び事業用地として個人及び民間事業者13名にそれぞれ貸し付けている。

当該土地は、昭和20年代から行政財産として使用許可を行っていたが、昭和49年度に港湾機能施設用地（行政財産）の用途廃止を行い普通財産に変更したものである。

当該土地の各借受人の借り受け開始は不明であるが、賃料の多寡及び回収の状況等を考慮し、原則3年ごとに更新がなされている。賃料は、路線価による評価額をもとに算定がなされている。

なお、当該貸付について一部の取引を抽出し、事務執行手続について検討したが、特に指摘する事項はなかった。

### 2-2-3 鹿児島市浜町の土地について

平成17年2月から駐車場及び資材置場等として民間事業者1名に貸し付けている。

当該土地は、鹿児島港港湾計画（平成5年改訂）で危険物取扱施設用地に位置付けられており、石油やガス等の貯蔵施設等の用地として民間企業に売却を予定した普通財産である。

また、当該土地は、鹿児島港臨港地区内にあり、「保安港区」として指定されていることから、鹿児島県が管理する港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第20号）により、（1）危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設、（2）消化施設その他の危険防止施設、（3）給油業者又は危険物を取り扱う業者の当該事業のための事務所など構築物だけが建設できるものとされている。

当該地については、ガソリンスタンド業者等に売却を検討したものの不調に終わり、上記のような規制があることから危険物取扱業者等以外への売却が困難であったため、県有財産の有効活用を図る観点から、駐車場及び資材置場等公有財産としてその運用に支障が生じないため平成17年2月から貸付が行われ、現在も購入希望がないため貸付期間を更新している。

貸付料は、標準年額に市町村交付金相当額を加算した金額である。標準年額は、平成20年5月27日付け鹿児島地域振興局建設部建設総務課の平成20年度鑑定評価額を基準値として、基準値の平成20年度から23年度までの路線価の下落率を乗じて時点修正を行った金額に6%（標準貸付料を算出する際に用いる係数）を乗じて算出される。市町村交付金相当額は、貸付期間が継続して1年経過することとなるため、固定資産税相当額（固定資産価格に1.4%乗じた金額）である。

なお、当該貸付についての事務執行手続について検討したが、特に指摘する事項はなかった。

## 未収債権の管理

### 1 収入未済の状況

収入未済とは、当該年度の歳入として調定した収入のうち、出納整理期間（会計年度終了後の4月1日から5月31日までの期間）までに納入されていないことをいい、当該未納の額が収入未済額である。収入未済額は金銭の給付を目的とする自治体の権利（債権）であり、管理の対象となる（地方自治法第240条第1項、第237条第1項）。

#### 1-1 債権の分類

債権はその発生原因により、公法上の原因に基づいて発生する債権（「公債権」）と私法上の原因により発生する債権（「私債権」）に分けられる。公債権は、行政庁の一方的な意思決定（処分）によって発生する債権であり、さらに、差押え等の滞納処分<sup>35</sup>により強制徴収ができる債権（強制徴収公債権）と強制徴収ができない債権（非強制徴収公債権）に分類される。強制徴収公債権は、地方自治法の規定で 地方税のほか、 分担金、 加入金、 過料、 法律で定める使用料その他の歳入に限定される（地方自治法第231条の3第3項、地方自治法施行令第171条の2）。

一方、私債権は行政庁と相手方の合意により発生する債権で、物件の売払いや貸付などの契約等に基づく私法上の原因（契約や不法行為等）により発生する債権である。

港湾施設の使用料及び手数料については、港湾法上に規定する使用料（地方自治法施行令附則第6条）であるため公債権に該当するのに対して、普通財産貸付料及び旅客待合所電気水道料金は貸付等民事上の契約によるため私債権に該当する。

#### [ 債権の分類 ]

地方公共団体の債権	
公法上の債権（「公債権」）	私法上の債権（「私債権」）
処分や法令の定める一定の事実行為に基づいて発生	契約によって発生
強制徴収ができる債権	強制徴収ができない債権

<sup>35</sup> 滞納処分とは、納入義務者等が納期限までに地方公共団体の徴収金を完納しないときに、督促を行ってもなお完納しない場合に採られる強制徴収手続の総称をいう。

## 1-2 収入未済の状況

定期監査調書によれば、(1) 過去5年間の港湾施設に関する収入未済状況及び(2) 調定年度別収入未済状況は以下のとおりである。

## (1) 過去5年間の港湾施設に関する収入未済状況

(単位:千円)

科目	区分	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
使用料及び手数料	調定額(A)	2,238,378	2,234,826	2,247,562	2,220,664	2,184,076
	収入済額(B)	2,162,577	2,173,191	2,204,016	2,178,346	2,141,386
	不納欠損額	14,428	15,104	266	-	-
	収入未済額	61,371	46,529	43,279	42,318	42,689
	(納入義務者)(人)	46	45	40	40	42
	収入歩合(B/A)(%)	96.6	97.9	98.1	98.1	98.0
財産収入	調定額(A)	104,307	98,781	100,067	102,382	120,034
	収入済額(B)	103,061	96,785	95,968	99,526	116,214
	不納欠損額	-	-	-	609,882	-
	収入未済額	1,246	1,996	4,099	2,246	3,820
	(納入義務者)(人)	4	5	6	5	6
	収入歩合(B/A)(%)	98.8	98.0	95.9	97.2	96.8
諸収入	調定額(A)	96,382	98,449	239,023	205,471	148,230
	収入済額(B)	95,951	97,434	237,894	204,398	147,165
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	430	1,015	1,128	1,072	1,064
	(納入義務者)(人)	7	9	9	11	10
	収入歩合(B/A)(%)	99.6	99.0	99.5	99.5	99.3

使用料及び手数料は港湾施設(行政財産)の使用料で、財産収入は主に普通財産の貸付料であり、諸収入は主に上屋及び旅客待合所等の電気水道料金である。

行政財産の使用料は原則として使用を開始する日までにその全額を納入しなければならないが、知事が特に必要があると認めるときは、後納、分納納入及び履行期限の延長を行うことができる(県港湾管理条例第7条及び使用料納入取扱要領の3)。

普通財産の貸付料についても同様に、原則として使用を開始する日までにその全額を納入しなければならないが、知事が特に必要があると認めるときは、納付すべき期限を別に

指定<sup>36</sup>し、又は分割して納付させること<sup>37</sup>ができる（鹿児島県公有財産管理規則第30条、45条）。

使用料及び貸付料は原則として前納しなければならないため、基本的に収入未済は生じないはずである。しかし、金額が多額になる場合等分割納入が認められるため、納入義務者の財務状況によっては収入未済が生じる可能性がある。

## （2）調定年度別収入未済状況

（単位：千円）

科目	当初調定年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納入義務者(人)
使用料及び手数料	平成 11 年度	908	-	-	908	1
	12 年度	1,392	5	-	1,387	3
	13 年度	507	-	-	507	2
	14 年度	932	10	-	922	1
	15 年度	2,277	-	-	2,277	3
	16 年度	2,755	-	-	2,755	2
	17 年度	4,381	-	-	4,381	5
	18 年度	4,040	-	-	4,040	5
	19 年度	6,770	3,329	-	3,440	6
	20 年度	3,119	-	-	3,119	2
	21 年度	15,233	12,545	-	2,687	3
	過年度合計	42,318	15,890	-	26,428	33
22 年度	2,141,757	2,125,495	-	16,261	9	
合 計	2,184,076	2,141,386	-	42,690	42	
財産収入	平成 9 年度	371	-	-	371	1
	15 年度	134	-	-	134	1
	16 年度	20	-	-	20	1
	21 年度	1,720	50	-	1,670	2
	過年度合計	2,246	50	-	2,196	5
	22 年度	177,788	116,164	-	1,624	1
合 計	120,034	116,214	-	3,820	6	
諸収入	平成 10 年度	47	-	-	47	1
	11 年度	4	-	-	4	1
	13 年度	54	-	-	54	1
	15 年度	26	-	-	26	1
	16 年度	4	-	-	4	1
	17 年度	83	-	-	83	1
	19 年度	678	-	-	678	2
	20 年度	127	3	-	124	1
	21 年度	45	45	-	-	-
	過年度合計	1,072	49	-	1,023	9
	22 年度	147,158	147,116	-	41	1
合 計	148,230	147,165	-	1,064	10	

<sup>36</sup> 納付すべき期限を別に指定する場合

例：年度更新時など、使用許可開始日の属する年度以前に使用許可を行う場合

<sup>37</sup> 分割して納付させる場合

例：相手方から分割納入の申出があり、使用料の額が原則として年額 1,000 千円以上の場合など（分割納入の回数は年 6 回を限度とする）

使用料及び貸付料が前納を原則としたのは平成19年4月以降であり、それまでは「毎会計年度全納する」こととされていた。

現在は使用開始前に使用料を前納しなければならないが、従来は使用料等の納付が使用開始した年度末までに納入することが認められていたため、使用後に財務内容が悪化した場合に年度末収入未済となる場合が見受けられた。

また、過年度に発生した収入未済ほど回収が悪くなる傾向にある。平成22年度末の収入未済残高には、10年以上前（古いもので平成9年度）に調定がなされたものが含まれている。

### 1-3 平成22年度末における収入未済の状況

平成22年度末における収入未済の状況は次表のとおりである。

項 目	債務者数	収入未済額（千円）
港湾施設使用料及び諸収入	26名	43,671
普通財産貸付料	4名	3,820
延納利息	1名	83
合 計	31名	47,575

港湾施設使用料及び諸収入の収入未済は、債務者数26名で金額が43,671千円、また、普通財産貸付料の収入未済は、債務者数4名で金額が3,820千円、延納利息が1名で金額が83千円となっている。

以下、1-3-1 港湾施設使用料収入及び諸収入の収入未済と1-3-2 普通財産貸付料の収入未済の内容について検討する。

#### 1-3-1 港湾施設使用料及び諸収入の収入未済

平成22年度末において、債務者数26名に対して収入未済合計額が9,537千円発生している。このうち、23年度に5名から未済額全額を回収しているため、現状では次頁の表のとおり、債務者数21名に対して未済額合計34,133千円となっている。

収入未済のうち返済が長期延滞となっている主なものは、会社の経営が不振で返済資力が乏しいため延滞する場合、債務者本人が死亡又は行方不明により請求ができない場合である。以下債務者のうち一部を抽出して内容を検討した。

債務者	未済額(千円)	調定年度	延滞理由及び状況
1 債務者 A	6,562	平成 16～22 年度	経営不振のため滞留。
2 債務者 B	7,425	平成 15～19 年度	平成 22 年 12 月に本人死亡。
3 債務者 C	2,786	平成 19 年度	更生会社。
4 債務者 D	3,124	平成 11～22 年度	経営不振のため滞留。
5 債務者 E	348	平成 12 年度	経営不振のため滞留。
6 債務者 F	271	平成 17～18 年度	本人行方不明。
7 債務者 G	124	平成 20 年度	平成 23 年 6 月に破産手続終結。
8 債務者 H	54	平成 13 年度	平成 14 年 1 月に本人死亡。
9 債務者 I	51	平成 10～11 年度	経営不振のため滞留。
10 債務者 J	30	平成 15～16 年度	本人行方不明。
11 債務者 K	16	平成 18 年度	自己破産手続中。
12 債務者 L	180	平成 20 年度	経営不振のため滞留。
13 債務者 M	1,845	平成 14～15 年度	経営不振のため滞留。
14 債務者 N	216	平成 12～13 年度	経営不振のため滞留。
15 債務者 O	9	平成 19 年度	経営不振のため滞留。
16 債務者 P	58	平成 22 年度	経営不振のため滞留。
17 債務者 Q	9,683	平成 20～22 年度	経営不振のため滞留。
18 債務者 R	448	平成 17～18 年度	所在不明。
19 債務者 S	415	平成 13 年度	経営不振のため滞留。
20 債務者 T	130	平成 18～19 年度	経営不振のため滞留。
21 債務者 U	347	平成 21 年度	経営不振のため滞留。
合 計	34,133		

## (1)債務者 A

平成 16 年度から 22 年度で収入未済が発生している。債務者 A は経営不振のため、過年度の未納はあったものの一部過年度分と現年度分の支払いを行いながら 20 年度上半期まで順調に経過してきた。その後、23 年に A の代表者が死亡し、新たな経営者が A を引き継いだものの、当該経営者が支払に応じないのが現状である。今後は、経営者に対して文書催告を行い、返済を促していく方針である。

## (2)債務者 B

B は平成 22 年 12 月に死亡していたことが 23 年 2 月に判明した。平成 15 年度から 19 年度までの(旅客待合所)使用料の収入未済合計 7,298 千円及び 19 年度諸収入(電気水道代)未済合計 126 千円がある。

本人死亡で相続人も相続放棄し、回収不能である。(旅客待合所)使用料は公債権であるから、18年度までの使用料合計5,470千円については時効(5年間)成立しているため、23年度に不納欠損処理を行う予定である。

他方で、電気水道料金等諸収入については、私債権であり、相続人がいないため、時効の援用がなく、不納欠損処理は行われていない。

### (3)債務者C

Cは経営不振により、現在更生手続中である。港湾施設使用料等公債権については、更生手続に基づき平成25年度までに全額完済する予定であり、旅客待合所電気水道料等私債権については、更生手続の中ですでに一時配当を受けており、最終配当額の確定及び配当を待って残額の不納欠損処理を行う予定である。

### (4)債務者D

経営不振により、平成11年度から滞納が生じている。現状では営業は行っており、納入誓約書を提出してもらい、22年度には一部収入未済の回収はあったものの、依然回収の状況は不芳な状況にある。今後とも納入誓約書に基づいて納入指導を行っていく予定である。

### (5)債務者H

使用料の納入が遅れがちであったが、平成13年12月28日に一部未払い分納入後、14年1月に本人死亡し、相続人に支払を求めたが相続放棄を行った。公債権である使用料は18年度に時効を迎えたため不納欠損処理を行っているが、待合所電気水道料は私債権であり、時効の援用がないため不納欠損処理は行われず、収入未済として残っている。

### (6)債務者J

平成14年度までは納入に問題はなかったが、15年度に一括払いきれないとの申出を受け、半額を15年10月29日支払い、翌年の16年1月には連絡が取れなくなり、行方不明となった。公債権である使用料は20年度に時効を迎えたため不納欠損処理を行っているが、待合所電気水道料は私債権であり、時効の援用がないため不納欠損処理は行われず、収入未済として残っている。

### (7)債務者M

経営不振により平成14年度及び15年度に収入未済が発生している。滞納後定期的に文書及び電話による催告を行い、24年1月に本人を訪問したところ7年ほど前に自己破産及び免責決定を受け、現在は無職で無収入であるため、支払はできない旨の説明を受けた。今後の方針としては、破産手続の開始決定及び免責決定に係る事実関係を調査し、時効中断がないことを確認した上で不納欠損処理の適用を検討する予定である。

## (8)債務者 Q

経営不振により平成 20 年度より収入未済が発生している。例年、決算確定後に一部決算確定後に一部納付しており、23 年 7 月にも 22 年度港湾機能施設用地使用料 3,205 千円と 20 年度野積場使用料 2,159 千円を納付したが、納付額とほぼ同額の現年度分滞納が発生するため滞納繰越額は縮減できていない。19 年度に実施した「信用調査」でも今後も多額の使用料の支払いが滞る可能性が高いと指摘される。

文書による督促及び催告では効果が見込めないため、唯一の交渉相手である社長に面会を求めるも一切拒否されている。今後も粘り強く面会を求めていくが、打開できないのであれば更新拒否の要件を明確化することで打開できないか検討していく方針である。

## (9)債務者 R

平成 18 年に経営に行き詰まり法人としての活動を休止し、県税についても 18 年 3 月期を最後に申告がなく、所在不明法人として処理されている。所在不明となるまでは面談及び電話による督促を行ってきたが、19 年度には実態のない法人となっており、郵便物は返戻されている。収入未済となっている債権はすべて公債権である使用料であり、回収の見込みがないため、時効成立を待って不納欠損処理を行う予定である。

## 1-3-2 普通財産貸付料の収入未済

平成 22 年度末においては、債務者数 4 名に対して収入未済合計額が 3,820 千円である。

債務者	未済額(千円)	調定年度	延滞理由及び状況
1 債務者甲	371	平成 9 年度	本人行方不明。
2 債務者乙	154	平成 15～16 年度	経営不振のため滞留。
3 債務者丙	400	平成 21 年度	経営不振のため滞留。
4 債務者丁	2,894	平成 21～22 年度	経営不振のため滞留。
合計	3,820		

## (1)債務者甲

平成 9 年度に収入未済が発生している。甲は、9 年度に物産市を開催する目的で中央ゾーンを借りたが、催促を行っても使用料を支払わないことから、申請した会社の登記及び代表者の戸籍調査を行い、督促を行おうとしたが、法務局及び役所から該当する会社及び個人がないとの回答を受けた。現在も本人が行方不明で回収が不能であり、19 年 12 月をもって時効成立したものの、普通財産貸付料は私債権であり、本人が行方不明であるため時効の援用がないことを理由に現在も不納欠損処理がなされていない。

## (2)債務者乙

平成15年度から16年度に収入未済が発生している。乙は5年度から使用しているが、16年度に県の知り得ないところで第三者に建物を譲渡していることが判明した。当初は制裁措置による使用許可料に当初は納得し納付していたものの、15年度、16年度分は第三者に譲渡したことを理由に支払いに応じないため長期にわたり滞留している状態である。現在納付拒否による法的措置等を検討中である。

## (3)債務者丙

平成21年度に収入未済が発生している。事業の業績低下による資金繰りの悪化から延滞が発生し、23年度も653千円延滞が発生しているが、24年1月に300千円納入済みであり、また今後も300千円ずつ納入が予定されている。

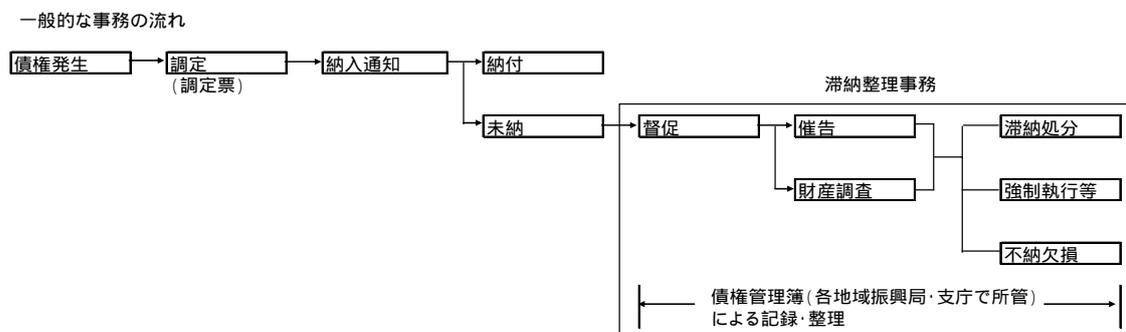
## (4)債務者丁

平成21年度から収入未済が発生している。貸地に建物を建設し、現在貸事務所兼貸店舗敷として出店者を募集している。本人は病気のため自宅療養中であり、実家及び妻の収入により生計を立てている状況である。23年度に返済計画書が提出され、現在まで600千円の返済がなされており、さらに個人所有の不動産の売却により未済額の返済が検討されている。

なお、返済がこのまま滞る場合は貸付地の一部の返還を求めることも検討している。

## 1-4 収入未済金の徴収事務

県によれば、一般的な収入未済金の徴収事務の流れは次の図のとおりである。



## (1) 催促するまでの滞納期間及び督促の頻度

各地域振興局及び支庁において、納入期限を過ぎたら、次回の納付期限までに滞納理由や財務状況について債務者から聴取し、文書による督促を定期的に行っている。

その頻度は債務者の滞納理由や財務状況等によって異なる。なお、未納となった債務者に関する、延滞理由や督促の状況等については、債権管理簿（各地域振興局及び支庁で様式が統一されている）が作成され、各地域振興局及び支庁にて管理されている。

## (2) 催告するまでの期間、方法及び頻度

その期間及び頻度は、各地域振興局及び支庁において、債務者の滞納理由や財務状況等によって異なるが、定期的に主に面接及び電話により催告を行っている。

## (3) 延滞債権の回収の方法

各地域振興局及び支庁において、債務者の滞納理由や財務状況等によって、必要に応じて分納計画を作成及び決算書等の徴求を実施しており、返済計画の策定、決算書や税務申告書の徴求に関して具体的な基準、規定及びマニュアルは作成されていない。

## (意見)

上述のとおり、収入未済等債権については各地域振興局及び支庁で管理が行われているが、債権金額や滞納期間に応じて返済計画の策定、決算書や税務申告書の徴求等を行うといったように画一的に管理されているわけではなく、担当者の個々の判断により、個々の債務者の状況を勘案して返済計画の策定や書類の徴求が行われている。

一部の債務者については返済計画を策定している場合もあるが、計画策定に関して、特に滞納期間や金額の基準は設けられていない。また、返済計画を策定していても、景気低迷や事業不振などにより、計画どおりに返済されていない場合が多い。

債務者の財務状況に関しては、主に債務者からの聞き取りにより判断がなされており、確かに延滞しているという状況から財務状況が厳しいことは容易に判断されるが、この客観的判断資料として、また、当該返済計画の実効性確保の観点からも企業や個人の決算書及び税務申告書等を徴求することを検討する必要があると思われる。

また、延滞債権の管理を適切に行っていくためには、返済計画の策定基準及び決算書や税務申告書等の債務者状況を判断するための入手資料等について、規定又はマニュアル等により明文化しておくことが適当であると考えられる。

#### 1-5 収入未済の管理

収入未済債権については、債務者別に各地域振興局及び支庁ごとに管理され、港湾空港課全体を管理係が統括管理している。

下図のとおり、管理係における収入未済債権の管理方法を時系列で示すと、まず4月に過年度の未収債権を中心に各地域振興局及び支庁から回収状況及び取組状況を確認し、それを全庁レベルの組織である未収債権対策プロジェクトチームに報告する。

5月下旬から6月にかけて、前年度決算における未収債権を集計し、各地域振興局及び支庁から報告を受け、当債権の取組状況を確認し、特に1,000千円以上の高額滞納者については、今後の取組方針について聴取し検討を行う。

7月上旬から8月上旬にかけて、現年度分の未収債権を中心に各地域振興局及び支庁から回収状況及び取組状況を確認し、それを全庁レベルの組織である未収債権対策プロジェクトチームに報告する。

9月下旬から10月下旬にかけて、各地域振興局及び支庁から報告を受け、当債権の回収状況及び取組状況を確認するとともに、それを決算特別委員会に報告する。

2月には、不納欠損処理の準備を行うため、各地域振興局及び支庁から未収債権の回収状況及び取組状況を確認する。特に1,000千円以上の高額滞納者については、今後の取組方針について聴取し検討を行う。

3月になると不納欠損処分の要否を判断するため、各地域振興局及び支庁から過年度の未収債権を中心として、回収状況及び取組状況について確認を行う。

収入未済債権の管理スケジュール

平成23年度（通年ベース）																											
4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11-1月	2月			3月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
←						←			←						←			←				←			←		
・未収債権対策プロジェクトチーム会合開催（過年度分の未収債権が中心） 当該チームは全庁的な組織である。						・前年度決算における未収債権の集計 ・取組状況の確認			・未収債権対策プロジェクトチーム会合開催（現年度分の未収債権が中心） ・取組状況の確認									・決算特別委員会開催 当該委員会は議会の組織である。 ・取組状況の確認				・不納欠損処分の準備 ・取組状況の確認			・不納欠損処分の取組状況の確認（過年度分の未収債権が中心）		

上記以外にも、必要があれば個別に進捗状況を確認している。

2 不納欠損の状況

2-1 債権の消滅時効

消滅時効とは、一定の期間権利を行使しない者にはその権利を消滅させることをいい、時効について地方自治法は次のように規定している。

地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）

<p>1 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、<u>5年間これを行わない時は、時効により消滅する</u>。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。</p> <p>2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体に対する権利の時効による消滅については、法律に特段の定めがある場合を除くほか、<u>時効の援用を要せず</u>、また、その利益を放棄できないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。</p> <p>3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の時効（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。</p> <p>4 法令の規定により普通地方公共団体がする<u>納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定に関わらず、時効中断の効力を有する</u>。</p> <p>傍線は筆者</p>
---

(1) 時効期間

消滅時効期間は公債権については原則5年であり、私債権については、基本的に10年である（民法第167条第1項）。

## (2) 時効の援用

時効の援用とは、時効の利益を受ける者（債務者）が時効の利益を受ける意思表示をいう。

私債権は、債務者から援用する旨の意思表示があったときは確定的に債権が消滅するが（民法第145条）、公債権は、債権債務関係をいつまでも不確定の状態にしておくことは望ましくないとの考えから、時効の援用がなくても債権は消滅する（地方自治法第236条第2項）。

## (3) 時効の中断

時効の中断とは、時効の基礎である事実状態と相容れない法定の事由（請求、差押え等）が生じると、その事由の発生前にすでに進行してきた時効期間はこの効力を失い、この中断事由が消滅したときから改めて時効が進行しはじめることをいう。

時効の中断は、通常催告後6ヶ月以内に裁判上の請求等を行わなければその効力を生じないが（民法第153条）、地方自治体の債権については民法の規定による時効中断の手続を必要とすることは手続上きわめて煩雑であることから、法令の規定に従ってする納入の通知及び督促については、時効中断の効力が認められている（地方自治法第236条第4項）。

これは公債権、私債権を問わず適用される。

	公債権	私債権
時効期間	原則5年 （地方自治法第236条第1項）	原則10年 （民法第167条第1項）
時効の援用	不要 （地方自治法第236条第2項）	必要 （民法145条）
納入の通知及び督促について時効中断の効力	民法第153条の適用なし（絶対的な効力） （地方自治法第236条第4項）	

## 2-2 不納欠損処理の状況

歳入徴収者は、調定した歳入金が鹿児島県会計規則第 50 条<sup>38</sup>の各号のいずれかに該当するときは、不納欠損として処理するものとする。平成 22 年度までの不納欠損処理額等については下表のとおりである。

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
債務者数	3 名	4 名	3 名	1 名	- 名
調定額	15,593 千円	17,460 千円	482 千円	720 千円	- 千円
不納欠損額	14,428 千円	15,104 千円	266 千円	609 千円	- 千円
事由（時効成立）	2 件	2 件	2 件	-	-
（清算結了）	1 件	2 件	1 件	1 件	-

過去 5 年間に行われた不納欠損処理が行われた事由は、債権の消滅時効が完成したため（鹿児島県会計規則第 50 条第 1 項）及び 清算結了したため（鹿児島県会計規則第 50 条第 6 項）のみである。この場合、消滅時効が完成したものは、野積場使用料等港湾施設の使用料の公債権のみである。

公債権の場合は、時効の完成や滞納処分執行停止期間の満了により法律上債権が消滅するため不納欠損処理がなされる。しかし、私債権の場合は、時効が完成しても時効の援用、すなわち債務者が時効を主張しない限り法律上債権は消滅しないため、そのままでは不納欠損処理を行うことができない。議会の決議（地方自治法第 96 条第 1 項 10 号）や免除（地方自治法施行令第 171 条の 7）により債権放棄を行うことはできるものの、厳正かつ公平な手続が求められるため、現状では適用することが難しい状況にある。

このため、実際には回収不能であるにもかかわらず、長期間にわたり県の債権として管理帳簿上存在し続け、督促や状況報告等事務手続が行われるため事務効率が阻害される可能性がある。また、回収不能な債権が財産として計上されることは県の財政状態を正確に把握することの妨げになる。

（意見）

<sup>38</sup> 鹿児島県会計規則第 50 条の各号

- 1) 債権の消滅時効が完成したとき
- 2) 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定による債権の放棄の議決があったとき
- 3) 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定により滞納処分をした徴収金について、その執行の停止が 3 年間継続したことによりその債権が消滅したとき
- 4) 納入義務者が死亡し、限定承認をした相続人がその相続により納入の義務を負うこととなった債務者について、相続によって得た財産の限度において納入してもなお未納があるとき
- 5) 破産法第 253 条第 1 項又は会社更生法第 204 条の規定により納入義務者が債権につき免責されたとき
- 6) 納入義務者である法人の清算が結了したことにより当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について他の弁済の責めに任ずべきものがあり、その者について各号に規定する理由がない場合を除く
- 7) その他法令の規定により納入義務者の債務が消滅したとき

「1-3 平成 22 年度末における収入未済の状況」でみたとおり、債務者 B のように本人死亡で相続人も相続放棄している場合、旅客待合所使用料については時効（5 年）の成立を待って不納欠損処理がなされるのに対して、電気水道料金等諸収入については時効の援用ができないため不納欠損処理がなされない。

旅客待合所使用料と電気水道料金等諸収入は債権の性質が公債権か私債権の相違はあるものの、両債権ともに回収可能性に相違はない。

債務者 B の場合は、本人が死亡し相続人も相続放棄しているため、両債権ともに回収可能性はなく、この点を考慮すれば、旅客待合所使用料のみでなく電気水道料金等諸収入についても不納欠損処理を行うことが適当であると思われる。

実際には回収不能であるにもかかわらず、長期間にわたり県の債権として管理帳簿上存在し続け、督促や状況報告等事務手続が行われるため事務効率が阻害される可能性がある。また、回収不能な債権が財産として計上されることは県の財政状態を正確に把握することの妨げになる。

したがって、ある債権が法律上又は事実上、回収不能の状況にある場合には不納欠損処理を行い管理から外すことが適当であると思われる。

## 第6章 行政評価等

過年度において実施されている行政評価(事業評価等)の状況は次のとおりであった(提出のあった港湾の「施策評価票」「事業評価票」から抜粋して記載)

### 1 施策評価

[平成17年度 施策評価票]

施策名	国際交流港の整備 1-61
施策のねらい	アジア地域をはじめとする各国・地域と人・物・情報等が活発に行き交う拠点として必要な港湾施設の整備や、地域住民や観光客が楽しみ、憩う、快適で質の高いウォーターフロント空間の創出など、港湾機能の高度化・情報化を推進する。

[施策を構成する個別事業]

(金額単位:百万円)

個別事業	年度等	決算(見込)額・予算額			課題の内容
		15	16	17	
1 鹿児島港本港区ウォーターフロント開発事業(1-61-1)		76	287	750	課題なし
2 鹿児島港中央港区マリノアトカゴしま整備事業(1-61-2)		2,036	5,130	1,125	16年度の実績から判断すると当面の課題はないと考えられるが、社会経済情勢の変化などを踏まえ、検討委員会において上物計画を含む1期2工区の在り方を検討中であることなどを総合的に判断し、一部課題ありと評価した。
3 クルシヅクネットワーク形成事業(1-61-3)		5,265	4,899	6,354	課題なし
4 国際物流拠点港湾(志布志港)整備事業(1-61-4)		3,690	6,607	5,502	課題なし
5 国際物流拠点港湾(鹿児島港等)整備事業(1-61-5)		872	579	1,004	課題なし
6 国際物流港湾形成促進事業(1-61-6)		8	4	4	課題なし
7 鹿児島港利用促進対策事業(1-61-7)		1	1	1	鹿児島港の貿易額・港湾貨物取扱量が減少傾向にあり、誘致活動等さらに積極的な推進が必要である。
合計(投資額)		11,951	17,509	14,185	17年度合計は縦計と一致しないが、そのまま転記している。

[評価]

視点	分析
必要性 <sup>39</sup>	・ 適合 ・ (理由)国際交流港湾としての港湾施設整備やウォーターフロント空間の創出など港湾機能の高度化等を目指して事業推進しており、必要性は高い。
有効性 <sup>40</sup>	・ 達成度100%以上 ・ (理由)観光客船寄港実績100%、外貨コンテナ貨物取扱量(志布志港)108.9%
妥当性 <sup>41</sup>	・ 妥当 ・ (理由)物流コストの縮減や荷役時間の短縮及び港湾機能の高度化並びにクルシヅクネットワーク形成のための施設整備を進める内容の事業であることから、効果的な事業である。

<sup>39</sup> 課題解決のために必要な施策であり、県民ニーズにあっていないか。

<sup>40</sup> 施策の効果が上がっているか。

<sup>41</sup> 施策のねらいからみた事業構成は必要かつ十分か。

視 点	分 析
妥当性 <sup>242</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題あり</li> <li>・(理由) 構成事業の一つである「鹿児島港中央港区リソポートかごしま整備事業」については、<u>社会状況の変化や社会ニーズを踏まえた見直し</u>が課題として残っている。</li> <li>「鹿児島港利用促進対策事業」については、船会社や代理店等への誘致活動が有効に機能するよう努める必要がある。</li> </ul>

[まとめ]

・施策を構成する一部の事業などに課題あり  
 施策を構成する一部の事業の成果指標の達成度が80%未満であり、当該事業については事業の有効性を高めるための工夫が必要である。

[鹿児島県行政評価監視委員会の意見・提言及び県の対応方針]

意見・提言の内容	左記に対する県の対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人が入ってくることを考えると、密輸、密売、犯罪に対する治安対策等について、全体を俯瞰しながら質のよい事業を進めていくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密輸、密売、犯罪に対する治安対策等については税関や海上保安部等と連携を図り対策に取り組んでいるが、特に港湾においては、改正 SOLAS 条約の発効に伴い、平成 16 年度に外国船が接岸する岸壁（鹿児島港等 3 港）において、フェンスや監視カメラ等を整備し、保安対策の強化を図ったことである。</li> <li>今後とも、税関や海上保安部等との連携を深めながら、利用しやすく安全で安心できる港湾整備に努めていきたい。</li> </ul>

なお、「事業評価票」による意見・提言があったものとそれに対する県の対応方針は次の2件であった。

意見・提言の内容	左記に対する県の対応方針
(1-61-3) <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の民間企業の事業であれば、目標を超えるよう努力していることから、今後、行政としても同様の努力をすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客船の誘致については、引き続きポートヘルズ等の誘致活動を行い、目標を上回るように努力していきたい。</li> </ul>
(1-47-2) (1-61-7) <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄港数について、年によってバラツキがあるが、安定を図るための取組が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄港数は、船会社の経営戦略、経済情勢及び SARS や 711 などの国際情勢なその国際情勢などに左右され、年度によりバラツキが生じている。また、観光船が1日中利用できる岸壁がないのもバラツキの要因の一つである。</li> <li>寄港数の安定を図るための対応は、今後も全国クルーズ客船誘致連絡会などの関係団体との連携強化を図り、より一層の高価があるよう誘致活動に努めたいと考えている。</li> </ul>

2 事業評価

[平成 18 年度 事業評価票]

施策名：新幹線・かごしま元気プラン

(金額単位：百万円)

個別事業	年度等	総投資額(含人件費)			課題の内容
		16	17	18	
1 鹿児島港本港区ウォーターフロント開発事業(1-53-6)		299	757	17	課題なし

当該事業に関しては「鹿児島県行政評価監視委員会の意見・提言及び県の対応方針」についても「特になし」との記載であった。

<sup>42</sup> 施策を構成する個別事業に課題はないか。

2-1 [平成18年度 事業評価票] (特定テーマ: アジアの時代と鹿児島)

(金額単位: 百万円)

個別事業	年度等	総投資額(含人件費)			課題の内容
		16	17	18	
1 国際物流港湾形成促進事業 ( -1.5)		10	11	10	課題なし

[事業の概要]

目的	内容	対象	実施方法 (事業主体)	17年度実績
ポータルの実績等により外貿コンテナ航路等の維持・拡充を図り、志布志港等を利用した国際物流を促進し、本県産業の振興や活性化に資する。	国内外の船社及び港湾関係機関等に対して、志布志港を紹介し、航路の開設や拡充等に対する理解を得るためのポータル活動を行う。 ・船社訪問	・船社 ・荷主企業等	・負担金 (志布志港ポータル推進協議会)	・訪問2回
	貿易関係企業や荷主企業等に対して、志布志港の現状や今後の整備計画等の周知活動や志布志港の利用促進活動を行う。 ・セミナー開催 ・荷主企業等訪問	・荷主企業等 ・物流関係企業等		・セミナー1回 ・訪問4回
	志布志港利用促進のための広報・情報収集活動を行う。 ・パンフレット作成、ホームページ更新	・荷主企業等		・パンフレット 1,750部

[鹿児島県行政評価監視委員会の意見・提言及び県の対応方針]

意見・提言の内容	左記に対する県の対応方針
(1)評価について 特になし (2)その他 ・志布志港における2005年の外貿コンテナ貨物取扱量が佐賀県の伊万里港に抜かれたようだが、何とか3位奪還に努めたい。今後は、中古自動車部品の輸出など静脈物流にも力を入れていく必要があるのではないか。 ・志布志港で発生する空コンテナは、細島港、大分港、広島港を経由してなんとか有効活用されているが、今後は、南九州で発生する古紙を取り扱う工夫が必要ではないか。	中古自動車・古紙等の静脈物流を含めた志布志港のコンテナ貨物の確保については、今後とも経済団体、港湾利用者、行政機関等で構成する志布志港ポータル推進協議会を中心に、官民一体となってポータル活動に積極的に取り組んでまいりたい。

上記のように、平成17年度から18年度にかけて施策評価、事業評価が実施されており、以降は対象となっていない。また、当該評価の結果により中止となった事業はない。

対象となっている時期は4~5年前であるが、状況としては目に見えた変化は見られていないように思われる。

行政評価等<sup>43</sup>においても、評価結果を踏まえた施策・事業の進行管理が求められているが、経済環境がより厳しいものになって来ている状況と相俟って、対策の方法も容易に見出し難い。

<sup>43</sup> 参考とした規程等: 「鹿児島県行政評価実施要綱」、「鹿児島県行政評価実施要領」、「鹿児島県行政評価監視委員会組織・運営要領」

### 3 事業再評価制度

県においては「鹿児島県事業再評価実施要綱」及び「鹿児島県事業評価監視委員会設置要領」（いずれも平成11年11月施行）が規定されており、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、県が事業主体となって実施する公共事業の再評価に関して定めているものである。

#### [対象事業]

再評価の対象となる公共事業は、環境林務部、商工労働水産部、農政部及び土木部が所管する公共事業のうち、国が費用の一部を補助又は負担する事業<sup>44</sup>で、別表に掲げる事業となっている。今回の港湾及び漁港に関する部を抜粋すると次のとおりである。

部 名	省庁	事 業	
商工労働 水産部	水産庁 関係	全 事 業	1 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業 2 事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業 3 再評価実施後5年間が経過する事業 4 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
土木部	国土交通省 関係		1 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業 2 事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業 (ただし、補助事業は、5年間) 3 <u>事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過する事業</u> 4 再評価実施後5年間が経過する事業 5 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(注) 下線は両部の相違部分である。

#### [平成22年度 事業評価監視委員会の報告を踏まえた県事業の対応方針等]

##### ・土木部

番号	事業名	地区名	内 容	対応 方針	詳細 審議	現場 調査	審議 結果
土-7-1	重要港湾改修事業	川内港	-	継続			
土-7-2	地方港湾改修事業	鹿屋港	<u>防波堤の整備の必要性について、詳細審議</u>	継続			
土-7-3	地方港湾改修事業	島間港	<u>西之表港との役割分担を含めた整備の必要性について、現地調査のうえ詳細審議</u>	継続			
土-7-4	地方港湾改修事業	古仁屋港	<u>砂砂利の需要見込みと保管方法を含めた防波堤の整備の必要性等について詳細審議</u>	継続			

(注) 「」は、方針案が妥当と認められたことを示す。

平成22年度は重要港湾の川内港、地方港湾の鹿屋港、島間港及び古仁屋港について、防波堤整備の必要性、役割分担を含めた整備の必要性等について審議がおこなわれており、いずれも継続との結果であった。

<sup>44</sup> 一般に言われる「補助事業」

[平成21年度 事業評価監視委員会の報告を踏まえた県事業の対応方針等]

平成21年度では、次の6港湾が対象とされている。

番号	事業名	地区名	対応方針	詳細審議	現場調査	審議結果	備考
土-7-2	地方港湾改修事業	中之島港	継続				
土-7-3	地方港湾改修事業	湾港	継続				「条件」「要望」付
土-7-4	地方港湾改修事業	亀徳港	継続				「要望」付
土-7-5	地方港湾改修事業	東之浜港 (注)	継続				「意見」付
土-7-6	地方港湾改修事業	与路港 (注)	継続				
土-7-7	重要港湾環境整備事業	鹿児島港 緑地(C)	継続				「条件」「意見」付

(注) 事業主体は東之浜港は「村」であり、与路港は「町」である。

上表のように平成21年度の審議においては「条件」「意見」「要望」が付されているものが多いが、内容は次のとおりである。

地区名	内 容	
湾港	条件	小型船対策について、今後の船隻数等の推移をみながら、整備の必要性を検討すること
	要望	防波堤(沖)の延長や法線(曲部)など平面計画について、航路に影響のない範囲で、また、完成形だけでなく段階的なシミュレーションによる検討を行ったうえで、事業を進めること。
鹿児島港 緑地(C)	条件	平成21・22年度に開催する(仮称)長期構想検討委員会の中で、当委員会の意見(廃止も含め)を考慮した検討を行い、その結果に基づく計画を、平成23年度当委員会へ付議すること。
	意見	放置艇の法的規制について検討すること
亀徳港	要望	防波堤計画について、各種ケースかつ段階的なシミュレーションを行い、3箇所に計画する防波堤の効果を検証し、結果としてコスト削減が図られること。
東之浜港	意見	防波堤について、効果を検証しながら延伸すること。 当港の整備が、村の活性化及び観光客誘致等のため有効となること。

[平成23年度 事業評価監視委員会<sup>45</sup>]

平成23年度第1回事業評価監視委員会は10月11日に開催され、第1回委員会に付議された事業評価対象箇所(全40箇所)について審議が行われ、12箇所を抽出し、次回の委員会で詳細審議を行うこととなった。

この中には、「地方港湾改修事業」で和泊港が、「地域水産物供給基盤事業」で小湊漁港、川尻漁港、羽島漁港、戸崎漁港、の4漁港が、「広域水産物供給基盤整備事業」として江口漁港、中甕漁港、蘭牟田漁港、前籠漁港、口永良部漁港の5漁港が抽出されている。

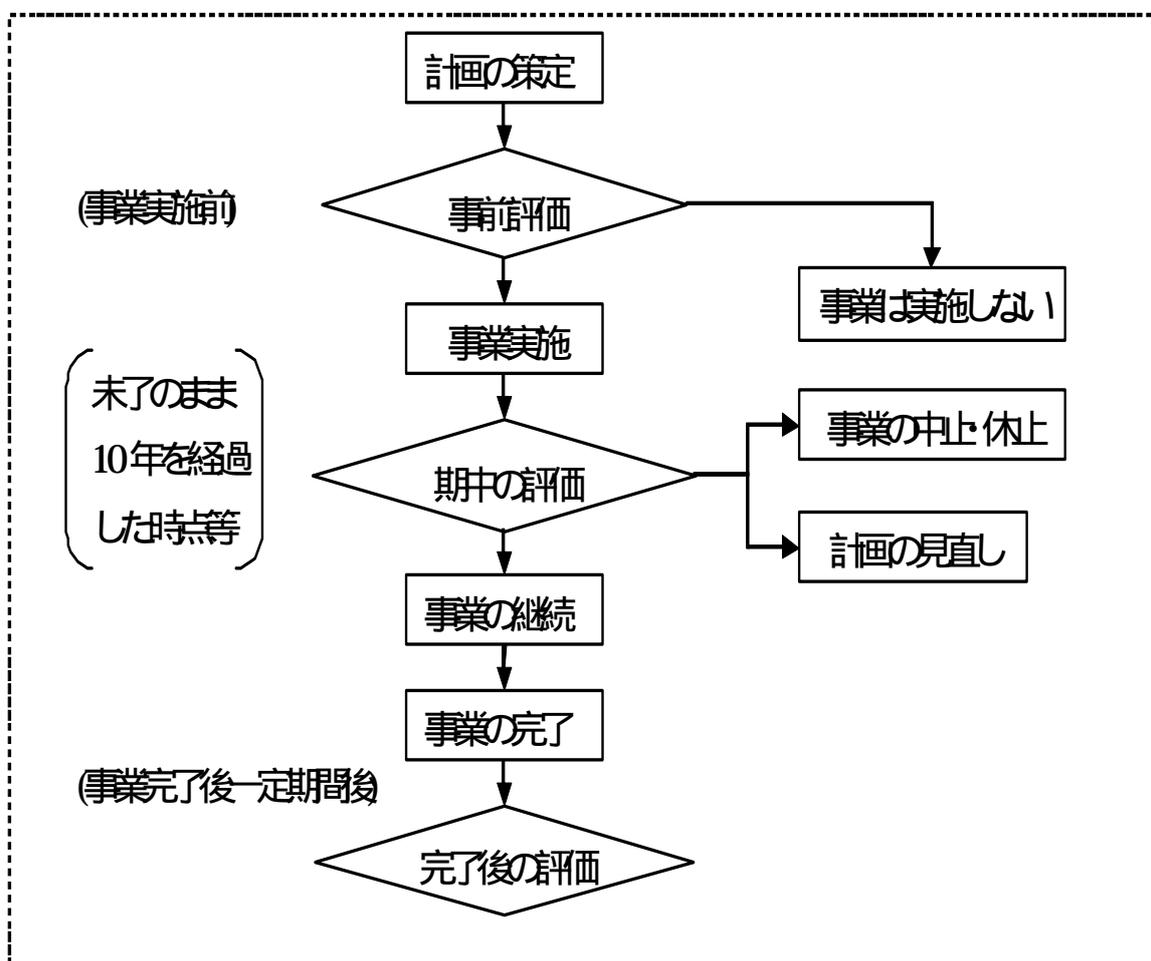
<sup>45</sup> 平成24年1月28日の南日本新聞に、川尻漁港に「条件」、小湊漁港及び前籠漁港について「要望」が付され、40事業の事業継続が妥当との結果であった旨が掲載されている。

(意見)

平成 21 年度において「条件」とされた「平成 21・22 年度に開催する(仮称)長期構想検討委員会の中で、当委員会の意見(廃止も含め)を考慮した検討を行い、その結果に基づく計画を、平成 23 年度当委員会へ付議すること。」については、未だ付議されていないと思われる。今後の付議となる予定であろうが、事業評価監視委員会を実効性のある制度にするために、また顛末の情報開示に留意する必要があると思われる。

資料 事業評価のフロー

事業採択前から事業完了後に至るまでの、事業の実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の執行を図るため、事業評価制度を導入している。



出所：「水産関係公共事業の事業評価実施要領」(平成 11 年 8 月 13 日付け、水産庁長官通知)

上表では、計画に基づいて事業を実施したもの等について「未了のまま 10 年を経過した時点等」で事業の継続について再評価が実施される制度となっている。

## 第7章 港湾関係起債事業

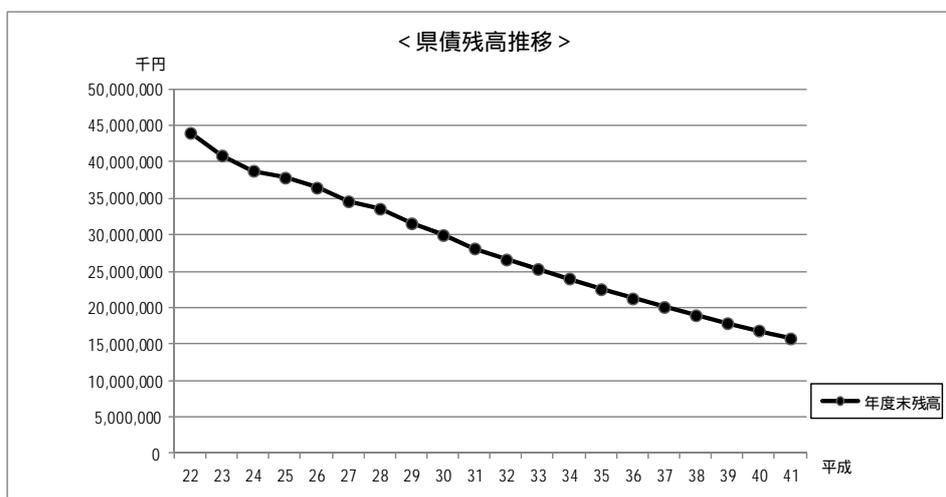
### 1 概要

港湾関係起債事業は、港湾の施設整備において直轄事業（国）、補助事業（港湾管理者）等の港湾整備事業（基本施設等を整備する事業）の対象にならない施設の整備や用地の造成を行うにあたって、港湾管理者等の地方公共団体が地方債の発行により所要の資金を賄って実施する事業であり、「港湾機能施設整備事業」と「臨海部土地造成事業」に大別される。

区 分	内 容
港湾機能施設整備事業	港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、 <u>港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船等を整備する。</u>
臨海部土地造成事業	<u>流通施設用地や保管施設用地等物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等国民生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地造成であり、これを土地利用の性格付けから、「都市機能等用地」と「工業用地」に区分している。</u>

### 2 県債残高の推移

港湾特別会計で実施する事業に関する県債残高の今後の見込<sup>46</sup>は次のようになっている。

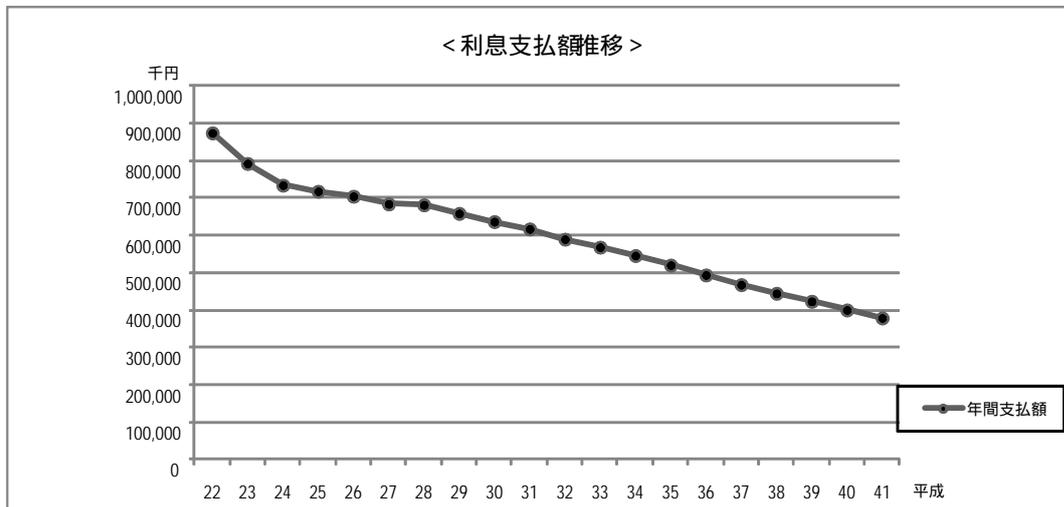


平成 22 年度末の償還元金残高は 439 億 8 千万円となっているが、現状の予定によると、30 年度には 300 億円を下回る 299 億 6 千 7 百万円となり、その後も償還が新規発行を上回り、37 年度には 200 億を下回る試算になっている。

<sup>46</sup> 当該県債残高推移は現時点での試算であり、今後の港湾関係起債事業費の増減等により変動する。

### 3 利息支払額の推移

一方、県債に係る利息額も元本の減少により減少することになるが、現状における推移<sup>47</sup>は次のように予定されている。



平成 22 年度の利息支払額は 8 億 7 千 4 百万円であるが、27 年度には 7 億円を下回る 6 億 8 千 4 百万円に、36 年度には 5 億円を下回る試算である。

#### まとめ

以上、特別会計に関する県については、継続して減少する予定となっている。

なお、港湾の一般会計における県債残高<sup>48</sup>は、他の部署の事業費等と合わせた全体の資金必要額により管理しているため、港湾に限定した残高等は把握が難しいという理由で、一般会計に関する県債資料の提出は受けていない。

<sup>47</sup> 当該利息支払高推移は現時点での試算であり、今後の港湾関係起債事業費の増減等により変動する。

<sup>48</sup> 2012 年度当初予算案では、「県債残高（借金）の 2012 年度末見込みは 2011 年度末見込み比 0.8% 増の 1 兆 6682 億円。後年度に元利償還金が全額交付税措置される臨時財政対策債などを除くと、326 億円減の 1 兆 2839 億円」（平成 24 年 2 月 11 日の南日本新聞の記事を参考にした。）

## 第8章 開示

### 有形固定資産<sup>49</sup>産明細表

#### 1 有形固定資産の状況

県が公表している有形固定資産明細表に基づいて作成した港湾・漁港に係る有形固定資産の状況は次頁のとおりである。

県全体において、平成17年3月に策定した「県政刷新大綱」に沿って重点化等による普通建設事業費の抑制を図っており、この結果、有形固定資産の減価償却費が取得価格を上回り、公共資産は全体的に減少傾向となっている。

平成22年度県普通会計においては、土地の増加が57億4千2百万円、償却資産の取得が1,282億7千8百万円であったが、減価償却1,743億2千7百万円の実施等により、貸借対照表計上額は4兆6,211億3百万円と21年度に比較して379億4百万円の減少となった。

港湾においては、平成22年度に土地が1億5千2百万円増加、償却資産が87億6千7百万円増加しているが、減価償却が120億7千9百万円実施されていることにより、貸借対照表計上額は31億5千9百万円減少している。

また同様に、漁港においては土地の増加はなく、償却資産が63億6千百万円増加しているが、減価償却が74億3千2百万円実施されていることなどにより、貸借対照表計上額は10億7千6百万円の減少となっている。

#### 2 作成方法

有形固定資産明細表のうち土地及び償却資産（取得価額、減価償却累計額、帳簿価格）については、「地方財政状況の調査」（総務省）を作成するための資料として各所管部（この場合は港湾空港課のある土木部、漁港漁場課のある商工労働水産部）から5月～6月にかけて提出される「統計資料」に基づいて総務部財政課で作成、その他（除・売却土地、除・売却資産、売却可能資産への振り替え土地、売却可能資産への振替資産、寄附された資産等）については、総務部財政課財産活用対策室から一覧表を入手して、総務部財政課で同明細表作成のためのワークシート（「年度別有形固定資産集計表」）を作成するという流れであるとの説明を受けた。

<sup>49</sup>資産形成のために要した普通建設事業費を各目的別に分類し、計上

## 平成21年度及び22年度「有形固定資産明細表」より抜粋

(金額単位 百万円、%)

区分	土地	償却資産				除・売却土地	除・売却資産				売却可能資産への振替土地	売却可能資産への振替資産	寄附された資産等	貸借対照表計上額	
		取得価額	減価償却累計額		帳簿価格		取得価額	減価償却累計額		帳簿価格				うち資産評価差額	
			うち当年度償却額					うち当年度償却額							
生活化万・国土保全															
...															
港湾20	4,460	581,861	183,988	11,642	397,873	0	0	0	0	0	0	0	0	402,333	
港湾21	4,968	591,884	195,862	11,874	396,021	0	42	34	0	8	0	0	0	400,981	0
港湾22	5,121	600,651	207,942	12,079	392,709	0	42	34	0	8	0	0	0	397,822	0
対合計割合	0.71	8.43	6.45	6.93	10.07	0.00	1.28	2.15	1.17	0.50	0.00	0.00	0.00	8.61	0.00
22年度増減額	152	8,767	12,079	204	△ 3,312	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 3,159	0
産業振興															
...															
農林水産業															
漁港20	4,180	365,671	117,121	7,183	248,550	0	0	0	0	0	0	0	0	252,730	0
漁港21	4,198	371,621	124,434	7,313	247,186	0	0	0	0	0	0	0	0	251,384	0
漁港22	4,198	377,982	131,867	7,432	246,115	0	0	0	0	0	5	0	0	250,308	0
対合計割合	0.58	5.31	4.09	4.26	6.31	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.04	0.00	0.00	5.42	0.00
22年度増減額	0	6,361	7,432	118	△ 1,071	0	0	0	0	0	5	0	0	△ 1,076	0
港湾+漁港20	8,640	947,533	301,109	18,826	646,424	0	0	0	0	0	0	0	0	655,064	0
港湾+漁港21	9,166	963,506	320,297	19,188	643,208	0	42	34	0	8	0	0	0	652,366	0
港湾+漁港22	9,319	978,634	339,809	19,511	638,825	0	42	34	0	8	5	0	0	648,131	0
対合計割合	1.29	13.74	10.55	11.19	16.37	0.00	1.28	2.15	1.17	0.50	3.04	0.00	0.00	14.03	0.00

( 前頁の表につづく )

( 金額単位 百万円、% )

区分	土地	償却資産				除・売却土地	除・売却資産				売却可能資産への振替土地	売却可能資産の振替資産	寄附された資産等取得価額	貸借対照表計上額	
		取得価額	減価償却累計額		帳簿価格		取得価額	減価償却累計額		帳簿価格				うち当年償却額	うち資産評価差額
			うち当年償却額	うち当年償却額											
道路 20	322,062	1,659,175	511,966	33,949	1,147,208	147	0	0	0	0	0	0	0	1,469,124	0
道路 21	327,552	1,696,185	546,533	34,566	1,149,652	158	0	0	0	0	0	0	0	1,477,046	0
道路 22	330,273	1,729,273	580,870	35,337	1,147,403	27	0	0	0	1	0	0	0	1,477,647	0
対合計割合	45.89	24.28	18.03	20.27	29.41	2.19	0.00	0.00	0.00	0.00	1.13	0.00	0.00	31.98	0.00
農業農村整備 20	57,168	1,595,298	1,049,685	56,045	545,613	0	0	0	0	0	0	0	0	602,782	0
農業農村整備 21	57,728	1,625,329	1,105,031	55,346	520,297	0	0	0	0	0	0	0	0	578,026	0
農業農村整備 22	58,150	1,651,069	1,159,439	54,408	491,630	0	0	0	0	0	0	0	0	549,780	0
対合計割合	8.08	23.18	35.98	31.21	12.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.90	0.00
+ + 20	387,871	4,202,007	1,862,761	108,821	2,339,246	147	0	0	0	0	0	0	0	2,726,971	0
+ + 21	394,448	4,285,021	1,971,862	109,100	2,313,159	158	42	34	0	8	0	0	0	2,707,439	0
+ + 22	397,743	4,358,977	2,080,118	109,256	2,277,858	27	42	34	0	8	7	0	0	2,675,559	0
対合計割合	55.27	61.19	64.56	62.67	58.39	2.19	1.28	2.15	1.17	0.50	4.16	0.00	0.00	57.90	0.00
合計 20	704,259	6,854,230	2,874,588	172,354	3,979,641	542	155	131	2	24	785	59	382	4,682,872	0
合計 21	713,952	6,995,256	3,047,817	173,229	3,947,438	1,478	2,817	1,266	61	1,550	129	55	830	4,659,007	0
合計 22	719,694	7,123,535	3,222,145	174,327	3,901,389	1,236	3,343	1,587	74	1,756	168	5	3,224	4,621,142	0
22年度増減額	5,742	128,278	174,327	1,098	△ 46,049	△ 242	526	320	13	206	39	△ 50	2,394	△ 37,866	0

注1 表の「道路」及び「農業農村整備」は全体の固定資産に占める割合が大きいため記載している。

注2 公表されているのは千円単位である。当表は千円単位で集計し、百万円未満を切り捨てて記載している。

公共資産整備収支（普通会計<sup>1</sup>ベース）

県が公表している「資金収支計算書」の公共資産整備収支の状況は次のとおりである。

（金額単位：百万円）

計算書勘定科目	20年度	21年度	22年度	増減
国県補助金等	65,403	66,987	63,099	3,888
地方債発行額	66,358	69,112	52,953	16,159
基金取崩額	462	2,521	5,817	3,296
その他収入	9,464	8,512	5,507	3,005
収入計	141,689	147,134	127,377	19,757
公共資産整備支出	133,039	149,645	133,346	16,299
公共資産整備補助金等支出	33,438	35,104	29,532	5,572
他会計等への建設費充当財源繰出支出	149	467	300	167
支出計	166,628	185,217	163,179	22,038
公共資産整備収支額	24,938	38,082	35,801	2,281

平成22年度は地方債発行額に約162億円の減少が見られるが、これに伴い公共資産整備支出が約163億円減少している。

ただ、公共資産整備支出も平成20年度と比較すると3億円増加しており、支出計でも約34億円の減少にとどまっている。

主要な財源の一つである県債の発行を抑制することは財政的には健全な方向であると考えられる。ただ一方では、財源不足によりどうしても事業費が抑制されてしまう結果、必要な事業が実施できない、または延期されてしまうという状況も生じかねないため、事業対象の選定過程における事業の必要性、対目的有効性をはじめとして、事業費を節減するための経済性や効率性の観点により留意しながら事業が執行されなければいけない状況ということになる。

そして、それらを達成するためには、まず何よりも既存資産の正確な情報の把握が必要であり、そのための資産管理（ストック管理）という側面を重視する必要があると考える。

<sup>1</sup> 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を純計したものの

## 平成22年度増加額

## 1 増加額の算出

公表されている「有形固定資産明細表」における平成22年度増加額は次のようにして算出される。

[決算統計資料]

(第三表) 歳出入内訳及び財源内訳(該当箇所を抜粋、追加)

(金額単位：千円(未満切り捨て))

歳入区分 支出区分	決算額	左の財源内訳				
		国庫	分担金・負担金・寄付金	繰越金	地方債	税等
…						
(うち、支弁人件費)	(244,266)	(0)	(0)	(0)	(218,509)	(25,757)
六 普通建設事業費	10,386,622	6,511,011	500,671	104,049	3,044,000	226,890
1 補助事業費	(239,302)	(0)	(0)	(0)	(218,509)	(20,793)
(1)その団体で行うもの	8,995,436	6,511,011	314,174	92,797	2,008,000	69,453
(2)補助金	0	0	0	0	0	0
2 単独事業費	(4,964)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4,964)
(1)その団体で行うもの	168,915	0	472	11,252	0	157,191
(2)補助金	0	0	0	0	0	0
3 国直轄事業負担金	1,222,271	0	186,025	0	1,036,000	245
4 同級他団体施行事業負担金	0	0	0	0	0	0
5 受託事業費	0	0	0	0	0	0
…						
歳出合計	(244,266)	(0)	(0)	(0)	(218,509)	(25,757)
財源割合(%)	12,167,077	6,515,037	500,671	104,049	3,044,000	2,003,319
	100.0	53.5	4.1	0.9	25.0	16.5

(第七表) 用地取得費の状況(補助+単独事業)(抜粋)

区分	決算額	財源内訳			決算額のうち補償費	取得用地面積(m <sup>2</sup> )	決算額に係る取得用地面積(m <sup>2</sup> )
		国庫支出金	分担金・負担金・寄付金	一般財源等			
…							
5 土木関係 (4) 港湾	152,858	91,279	10,943	50,636	150,919	132.82	
…							

上表より、

平成22年度 有形固定資産増加額の

・土地は の152,858千円

・償却資産は 普通建設事業費 - 支弁人件費 - 国直轄事業負担金 -

= 8,767,227 (8,767,228) となり、前記の表の増加額に一致している。

## 2 用地補償費内訳書

用地取得費（＝土地の取得額）の内訳は次のとおりである。

（金額単位：千円）

港名	事業名	年度	用地費補償費			補助率			事業費内訳				買収面積（㎡）	地目
			用地費	補償費	計	国	県	市町村	国	県	市町村	合計		
鹿児島港	改修	21	0	39,846	39,846	0.5	0.334	0.166	19,923	13,309	6,614	39,846	0	
名瀬港	"	"	0	48,696	48,696	0.6	0.4		29,217	19,479	0	48,696	0	
"	環境整備	"	0	16,800	16,800	1/3	0.423	0.244	5,600	7,101	4,099	16,800	0	
H21 繰越 計			0	105,343	105,343				54,740	39,890	10,713	105,343	0	
鹿児島港	社会資本 (旧改修)	22	0	1,388	1,388	0.5	0.334	0.166	694	464	230	1,388	0	
名瀬港	"	"	0	342	342	0.75	0.25		257	85	0	342	0	
宮之浦港	"	"	0	25,000	25,000	0.8	0.2		20,000	5,000	0	25,000	0	
湾港	"	"	1,939	18,845	20,784	0.75	0.25		15,588	5,196	0	20,784	132.82	宅道
H22 計			1,939	45,576	47,515				36,539	10,746	230	47,515	132.82	
合計			1,939	150,919	152,858				91,279	50,636	10,943	152,858	132.82	

注 上表「補償費」の内容は次のとおりである。

本港区 住吉町の建物移転補償 支払先は会社 1、個人 3 件、港湾道路 光ケーブル移設 支払先は NTT、斜路<sup>1</sup>撤去 支払先は奄美市、本港区 電柱移転等 支払先は NTT、九州電力、鹿児島市、日本瓦斯、港湾道路 B 電柱移設 支払先は NTT、防波堤 漁業権保証 支払先は漁業協同組合、臨港道路 道路拡幅 支払先は喜界町

上表の支出により「土地」が増加しているが、現物としての土地の増加は湾港の 132.82 ㎡（約 40.2 坪）の道路のみであり、支出の内容は、用地費 1,939 千円と喜界町への補償費 18,845 千円の合計 20,784 千円（坪単価約 516 千円）となっている。

<sup>1</sup> 斜路（しゃろ）は、進行方向に、人間が認識できる程度以上の勾配を持つ道路または通路。壁と船の間をつなぐ通路は、水面の高さが潮汐作用により変化するので、斜路（スラブ）となる。特に自動車乗り込むフェリーポートでは、船の甲板側に可動性のある斜路を設置していることが多い。

### 3 土地の取得価額（用地取得費）

（意見）補償費の内容

現物の土地が増加していないのに、補償費を土地に計上する場合には留意が必要と思われる。

「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」（次頁に抽出して記載）でも取得価額の範囲について記載されており、「補償費」も含まれている。使用可能な土地としての機能を持たせるために必要な費用を土地取得価額に含めるのは一般的な考え方と思われる。

例えば、港湾道路拡幅工事に際し、既存の電柱を移設する必要性が生じたような場合の移転補償金は、道路拡幅という固定資産を購入するために要した費用と考えられる。

ただ、これらは新たな土地を取得した時の処理に関するものであり、取得後については基準モデルと同様に資本的支出と修繕費の区分の考え方によるのが適当と考える。そうでないと、本来、当該土地の価値を増加させない費用により取得価額が増加することになるが、土地は減価償却も実施しないために不健全な資産が計上されることになってしまう。

補償費については、土地の価値を増加させるかどうかの判断結果を資料上も明らかにして処理するのが適当であると考ええる。

問54-2 資本的支出と修繕費の区分については、法人税法基本通達第7章第8節の例示にある取扱いとしてよろしいか。（以下、省略）また、資本的支出として仕訳する場合、減価償却の方法はどのようになるのか、具体的にお示しいただきたい。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第137段落にあるように、既存の固定資産の価値を増加させない修繕等は、固定資産の増加として認識しないので、ご質問の取扱いとして差し支えない。
- 2 また、既存の固定資産に対して行った資本的支出は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて償却を行っていくこととなる（参考：法人税法施行令第55条第1項）。

「新地方公会計制度実務研究会報告書」第137段落

137. 既存の固定資産の価値を増加させない修繕・補修・改修・改築・改造等は、固定資産の増加として認識しない。例えば、

漁港・港湾の浚渫工事で、水深が従前と変わらないもの。

河川の堤防の改修工事で、堤の容量や材料が従前と変わらないもの。

災害復旧において、新規に作り直す部分以外等。

「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」<sup>52</sup> P93～95

## 6. インフラ資産（土地・工作物）を評価しよう

### 6-1 評価の概要

#### (1) インフラ資産と事業用資産の区分の考え方

インフラ資産と事業用資産の区分は、「新地方公会計制度研究会報告書」第118 及び第130 段落において「事業用資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産をいう。」「インフラ資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれない非金融資産をいう。」とされています。

即ち、当該資産が、取得時の意図・目的にかかわらず、市場において取引される物件であるか否かが一つの判断基準となり、例えば、「庁舎」は、上記の整理に従えば売却可能と考え得るので事業用資産ですが、道路は地方公共団体としての固有の機能をもつ資産であって、市場で取引される性質のものではないためインフラ資産と区分されます。

#### (2) 土地（インフラ資産の底地）

インフラ資産の底地（インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体（移動不可能または移動しないと想定されるケース等）とみられる場合における係る底地）の評価方法は、以下のとおり取得価額をベースとして評価を行います。また、事業用資産に係る土地と異なり、その後の譲渡や再取得等が想定し難いことから、開始後の評価替えも行いません。

#### ・インフラ資産の底地の評価方法

資産区分	開始時簿価	評価替	年度途中の取得
インフラ資産の底地	取得価額又は再調達価額	再評価は行わない	取得価額

#### 開始時の具体的評価方法

取得価額が判明している場合と不明な場合、無償取得の場合で、評価方法が異なります。

#### (ア) 取得価額が判明している場合

取得価額を開始時簿価とします。

取得価額は当該資産を取得して事業の用に供するために投下された資金の総額です。土地を購入した場合の取得価額には、土地自体の対価のほか、購入手数料、測量・登記費用、補償費等、取得のために要した付随費用を原則として含み、また、取得後に造成工事を行った場合の造成費及び造成関連費用も土地の取得価額に含めます。ただし、造成工事のうち、減価償却を要する工事（舗装等）については、工作物として別途計上します。

#### ・取得価額の範囲

土地の対価	} 取得価額に含む
購入手数料	
測量・登記費用	
造成費及び造成関連費用	
補償費	

#### (イ) 取得価額が不明な場合、無償取得の場合

取得価額が不明な場合、無償取得の場合には、事業用資産に係る土地と同様、固定資産税評価額の同一地目、一定の地域毎の平均単価、それが困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価をもって算定します。

#### ・取得価額が不明な場合の開始時簿価の算定方法

1. 固定資産税評価額の同一地目・一定地域ごとの平均単価
2. 1. が困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価をもって算定する。

#### 【基本式】

開始時簿価 = 変換地目の地積 × 変換地目の平均単価（円 / m<sup>2</sup>）

#### 開始後の評価方法

開始後に新たに土地を取得した場合には、前記（ア）の取得価額で計上します。なお、無償取得の場合には、（イ）の開始時簿価の算定に即して、評価を行います。

<sup>52</sup> 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ（平成20年12月）

[参考] Q & A<sup>53</sup>

(インフラ資産の評価)

問49 インフラ資産の評価について、売却を前提としない(することが事実上不可能な)インフラ資産を評価することの意義如何。

答

1 今般の公会計モデルにおける公正価値の原則は、事業用資産及びインフラ資産を通じて適用されるものであり、「新地方公会計制度研究会報告書」第40段落では、公正価値の原則を採用することとし、その理由を次のように述べている。

「超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは未実現損益やインフレ等の影響が大きく、財政状態を正確に把握することが困難であること、また、地方公共団体の保有する資産にかかるサービス提供能力の評価としては、公正価値が最も適切と考えられること等に鑑み、地方公共団体における財務書類の構成要素の測定基準として、原則として公正価値を採用する。」

2 したがって、インフラ資産の売却を前提として公正価値による評価を行うものではない。

3 なお、「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、道路等のインフラ資産の底地については、取得価額が明らかな場合は取得価額をもって資産額とし、その後の再評価は行わないこととしている。開始時において、取得価額が不明の場合は、事業用資産と同じく固定資産税評価額等を利用した時価評価を行うこととしている(なお、取得価額不明の場合は、備忘価額として1円を計上するとの記述は「新地方公会計制度実務研究会」の最終報告書では修正され再調達価額での評価としていることに留意されたい。 )。

<sup>53</sup> 「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改定モデル」に関するQ & A 平成19年12月(平成23年3月改訂)総務省自治財政局財務調査課

売却可能資産<sup>54</sup>明細表

## 売却可能資産明細表

港湾空港課が財政課に提出している平成22年度「売却可能資産」は次のとおりである。

[土地]

(金額単位：千円)

所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	取得年度	取得価額	回収可能 価額	差引 評価差額
鹿児島市七ツ島	雑種地	4,790.69			××,×××	××,×××
"					××,×××	××,×××
鹿児島市浜町	雑種地	1,254.00			××,×××	××,×××
出水市米ノ津町	雑種地(宅地)	617.00			×,×××	×,×××
志布志市志布志町					×,×××	×,×××
鹿児島臨海		39,429.00				
志布志臨海		113,000.00				
合 計		159,090.69			空欄	空欄

平成22年度売却額は145,000千円である。

なお、償却資産についての対象はなかった。

また、漁港漁場課は4件の物件について提出している。

## 県が公表している売却可能資産

県が公表している売却可能資産の金額は119億5千7百万円であるが、土地と建物は次のとおりである。

(金額単位：千円)

内 訳	件数(件)	面積、延床面積(m <sup>2</sup> )	売却可能価額
土 地	55	296,222.26	11,900,829
建 物	53	28,454.48	56,646
計	108	-	11,957,475

この中には港湾関係の資産はなく、漁港では「串木野漁港<sup>55</sup> いちき串木野市新生町442.29 m<sup>2</sup>」のみが計上されている。

上記1の資料が財政課に提出されていたために、そのまま評価差額等が計上されているのではないかと思い、県全体の「売却可能資産明細表<sup>56</sup>」を入手したが、現状では港湾・漁港に係る他の物件は開示の対象範囲とされていなかった(参考として「Q & A」の関連箇所を次頁に記載)。

<sup>54</sup> 遊休資産や未利用資産等の売却が可能な資産

<sup>55</sup> 当該資産は漁港漁場課においても「未利用地」として把握されている。

<sup>56</sup> 県ホームページによる公開はされていない。

・（売却可能資産の範囲）

問66-1 売却可能資産の範囲はどのように捉えればよいか。

答

- 1 売却可能資産の範囲は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250 段落において、「現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。」とされている。
- 2 しかし、上記の原則の下で、当該団体の売却可能資産の範囲の位置づけが明確になるのであれば、早期に財務書類を整備する必要もあるため、例えば次のような手順で段階的に売却可能資産の対象を広げていくことも認められるものとする。なお、その手順や範囲について、附属明細書（総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表2-11）により公表するものとする。
  - (1) N+1 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
  - (2) 各団体に組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
  - (3) 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
  - (4) すべての普通財産
  - (5) すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

問66-2 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250 段落には、「「売却可能資産」の範囲は、（中略）簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができる。」とあるが、職員宿舎を普通財産として分類している場合、現在職員が入居している宿舎についても「売却可能資産」とするか。

答

- 1 売却可能資産を売却可能価額で評価することは、地方公共団体の資産・債務改革の具体的な施策を策定する上で重要であり、普通財産については、現在の使用状況に関わらず、仮に売却とした場合にどの程度の資産価値を持つのかを把握するため、原則売却可能資産として評価すべきである。
- 2 なお、売却可能資産については「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250 段落にある原則の下、早期の財務書類の整備を目的とし、問66-1 に示すような段階的な取扱いも可能としているところ。
- 3 従って、財務書類の整備の当初段階においては、地方公共団体の実情に応じ、売却可能資産の範囲を検討されたい。

（意見）財政課への提出書類の記載方法等

現状では公表の対象とはされていないが、各所管部署では作成して財政課に提出している。記載対象と記載方法等については再度、確認しておく必要があると思われる。

## 固定資産台帳の段階的整備

「資産管理」の章に記載のため本章では省略する。

Q & A<sup>57</sup> 61-1（資産の段階的整備と比較可能性 平成23年3月追加）において、  
「総務省方式改定モデルでは、公共資産情報の段階的整備が認められているが、団体により公有資産情報の整備段階が異なるため、財務書類の比較可能性が損なわれるのではないか。」について、次の回答が示されている。

答

- 1 総務省方式改定モデルでは公共資産情報の段階的整備が認められているため、すべての団体において公共資産情報の整備が完了するまでは、決算統計に基づく価額と固定資産台帳に基づく価額とが混在することになる。
- 2 そのため、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第221段では、有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記するとともに、段階的整備の状況を附属明細書により明らかにするとしており、これにより一定の比較可能性が担保されるものと考えられる。

---

<sup>57</sup> 「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改定モデル」に関するQ & A

## 公会計整備の意義

### 1 地方公共団体を取り巻く社会情勢

国も地方も厳しい財政状況  
 個々の地方公共団体の財政状況への関心の高まり  
 社会資本の大規模な更新需要の発生の見通し  
 地方分権とともに求められる説明責任  
 人口が減少し税収のベース自体が縮小していく社会構造  
 建設投資から維持管理への切替

1	現金主義による会計処理の補完	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見えにくいコスト（減価償却費、各種引当金の明示）</li> <li>・正確なストックの把握、将来の住民負担に対する意識</li> </ul>
2	公社・3セク等との連結を踏まえた会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に公的サービスを提供する組織・事業の全体的な財政状況の把握</li> </ul>
3	コスト分析と政策評価への活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業別、施設別の財務書類を用いた検討</li> <li>・人にかかるコストなどコスト意識の醸成</li> </ul>
4	資産・債務改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公会計で整備する「資産台帳」にもとづき、保有する資産のあり方についての将来見通し（売却、転用、維持管理（ライフサイクルを踏まえた長寿命化））</li> <li>・平成21年度中に具体的施策の策定を要請</li> </ul>

（以上は、平成21年7月28日 総務省自治財政局財務調査課作成の研修会資料「地方公会計改革～総務省の取組～」を参考に作成した。）

### 2 公会計整備の推進

国全体の財政状態の減速の地方への影響は大きい。特に経済において公共事業の占める割合の大きい鹿児島県にとっても目に見えて厳しくなっている。

この意義で記載されている事項はそのまま鹿児島県にも当てはまる事項であり、影響度合いが大きいゆえに、より一層の推進が求められていると思われる。

[参考] Q & A<sup>58</sup>問12（財務書類の法的位置付け）

地方公共団体における財務書類作成の法的根拠は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第62条と考えているが、財務書類の重要性を鑑みるに、地方自治法の改正も視野に入れた決算の付属書類としての明確な位置付けが必要ではないか。

答

- 1 現時点では、地方公共団体に公会計による財務書類の作成を義務付ける法律上の規定は存在しない。
- 2 行革推進法第62条は、地方公共団体における資産・負債改革の取り組みに関する規定であり、直接、地方公共団体に公会計の整備を義務付けるものではないが、資産・債務を網羅的に表示することができる財務書類の整備は資産・債務改革の前提であると考えられることから、その取り組みが必要である。

<sup>58</sup> 「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改定モデル」に関するQ & A 平成19年12月（平成23年3月改訂）総務省自治財政局財務調査課

ると解することができる。

- 3 なお、地方公共団体に対して財務書類の整備を義務付けるためには、現行の地方自治法施行令等関係法令を改正する必要があるが、現金主義・単式簿記による現行の予算・決算の意義、国の取り組みの動向、地方公共団体の財務のあり方等を十分に考慮した上で、慎重に検討しなければならない事項であると考えている。

[参考] 総務省通知の概要（総括的事項）

（平成19年10月17日付「公会計の整備推進について」）

- 1 地方公共団体における公会計の整備は、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）」、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」、「経済財政改革の基本方針2007について」等において、その推進が要請されてきたものであること。
- 2 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（地方行革新指針）では、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備又は4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととしていること。
- 3 指針では、資産・債務管理において、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定することとしていること。
- 4 財務書類の作成にあたっては、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月18日公表）及び「新地方公会計実務研究会報告書」（平成19年10月17日公表）を活用してその推進に取り組むこと。
- 5 財務書類の公表にあたっては、別紙「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を参考にして、住民等に分かりやすい公表に留意すべきこと。

## 公会計整備のための財政措置

公会計整備、特に公会計にいう「固定資産台帳」を整備するためには多くの労力と時間を要すると思われる。他県においてもなかなか進んでいない状況があるようであるが、インターネットで検索すると台帳整備を委託して実施している県も見られる。

参考までに、前記の「Q & A」における回答は次のようであり、財政措置はなされていると思われる。

（参考）Q & A問91（財政措置）

公会計の整備に要する経費に対して何らかの財政措置はなされるのか。

答 公会計の整備に要する経費については、平成20年度から、普通交付税（包括算定経費）により適正に財政措置される予定である。

[参考]基準モデルと総務省方式改定モデルの比較表

	基準モデル	総務省方式改定モデル
固定資産の算定方法 (初年度期首残高)	現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価	売却可能資産：時価評価 売却可能資産以外：過去の建設事業費の積上げにより算定
固定資産の算定方法 (継続作成時)	発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 その他、公正価値により評価	段階的に固定資産情報を整備
固定資産の範囲	すべての固定資産を網羅	当初は建設事業費の範囲 段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	段階的整備を想定 売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターン <sup>1)</sup> の整備等に伴う負荷あり 継続作成時には、負荷は減少	当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込み額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

出所 平成21年7月28日 総務省自治財務局財政調査課 作成の研修会資料「地方公会計改革～総務省の取組～」P7を参考に作成

[ 巻 末 資 料 ]

巻末資料 1 港湾法

(昭和25年5月31日法律第218号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号)

(収支報告)

第49条 重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定める手続により、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表し、且つ、その写を国土交通大臣に提出しなければならない。

(港湾台帳)

第49条の2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

巻末資料 2 港湾法施行規則

(昭和26年11月22日運輸省令第98号、最終改正：平成23年11月7日国土交通省令第80号)

(港湾台帳)

第14条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、第五号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別

二 港湾における潮位

三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要をを握するために必要な事項

四 港湾に関する条例、規則等

3 図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。

一 区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、八、二又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。

イ 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域

ロ 港則法 に基づく港の区域

ハ 河川法第三条第一項 に規定する河川の河川区域

ニ 海岸法第三条 の規定により指定される海岸保全区域

ホ 漁港漁場整備法第六条第一項 から第四項 までの規定により指定される漁港の区域

二 施設位置図は、縮尺一万分の一以上の平面図とし、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

イ 港湾区域及び臨港地区

ロ 港湾施設の位置（当該施設の施設番号を付記すること。）

ハ 水域施設、外郭施設、係留施設等のうち主要なものの規模

三 施設断面図には、少なくとも外郭施設及び係留施設のうち主要なものの標準的な断面図を記載するものとする。

4 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

第14条の2 港湾管理者は、港湾台帳をその事務所に備えておき、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

### 巻末資料 3 港湾台帳

港湾法第 49 条の 2 に基づき港湾管理者が管理する港湾施設の状況及び当該港湾施設の管理、利用に資する事項を総覧的に把握するとともに、港湾利用者等に情報を提供するためのものである。

内容については、港湾の概要、自然状況、施設状況及び管理状況が記載されており、地方交付税の配分算定の基礎としても用いられている。

### 巻末資料 4 「翌年度繰越額」に関する法令・規則等

#### 地方自治法

##### 第 213 条（繰越明許費）

歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌期年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

#### 地方自治法施行令

##### 第 146 条（繰越明許費）

地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告<sup>59</sup>しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

#### 鹿児島県予算規則

##### 第 14 条（繰越明許費）

各部局長は、地方自治法第 213 条の規定に基づく繰越しをしたときは、速やかに繰越明許費繰越確定額調書（別記第 6 号様式）歳入予算繰越確定額通知書（別記第 7 号様式）及び歳出予算繰越確定額通知書（別記第 7 号様式の 2）を作成し、総務部長及び会計管理者に提出しなければならない。

<sup>59</sup> 「報告」であり、議会の「承認」を要するわけではない。

巻末資料 5 県管理港湾一覧

G/T：総ト、D/W：重量ト

[重要港湾]

港湾名	所在地	最大接岸能力		利用実績(平成 20 年)		
				海上出入貨物量 (千ト)	船舶乗降人員 (千人)	入港船舶数 (隻)
鹿児島港	鹿児島市	120,000	G/T(専用)	42,458	6,764	60,393
川内港	薩摩川内市	30,000	D/W	1,503	11 人	3,107
志布志港	志布志市	65,000	D/W(専用)	10,668	155	2,459
西之表港	西之表市	30,000	G/T	1,277	554	6,932
名瀬港	奄美市	30,000	G/T	939	199	3,288

重要港湾の整備状況(平成 22 年 3 月 31 日現在の現況)

(単位：ハース)

区分	鹿児島港						川内港	志布志港	西之表港	名瀬港	計
	本港区	新港区	鴨池港区	中央港区	谷山一区	谷山二区					
120,000 G/T						1(専)					1
70,000 G/T				1							1
65,000 D/W								2(専)			2
50,000 D/W								1			1
30,000 D/W					2		1	1			5
					1(専)						
30,000 G/T										1	1
15,000 D/W				1		2(専)		1			4
15,000 G/T								1			1
14,000 D/W								1			1
10,000 D/W		1				1(専)	1(専)	1		2	6
10,000 G/T	2					2			1(暫)		5
8,000 D/W						2(専)					2
5,000 D/W		3			4	8	3	7	1	2	49
						21(専)					
5,000 G/T	4										4
4,000 D/W							1(専)				1
3,000 D/W				1(専)	1(専)						2
2,000 D/W	4	4		2	9	14	3	7	5	4	56
				1(専)	1(専)	2(専)					
1,000 D/W				1(専)				2			3
1,000 G/T	1										1
990 G/T			2								2
700 D/W	3	7	2	10			10			1(専)	34
		1(専)									
500 D/W								1(専)			1
450 D/W								2			2
250 G/T	5										5
166 G/T	2										2

[避難港]

港湾名	所在地	最大接岸能力		利用実績(平成 20 年)		
				海上出入貨物 量(千ト)	船舶乗降人員 (千人)	入港船舶数 (隻)
大泊港	南大隅町	5,000	G/T	57 ト		58
古仁屋港	瀬戸内町	2,000	D/W	413	163	3,685

[地方港湾]

港湾名	所在地	最大接岸能力		利用実績(平成 20 年)		
				海上出入貨物 量(千ト)	船舶乗降人員(千 人)	入港船舶数(隻)
米之津港	出水市	500	D/W	142	338 人	420
黒之浜港	阿久根市	40	G/T	218 ト		2,110
瀬戸港	長島町	10	G/T			
宮之浦港	"	40	G/T	7	59 人	4,428
山側港	"	700	D/W	518	100	3,283
指江港	"	150	G/T			
西方港	薩摩川内市	10	G/T			
里港	"	2,000	D/W	176	92	3,630
長浜港	"	2,000	D/W	424	80	3,134
串木野新港	いちき串木野市	15,000	D/W	937	205	4,048
新川港	南さつま市	-				
指宿港	指宿市	170	G/T	76	57	1,817
魚見港	"	1	G/T 未満			
宮之浜港	"	10	G/T			
桜島港	鹿児島市	1,000	G/T	23,381	5,037	32,604
喜入港	"	500,000	D/W(専用)	62,478		538
加治木港	姶良市	5,000	D/W	861		577
隼人港	霧島市	10	G/T	5	44	1,812
福山港	"	100	G/T	11		304
垂水港	垂水市	2,000	D/W	10,016	1,775	14,343
鹿屋港	鹿屋市	2,000	D/W	143		20,802
高須港	"	10	G/T			
大根占港	錦江町	40	G/T	110	18	3,757
根占港	"	700	D/W	405	65	8,531
波見港	肝属町、東串良町	260,000	D/W(専用)	4		2,530
田之脇港	西之表市	2,000	D/W	5		20
浜津脇港	中種子町	2,000	D/W	43		44
島間港	南種子町	15,000	G/T	165	9	692
宮之浦港	屋久島町	30,000	G/T	809	395	3,722
安房港	"	5,000	D/W	53	147	964
栗生港	"	700	D/W			
上屋久元浦港	"	-				
硫黄島港	三島村	2,000	G/T	16	6	267
中之島港	十島村	700	G/T	33	4	448
湾港	喜界町	5,000	D/W	102	40	611
亀徳港	徳之島町	10,000	G/T	415	102	2,071
平土野港	天城町	10,000	G/T	122	12	426
和泊港	和泊町	6,000	G/T	254	66	968
与論港	与論町	6,000	G/T	171	52	676

出所：平成 22 年度土木部事業概要（利用実績は港湾統計月報値）

巻末資料 6 耐震強化岸壁の整備

## 耐震強化岸壁の整備

- 大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための耐震強化岸壁の整備を「港湾における大規模地震対策整備の基本方針」(平成8年12月策定)に基づき推進。
- 地震が切迫している地域においても耐震強化岸壁が未整備の港湾が多い。

### 耐震強化岸壁整備対象港湾

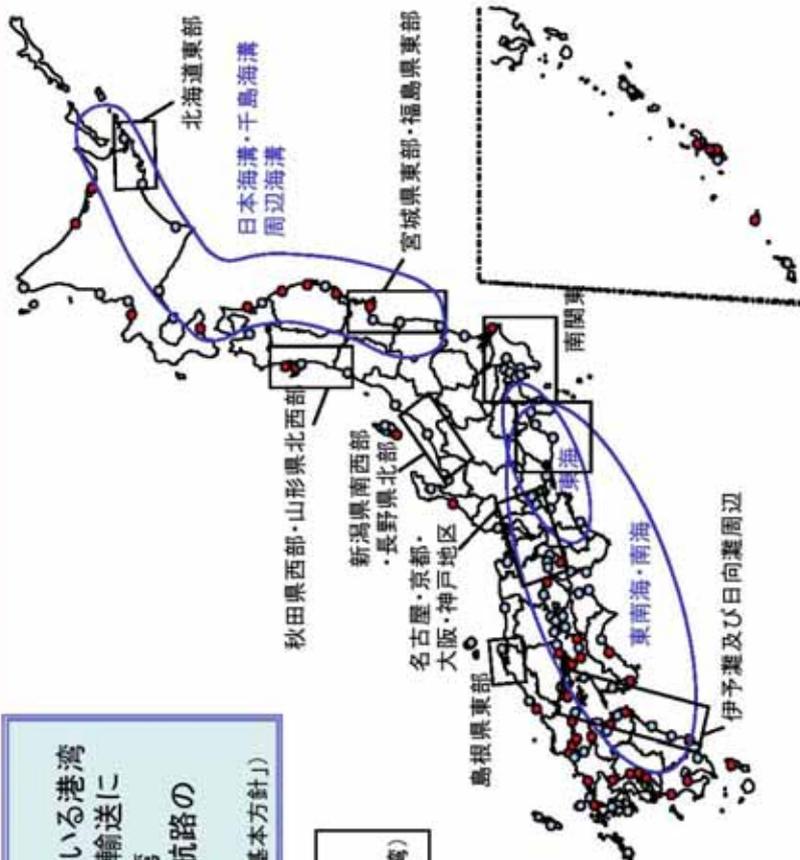
- 港湾背後地域が一定規模の人口を有している港湾
- 地形要因により緊急物資の輸送等を海上輸送に依存せざるを得ない背後地域を有する港湾
- 離島航路が就航しており震災時にも離島航路の維持が必要な港湾 等

(「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」)

- 耐震強化岸壁の未整備港湾(45港湾)
- 耐震強化岸壁の整備済・整備中港湾(81港湾)

※重要港湾以上のみ表記

- 地震予知連絡会選定(昭和53年)の特定観測地域及び観測強化地域
- 東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定範囲を図示したものを



## 巻末資料 7 港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針

平成16年5月28日

交通政策審議会 第10回港湾分科会 資料2 - 参考

港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針 平成8年12月 運輸省港湾局

この「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」(以下「基本方針」という。)は、港湾における大規模地震対策施設の整備の基本的枠組みを示すものであり、今後の港湾における大規模地震対策施設の設備については、原則として「基本方針」に基づくものとする。

また、港湾空間の持つ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の興にも幅広く貢献していくため、大規模地震対策施設に必要な機能等を備えた防災拠点を新たに計画し、その整備を推進していくこととする。

運輸省港湾局では、これまで地震に強い港湾を目指し耐震強化岸壁の整備や液状化対策を実施してきているが、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえ、大規模地震対策施設の整備及び防災拠点の整備を今後の行政の最重要課題の一つとして位置づけ積極的に推進していくことにする。

### 1. 目的

大規模な地震に対する耐震性を備えた港湾施設(以下「大規模地震対策施設」という。)の整備は、大規模な地震が発生した場合に、

被災直後の緊急物資、避難者、啓開用建設機械等の海上輸送に充てること及び緊急物資等の輸送終了後は、被災した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持すること、

震災直後から復旧完了に至るまで、一定の幹線貨物輸送機能(国際コンテナ、国際多目的、国内海上幹線)を確保すること、

港湾空間の有する特性を活かし、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、被災地の復旧・復興の支援拠点としての機能及び市民等の安全を守るための避難地としての機能を確保することを目的とする。

### 2. 対象港湾

我が国は、プレート境界に近接し、活断層が全国的に多数存在していることから、大規模地震はどこでも起こる可能性を有しており、大規模地震に対する備えが必要である。一方で、厳しさを増す財政制約下において一層重点的な投資を図っていく必要があることから、大規模地震対策施設等は以下の方針に基づき必要な港湾に整備する。

被災直後の緊急物資、避難者の海上輸送等を確保する目的で整備する大規模地震対策施設は、港湾背後地域が一定規模の人口を有している港湾、地形的要因により緊急物資の輸送等を海上輸送に依存せざるを得ない背後地域を有する港湾、離島航路が就航しており震災時にも離島航路の維持が必要な港湾等において整備する。

震災による物流機能の麻痺が背後圏のみならず我が国の社会経済活動へ与える影響が大きいと考えられる幹線貨物輸送機能を確保する目的で整備する大規模地震対策施設は、国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した内貿輸送を担う港湾において整備する。

防災拠点は、の対象港湾のうち、背後の市街地における他の防災拠点の整備状況及び背後地域の人口規模等により、一定規模以上の拠点として整備することが必要な港湾に整備する。また、非難緑地は、背後市街地内の避難地の整備状況等を勘案し、港湾内に避難地を確保することが必要な港湾に整備する。

### 3. 整備施設

大規模地震対策として設備する施設は、以下のとおりとする。

2. の対象港湾においては、十分な広さの荷さばき地を持ったけい留施設(コンテナターミナル、フェリーターミナル等)にあっては、必要な耐震性能を有した荷役機械、可動橋等を含む。以下「耐震強化岸壁」という。、緊急物資の一時保管場所等として利用可能なオープンスペース(以下「広場」という。)及び耐震強化岸壁又は広場と背後幹線道路とを結ぶ臨港道路(以下「臨港道路」という。)を整備する。

2. の対象港湾においては、耐震強化岸壁及び臨港道路に加え、必要なヤード、駐車場等を備えたものとする。

防災拠点を整備する港湾にあっては、耐震強化岸壁及び広場に、避難地や救援・復旧支援基地用地とし

て多目的に利用可能なオープンスペース、必要に応じ緊急物資の保管施設、通信施設等を備えたものとする。なお、防災拠点は、背後の市街地の防災拠点、避難地等と緊急輸送道路ネットワークにより接続していることが必要である。また、避難緑地は、災害時に避難地として機能する港湾緑地の整備により確保する。

これらの施設は、当該港湾が所在する都道府県地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に規定する都道府県地域防災計画をいう。）における想定地震等の大規模地震が発生した場合にも施設の機能を損なうことのないような構造とする。

#### 4．必要施設量、規模等

##### (1)耐震強化岸壁

緊急物資の輸送等に対応した耐震強化岸壁については、大規模な地震が発生した際の緊急物資等の海上輸送を円滑に行うために必要となる施設量を確保する。

また、国際海上コンテナターミナル、多目的国際ターミナル及び複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルにあつては、震災直後から復旧完了に至るまで、一定の幹線貨物輸送機能を確保するため必要な施設量の確保に努める。

なお、多目的国際ターミナル及び複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルについては、原則として緊急物資輸送と兼用させるものとする。

緊急物資の輸送等に対応した耐震強化岸壁の規模は、緊急物資の輸送及び緊急物資輸送終了後の物流機能等に支障をきたさないよう、港湾背後の人口規模が大きく基幹的な港湾においては水深10m岸壁程度の規模を確保することを原則とする。また、これ以外の港湾においては、通常時の当該岸壁の利用状況を勘案し、水深7.5m岸壁程度の規模を基本として確保する。

国際海上コンテナターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル及び多目的国際ターミナルの耐震強化岸壁については、それぞれに必要なとされる岸壁水深及び岸壁延長を確保する。

耐震強化岸壁の必要施設量の確保については、既存のけい留施設の改良により対応が可能な場合にはこれによることとし、これが困難な場合には新たな耐震強化岸壁の整備によることとする。この場合、震災時の緊急物資等の輸送に適し、かつ、通常時に一般的な利用が十分見込まれる岸壁であつて、海陸双方からのアクセス、危険物取扱施設からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積等の必要な条件を満たすものを耐震強化岸壁として整備する。

特に、旅客船岸壁及びフェリー岸壁は、岸壁背後にターミナルビル、駐車場等が一体的に整備されるため、緊急物資の輸送等に適した条件を備えており、緊急時にも重要な役割が期待できることから、耐震強化岸壁としての活用を図る。

##### (2)広場

広場については、緊急物資の仕分けや一時保管、駐車場、臨時ヘリポート等に必要な面積及びこれらの諸活動が円滑に行える形状を有するスペースを確保する。

広場の確保については、既存の港湾緑地等のうち形状や規模を勘案して広場として活用できる場合にはそれを活用することとし、不足する場合には、広場としての機能を発揮できる形状、規模等を確保した港湾緑地等を新たに整備することによって確保する。

##### (3)臨港道路

臨港道路については、大規模地震に対する耐震性について点検を実施し、必要に応じ橋梁及び高架部の耐震性を強化するとともに、護岸沿いの道路等の液状化により復旧に長期間を要するおそれのある場合には道路敷等の液状化対策を実施する。

また、震災時に緊急物資等を円滑に輸送するため、各自治体の地域防災計画及び道路管理者が港湾管理者と共同で策定を進めている緊急輸送道路ネットワーク計画と調整を行い、他の防災拠点や避難地等とも十分な連携を図ることとする。

#### 5．事業の推進

重要港湾の大規模地震対策施設については、整備対象港湾の港湾計画（港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3に規定する港湾計画をいう。）に位置づける。その際、耐震強化岸壁、広場、臨港道路等を体系的に計画する。

また、港湾設備の長期政策である「大交流時代を支える港湾」の一貫として推進していく観点から、概ね2010年までに必要な整備水準を確保することを目途とする。

#### 6．大規模地震対策施設の管理

大規模地震対策施設として整備された港湾施設は、港湾法第49条の2に規定する港湾台帳に大規模地震対策施設である旨を記載し、震災発生時等の緊急時にその機能が確保されるように適切に管理する。

なお、大規模地震対策施設として整備された港湾施設は、通常時においては一般的な利用に供することにより効率的な利用を図るものとするが、貨物の仮置き・保管、車両の駐車、建築物（仮設物を含む）の設置等にあたっては緊急時の利用に支障をきたさないよう十分配慮する。

#### 7．その他

大規模地震対策施設については、地域防災計画に位置づけ、当該施設の効率的な活用を図る。

また、地域で行われる防災訓練において、大規模地震対策施設を積極的に活用し、災害時に当該施設が有効に機能することを確認する。さらに、耐震強化岸壁等については、表示等により地域への周知を図る。

なお、本基本方針に基づく整備状況については毎年度集計し、その結果を公表する。

巻末資料 8 県政刷新大綱、民会委託推進指針、権限委譲プログラム（抜粋）

	<p>県政刷新大綱 ～持続可能な行政構造の確立に向けて～ 平成 17 年 3 月</p>	<p>民間委託推進指針 平成 17 年 3 月</p>	<p>権限委譲 プログラム 平成 23 年 4 月改定</p>
<p>普通建設事業費等 60</p>	<p>持続可能な財政構造の構築のためには、県債残高及び公債費が増加しないよう管理する必要があり、そのためには、<u>新規に発行する県債の抑制という観点から普通建設事業費全体の水準の見直しが必要</u>である。</p> <p>普通建設事業費の水準が他県より 3 割程度高い状況や、今後の国の公共事業が抑制基調にあること、各県の投資的経費削減への取組も考慮し、<u>具体的には、3 割～5 割程度、削減する方向で見直しを行う。</u></p> <p>普通建設事業費の見直しに際しては、工事コストの縮減や入札制度の改善など総合的な経費節減対策の実施による事業量の確保を図りながら、<u>地域にとって真に必要な刈りつけた社会資本の整備や機能重視で無駄のない施設整備を推進する。</u></p> <p>また、普通建設事業費の削減に伴い、県内建設業者への影響が懸念されることから、県内企業への優先的発注や受注機会の確保に配慮するとともに、建設業者の他業種への進出に対する支援についても検討する。</p> <p>なお、見直しに当たっては、<u>PFI、PPP の活用なども図りつつ、公共事業、県単公共事業、その他の普通建設事業（施設整備等）間の刈りをつけることとする。</u></p>	<p>事務事業の見直しやコスト削減につながる民間委託、民間の専門的な技術等の活用により、効果的・効率的に目標の達成が見込まれる事務事業の民間委託、PFI や PPP の活用を推進するために策定</p> <p>普通建設事業費の水準が他県より 3 割程度高い状況や、今後の国の公共事業が抑制基調にあること、各県の投資的経費削減への取組も考慮し、具体的には 3 割～5 割程度削減する方向で見直しを行う。</p> <p>普通事業費の見直しに際しては、工事コストの縮減や入札制度の改善など総合的な経費節減対策の実施による事業量の確保を図りながら、刈りつけた社会資本の整備や機能重視の施設整備を促進する。</p> <p>なお、見直しに当たっては、<u>PFI、PPP の活用なども図りつつ、公共事業、県単公共事業、その他の普通建設事業（施設整備等）間の刈りをつけることとする。</u></p> <p style="text-align: center;">民間委託の基本方針</p> <p>(1) 行政運営体制の効率化と財政の健全化の促進 行政運営体制の効率化を図り、限られた財源をより効果的・効率的に配分するため、事務事業の見直しやコスト削減につながる民間委託を推進する。</p> <p>(2) 民間を活用した行政サービスの提供 県サービスの低下を来すことなく、民間の専門的な技術等を活用した方が効果的・効率的に目標の達成が見込まれる事務事業について、民間委託を推進する。</p> <p>(3) 行政と民間の協働 事務事業の民間委託にとどまらず、民間の多様な視点を積極的に活かし、公共部門と民間部門の新しい協調関係により地域振興等を図るため PFI や PPP の活用を推進する。</p>	<p>地域の実情等に応じた委譲地方分権の担い手として意欲を持つ市町村に対して、県からの権限委譲を進めることにより、住民負担の軽減や、事務処理全体の時間短縮など一層の住民サービスの向上を図るとともに、</p> <p>地域の実態に即した的確な対応や、総合的な行政の展開など、市町村の自主的・主体的なまちづくりができる環境を整える。</p> <p>～</p>

60 「普通建設事業費等」とは、道路、橋梁、河川、農林水産施設、住宅、学校等文教施設等の公共用・公用施設の新増設・改良等を行う建設事業に要する経費をいう。この大綱において、「普通建設事業費等」とは、普通建設事業費と災害復旧費とを合わせたものをいう。

巻末資料 9 鹿児島臨海工業地帯 1号用地の状況

鹿児島臨海工業地帯 1号用地のうち 100,462 m<sup>2</sup>が県のホームページでも購入先を募集している。

当該土地の所管は港湾空港課ではなく、商工労働水産部産業立地課となっているが、その状況についての質問を行ったが、「鹿児島臨海工業地帯 1号用地については、積極的な企業誘致活動を行っているところですが、現在具体的な売却の予定はありません。また、鹿児島臨海工業地帯以外の臨海部に位置する県の工業用地については、全て売却済みとなっています。」との回答であった。

1
鹿児島臨海工業地帯 1号用地



鹿児島臨海1号用地は、鹿児島市の中心部から南へ約15kmの位置にあります。隣接する港湾施設はCICを完備し、3万トンバースが整備されるなど、南の島の玄関にふさわしい地物を保有しています。

**用地概要**

所在地	鹿児島市山崎三丁目
事業区域	鹿児島市
総面積	3,663,446㎡
1号用地面積	100,462㎡
1号用地価格	30,552万円
用途	造成済
交通アクセス	南島橋街道 谷山IC 約5km 主要道路 国道3号・10号線 約15km 空港 鹿児島空港 約42km 鉄道 九州新幹線鹿児島中央駅 約13km 港 鹿児島港 隣接
電気	2.5km（中山家電所）
排水	隣接（RS）
特別高圧	2.5km（RS）
工業用水	10,000m <sup>3</sup> /日
土壌	2,500m <sup>3</sup> /日
水質	水質調査結果
地質	第三種
地盤	H値20
情報インフラ	光回線利用可
舗装	舗装率 80%
緑化	緑化率 200%
土地利用区分	都市計画区域（工業専用地域）
建築規制	なし
環境規制	なし
工場立地法（環境基準）	緑地率20% 環境負荷低減率 25%
地域区分	業務区分（重点保護区域） 鹿児島県工業開発地区
種別	工業用地

**位置図**



**配置図**



**問い合わせ（当該土地の担当者）**  
鹿児島県商工労働水産部産業立地課

TEL/099-286-2985  
FAX/099-286-5578  
E-mail rittis@pref.kagoshima.lg.jp

上記のように、1号用地の100,462 m<sup>2</sup>（約30,443坪）以外には臨海部内の未売却土地はないとの結果であった。

巻末資料 10 鹿児島県地域防災計画（平成 23 年度 1.2 地震・津波災害の履歴より）

(2) 過去の地震による津波の発生状況

発生年月日	発生場所	被害等	その他の場所の被害等
1769. 8.29 (明和 6)	日向灘	薩摩で津波	
1780. 9. 9 (安永 9)	鹿児島湾北部	海底噴火により小津波の被害	
1780.10.31 (安永 9)	鹿児島湾北部	海底噴火小津波。死者 8	
1781. 4.11 (安永10)	鹿児島湾	出来島噴火で津波。死者15、負傷者 1	
1901. 6.24 (明治34)	奄美大島近海		波高は細島で21～24cm
1911. 6.15 (明治44)	奄美大島近海	奄美大島鎮西村で小津波。人家過半数浸水	
1914. 1.12 (大正 3)	鹿児島湾	桜島噴火に伴う地震。小津波があり、鹿児島市沿岸で道路浸水。船舶全壊 13。破損22	
1931.11. 2 (昭和 6)	日向灘		波高は室戸岬85cm。土佐清水50cm
1939. 3.20 (昭和14)	日向灘		波高は室戸岬80cm。土佐清水 12cm。油津16cm
1941.11.19 (昭和16)	日向灘		波高は室戸岬・土佐清水110cm。細島・油津100cm など。日向灘沿岸で船舶に若干の被害
1960. 5.23 (昭和35)	チリ	種子島で負傷者 1。奄美大島、加世田市、枕崎市で床上浸水637。床下浸水1321。その他田畑浸水。堤防決壊。船舶の被害あり。奄美大島で被害最も大。被害総額56,985 千円。	太平洋沿岸各地を襲い、日本の沿岸には24日 2 時半ごろ到達した。全国の被害は死者119。行方不明20。負傷者872。全壊家屋1571。半壊218。一部破損44。流失1259。床上浸水 19,863 など被害甚大
1961. 2.27 (昭和36)	日向灘	津波による被害はなく枕崎で波高22cm	油津で 1 分足らずで津波が来襲。波高は油津80cm。細島75cm など
1961. 7.18 (昭和36)	奄美大島近海	波高は名瀬12cm	波高は土佐清水20cm
1968. 4. 1 (昭和43)	日向灘	波高は枕崎22cm。大泊80cm。西之表 32cm	高知・愛媛県で被害大。船舶沈没・破損。床下浸水。その他水産施設に被害。四国南西部で 3 m 以上の津波
1969. 4.21 (昭和44)	日向灘	波高は大泊12cm	波高は油津10cm。室戸20cm など

1-2-5

発生年月日	発生場所	被害等	その他の場所の被害等
1968. 4. 1 (昭和43)	日向灘	波高は枕崎22cm。大泊80cm。西之表 32cm	高知・愛媛県で被害大。船舶沈没・破損。床下浸水。その他水産施設に被害。四国南西部で 3 m 以上の津波
1969. 4.21 (昭和44)	日向灘	波高は大泊12cm	波高は油津10cm。室戸20cm など
1970. 7.26 (昭和45)	日向灘	波高は名瀬 8 cm。枕崎26cm。大泊32cm	波高は油津39cm。室戸56cm。甲浦64cm など
1984. 8. 7 (昭和59)	日向灘		波高は延岡28cm。土佐清水28cm など
1995.10.18 (平成 7)	奄美大島近海	喜界町荒木漁港で131cm。笠利町宇宿漁港で80cm。住用村市港80cm。10月19日の地震後による調査から喜界島で週上高約27cm。船舶被害あり	18日の地震で津波は伊豆大島24cm。父島18cm。19日の地震で土佐清水11cm。室戸岬 9 cm など
1996.10.18 (平成 8)	種子島近海	津波は種子島田之脇で最大級高17cm	
1996.10.19 (平成 8)	日向灘	津波は種子島田之脇で数cm	津波は油津10cm未満。土佐清水14cm。室戸岬14cm
1996.12. 3 (平成 8)	日向灘		津波は油津10cm未満。細島で数cm

資料：日本被害津波総覧

1995.10.18（平成 7）奄美大島近海の津波以降は、県消防防災課調べ

巻末資料 11 監査実績

場 所	執 務 内 容	延日数
本庁外部監査人室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査テーマ選定</li> <li>・監査計画の立案</li> <li>・監査手続の実施 諸資料の内容検討、質問 等</li> <li>・報告書の作成</li> </ul>	171
鹿児島地域振興局 (鹿児島港)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査手続の実施 諸資料の内容検討、質問 等</li> <li>現場視察</li> </ul>	29
大隅地域振興局 (志布志港)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査手続の実施 諸資料の内容検討、質問 等</li> <li>現場視察</li> </ul>	4
山川漁港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査手続の実施 現場視察</li> </ul>	1
計		205

巻末資料 12 監査報酬

1,500 万円(上限)

## 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

## 1 予算縮減下における連携推進の必要性

### 1-1 基礎自治体（市町村）との連携の促進

将来の予算減少が想定可能な状況になってきている。基礎自治体との協同、事業の分担による効率的な事業遂行が求められていると思う。

県の事業推進上において今後一層の推進が求められているのは、基礎自治体との交流の機会を多くして、二重行政に近いと考えられるような事業を洗い出し、有効性の高い事業に予算を効率的に使用して事業を実施することではないかと考える。

地元市町村との緊密な連携による、本当に県民（＝市町村民）が求めている対象への事業費投入ということであるが、港湾及び漁港における事業実施について、現在実施されている地元市町村との連携状況に関する質問の回答は「序章」に記載のとおりであった。

県と市町村が持つ機能や役割とするところが異なっているといえればそれまでだが、同じ地域の行政を担う主体であり、県民から見れば県も市町村も同じ自治体という範疇でありそれほど差異はないように思える。

県が対象とする県民と市町村が対象とする市町村民は同一人物であり、例えばAさんからみて望ましい状況を提供してくれれば、県であろうが、市町村であろうが、あるいは国であろうが関係ないのである。

広域的な課題や事務、専門性を要する事務など役割発揮の場は多いと思われる。今までの県の事業執行における効率性、有効性、安全性などの指標と基礎自治体のそれらは別々の予算の中で実施されていた部分が多いように思われるが、個々の自治体内だけでなく、自治体の単位を超えてそれらを達成するというような発想をさらに導入すれば、その効果はより大きく、効率的に実施されるのではないかと思う。

特に、予算が縮減している時期にあっては、県と市町村は地域行政における協働者として、それぞれの機能と役割を踏まえて、地域の課題と情報を共有し、より緊密な連携体制を保ちながら共同で制度や政策を提案し、事業を遂行することが求められるのではないかと考える。

観光による経済効果が注目されることも多いが、観光においても県と基礎自治体が共同して取り組むことはもちろん、民間の協力なくしては難しい。施設を作れば観光客が増加するという時代はもう過去のことであろう。本当の観光地として発展するためには、地域一体としての観光地意識の浸透が避けられない。一時的な営利目的をもって行動し、観光地としての雰囲気や魅力を阻害するのを排除する規制を設けることも自治体としての重要な役割ではないかと思う。よく耳にする言葉ではあるが、点としての観光ではなく、広域の面としての観光地化を進める必要があると考える。

鹿児島県は、自然の段階においては他県よりも優位にあるはずである。いつも思うことであるが、少ない予算で中途半端に「整備」するのであれば、むしろ自然のままでの「保護政策」や人工物の「規制」が求められていると思うのである。

港湾は国内及び海外からの入り口であり、海上での長い時間の後にみる陸地である。その第一印象の影響は大きい。港に近づく船から見える景色、船窓から見える景色すべてを観光地に、という意識をもった取組みが必要ではないかと思う。「観光地化」はあまりいい意味では用いられていないようであるが、真の意味での「観光地政策」が必要である。そのためにも市町村との連携推進なくしてはその目的は達成できない。

[参考] 鹿児島市の市長は30日、市中央卸売市場魚類市場で進める再整備計画について、「周辺は県有地も多いので、魚類市場を中心とした街づくりについて県と意見交換をしていきたい」と述べ、魚類市場整備を街づくりの一環として位置付ける必要性を認めた（平成23年12月1日 南日本新聞から抜粋）。

## 1-2 港湾（事業）における土地利用についての公民連携の推進

監査の過程において実施した質問の回答によると、現在県において、公有資産の跡地や未利用・低利用の公有地について、公民連携の導入により利活用されている事例はないとの回答であった。

県においても、6年以上前の平成17年3月に「民間委託推進指針」（県のホームページでも公開されている。）が策定されており、民間委託の基本方針として

- (1) 行政運営体制のスリム化と財政の健全化の推進
- (2) 民間を活用した行政サービスの提供

とともに、

- (3) 行政と民間の協働

事務事業の民間委託にとどまらず、民間の多様な視点を積極的に活かし、公共部門と民間部門の新しい協働関係により地域振興等を図るため、PFIやPPPの活用を推進する。とされている。

多くの事務事業においては、年度ごとの民間委託された業務の内容等も公表されており、民間委託は推進されてきていると思われる。

他県ホームページでも実施状況が公表されているのを見ることがあるが、鹿児島県においてもPFIやPPPの活用の推進に向けての取組みや体制づくりを再検討し、その過程についても県民に情報公開しながら、さらに推進していく必要があると考える。

[参考]

・国土交通省が、官民連携事業（PPP<sup>61</sup>）の普及促進を目的とした研究事例の一つに、薩摩・大隅両半島を結ぶ「錦江湾（鹿児島湾）横断道路」を選んだことが、7日、同省への取材で分かった。

国は、6月に改正されたPFI（民間資金活用による社会資本整備）法において新たに導入された「公共施設等運営権」を活用する事業研究のターゲットの一つとして今回、錦江湾横断道路を選んだ。ただ、今回の選定は、国の新規事業採択とは異なるため、将来的にPPP方式で同道路を建設するかどうかは現時点では未定である（平成23年12月8日 南日本新聞より抜粋）。

・県の12年度当初予算案にはPPP（官民連携事業）導入など財源措置の在り方を探るため、最終調査費として615万円を計上している。また、県の調査とは別に国は11年度、PPP研究のターゲットの一つとして「錦江湾横断道路」を選び、官民リスク分析の在り方を調査している（平成24年2月17日 南日本新聞から抜粋）。

予算が縮減する中でも自治体における人員削減は容易ではない。従来の慣習もあって事業・業務の削減も難しい。どうしても従来の業務範囲を維持しながら逡巡していく職員と事業費の中でそれらの業務を処理する必要がある。その結果、業務担当者の目が行き届きにくくなり、十分な成果の実感が得られないままに多くの業務を処理しなければならない状況になることもある。

これらの状況は一般的にも理解されているところであり、県では「集中改革プラン」、「権限移譲プログラム」、「組織機構改革方針」や「民間委託推進指針」等多くの指針を掲げて推進し、改善に向けて取り組んでいるところである。

権限委譲する場合には、県のやるべき業務を明確にし、その業務については細部にわたるまで「県の仕事」として完遂する必要がある。民間委託する場合においても同様に、「県の責任」を明確にして、責任を持つ業務には最後まで詳細部分まで関与していくことになる。

実施すべき事業や業務の選定、予算と人員の配分、実施事業についての連携事業についての有効な評価制度の構築など、精度を高めていく必要があるように思える。

<sup>61</sup> PPP方式「パブリック・プライベート・パートナーシップ」方式の略。従来のPFI（プライベート・ファイナンス・インシアア）よりも広義の概念で、民間資金や技術を活用して公共施設を整備する手法。

## 2 社会資本の老朽化と維持更新

多くの震災時の災害において地震がきっかけとなっている場合でも、その根本的な原因は建造物等の老朽化にあるといわれる。あらためて言うまでもなく、東日本大震災を機に、社会資本ストックの老朽化と維持投資への対応は、政府の重要な政策の柱となっており、全国の自治体においても、保有する社会資本の老朽化と今後の維持更新についての対策をどのように実施していくかについての対応策論議が続いている。

今回監査対象とした、港湾及び漁港の償却資産取得状況と帳簿価格等の状況は次のとおりである（第8章 開示の有形固定資産明細表から算出）。

### [ 港湾 ]

（単位：百万円）

摘要	償却資産増加額	取得価額	減価償却額	帳簿価格
20年度	略	581,861	11,642	397,873
21年度	10,023	591,884	11,874	396,021
22年度	8,767	600,651	12,079	392,709

### [ 漁港 ]

（単位：百万円）

摘要	償却資産増加額	取得価額	減価償却額	帳簿価格
20年度	略	365,671	7,183	248,550
21年度	5,950	371,621	7,313	247,186
22年度	6,361	377,982	7,432	246,115

（注）上表の償却資産増加額からみると、港湾における建設事業費は減少傾向にあるが、漁港の場合には増加している状況となっている。また、港湾及び漁港いずれも新規の取得価額を減価償却額が上回っており、償却資産の残高である帳簿価格は減少している。なお、この帳簿価格が減少している傾向は県全体をみても同様である。

鹿児島県の平成22年度末（23年3月31日）現在、港湾で約6,007億円（帳簿価格3,927億円）、漁港で約3,780億円（帳簿価格2,461億円）の社会資本ストックを有するが、これは土地を除いた減価償却資産であり、いずれは老朽化し使えなくなってしまう。

ただ、県は総務省方式改訂モデルのため、普通建設事業費を基にした額が取得価額として計上されており、更新するための費用がどれくらい要するかの算出にはあらためて内容確認を要する。

「保有」は維持・補修費の発生を伴う。今さら言うことでもないかも知れないが、固定資産の建設は、今後の維持・補修費の発生という将来における債務の発生を内包しているとの認識を強く持つ必要がある。インフラ資産は将来に向かって継続して保有していく資産と考えられるため、仮に耐用年数が適正であるとして、耐用年数経過時には新たな資産取得資金が必要になる。そして、更新までの期間においても補修・維持費等が発生するのは当然である。

仮にフローである年々の公共事業費全体が縮減する状況で、ストックが増加しているというような状況の場合には留意すべきということになる。それらの資産の更新投資には同程度の資金負担が必要であり、ストックが増加していることは更新に必要な投資所要額が増加していることを意味している。一方で、公共事業費が減少しているということは更新投資のために使用可能な予算が減少していることを示している。結果として、減少した予算を使用して増加した資産取替需要に応えるという厳しい現実が生じてくることになる。

また、戦後あるいは高度成長期において必要な施設から順に建設されているというのが通常であると思われるが、考えてみると、その必要性が高く、先に建てられた施設から老朽化が進んでくることになる。そして、それらは旧耐震化基準により建設されているものが多いということも容易に想像できる。支出削減によりそれらの修繕維持費が減少してしまうということは、その必要性の高い施設の補強対策等が遅れるということの意味している。

予算の減少により、今ある資産の更新ができるのか、安全性等を維持しながらの継続使用が可能なのかが気になる点である。

「壊す公共事業」という言葉を目にすることもあるように、更新するかどうかの判断がますます重要になってくる。まず、県全体としての精度の高い維持更新費用のシミュレーションの開示が求められていると思う。

#### [ 減災の視点 ]

先の大震災を取り上げるまでもなく、自然災害の発生を止める手段はなく、完全に災害を防ぐ対策をとることは現実的には難しい。防災推進も当然であるが、どれだけ被害を少なくできるかという減災の視点からの対策を始めることが重要だと思われる。

鹿児島県においても南海大地震が発生した場合、少なくとも太平洋側の地域には影響はあるし、何といても桜島のマグマ溜まりも気になる状況であり、安永大噴火（1779年10月1日に発生）では、地震、新島の出現、津波発生など複合的な巨大噴火となったとの記録も残っている。

桜島は県本土（始良カルデラ）の中央に近い位置にあるため、影響は県内広範囲、多くの市町村に及ぶことが容易に想定される。

県内の市町村において、防災訓練が実施されたという記事は、最近よく目にする新聞記事ではあるが、例えば、桜島が噴火した場合、その程度によりどのような影響があるか、どのような噴火が発生した場合に津波が発生する可能性があるかなど、現在公開されている「鹿児島県水防計画書」（平成22年度）等に記載されている内容を変更又は修正して考える必要があるかどうか等についても「新しい情報」をできるだけ早く発信することが、県民の安全確保に対する重要な役割だと考える。

[ 参考 ] 県は7日、国の2011年度第3次補正予算に対応した（中略）緊急防災・減災対策の県単公共事業などを盛り込んだ、追加の11年度一般会計補正予算案を発表した。

県単公共事業などには23億5600万円を計上した。同事業はのり面や橋りょう補強など約11億1030万円。県立高校17校で耐震補強工事を行うため約10億2202万円も盛り込んだ。これにより、11年度当初86%だった県立高校耐震化率は98%になる見込み。ほかに始良・伊佐地域振興局庁舎の耐震化推進1億5千万円など（平成23年12月8日 南日本新聞より抜粋）。

### 3 港湾及び漁港における長期計画への対応

港湾及び漁港漁村の全体計画の状況については第2章で記載しているとおりであり、その事業の性格から「長期」という考え方が前提にある。港湾であれば港湾計画を作成して、それに基づいて事業を遂行しているわけであり、現行の法制度に基づいて実施されているという点については問題ない。監査の過程においてもその理由等の説明を受け、第6章に記載している事業評価についても説明を受けたところである。

ただ、事業評価における見直しの期間についても、例えば「事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業」というのも法制度的には問題ないかも知れないが、経済環境や財政状況が安定している時はともかく、現在のような状況変化に応じた対応が求められる時にあっては、これを補完するものとして、別途、何らかの短期間（1～3年程度か）の見直しの制度を組み込んで運用していくのが適当ではないかと考える。

（以下、参考として記載する。）

国連教育科学文化機関の世界自然遺産登録を目指す「奄美・琉球諸島」（鹿児島、沖縄県）の推薦対象地域について、環境省が奄美大島、徳之島、沖縄本島北部、西表島の4島を軸に検討していることが9月24日分かった。同省は登録実現に向け、推薦の前提となる対象区域の国立公園化（世界遺産への推薦は、法的に保護されていることが前提で、国内では自然公園法に基づく国立公園指定などが必要となるが、県内の奄美大島や徳之島地域も国立公園になっていない。）などの取組みを進める（平成23年9月25日 南日本新聞から抜粋）。

各島への玄関となる港湾や漁港の印象、その後の在り方には大きく影響すると思われるため、従来の計画を変更し、それに配慮した迅速な事業の推進が求められると思われる。

鹿児島県が工業用地機能の移転を進めている鹿児島港の旧南港について、金属くずを扱う民間3社が同港からの移転に合意したことが、8日分かった。これにより同港の県有地にあるすべての事業所の移転にめどがたったことになる。県と3社は今後、移転の場所や時期について交渉する。

県は1993年策定の港湾計画に基づき、旧南港<sup>62</sup>の工業用地機能を順次、谷山港に移転・集約してきた。さらに、同港周辺では近年、商業施設やマンション建設が相次ぎ、景観への配慮から早期移転の要望が挙がったため、県は2007年、残る民間3社に移転要請。しかし、同社が所有するクレーンなどの設備移設に多額の費用がかかるため、これまで移転のめどが立っていなかった（平成23年12月9日 南日本新聞から抜粋）。

<sup>62</sup> 旧南港区は現在の中央港区である。旧南港区は、旧海軍が新川河口に港湾を建設途中で終戦となり、そのまま放置していたものを鹿児島市が引き継いで埋立を行い、埋立完了後に、県が前面に港湾施設を整備したものである。背後には石油配分基地があり、専用棧橋も整備されているが、市街地の南下拡大に伴って、背後に急速な住宅化が進んでいることなどから石油関連施設の谷山二区への移転が進みつつある。

20年前の1993年に策定された港湾計画に基づいて、14年経過した2007年に移転要請、その要請から5年かかって目処がたったということである。港湾計画が長期にわたっているのが実感されるが、策定当時と20年経過した現在では県財政状況や投資の有効性も大きく異なるように思われる。それでも1993年の計画が今でも準拠すべきベストなものなのであろうか。

港湾の緑地における多目的広場は必要か

例：川内港における唐浜緑地

川内港は、北は長島、阿久根方面から唐浜までを西は甌島を眺望できる。港湾の環境の維持、改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間形成のため唐浜地区に2haの休憩緑地を計画し、平成17年3月に完成。この緑地には、東シナ海を一望できる展望台、遊歩道、子供が安全に水遊びできるじゃぶじゃぶゾーン（海水）、簡易シャワー、児童用遊具、アスレチック広場、多目的に使える芝生広場、散策路、スポーツ広場（ゲートボール場）、トイレ、水飲場等がある。

平成元年12月に平成12年を概ねの目標年次として川内港港湾計画が改定されているがその基本方針の中に

4) 海洋性レクリエーション需要の増大に対処するとともに、市民と港のふれあいの場として快適な港湾環境を創出するため、船間島地区においてマリナー、緑地等を整備する。

6) 効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、陸域100haと水域900haからなる港湾空間を以下のように利用する。

唐浜地区及び京泊地区北部は物流関連ゾーンとする。

京泊地区西部は人流関連ゾーンとする。

京泊地区東部はエネルギー関連ゾーンとする。

港町地区は船だまり関連ゾーンとする。

船間島地区西部は緑地レクリエーションゾーンとする。

船間島地区東部は生産ゾーンとする。

・土地造成及び土地利用計画

船間島地区

面積(ha)	用途
2	埠頭用地
4	港湾関連用地
24	工業用地
2	交通機能用地
6	緑地
4	レクリエーション施設用地

平成元年に改定された港湾計画によるものであることから20年以上前の計画である。現在の財政状況に配慮すると異なった計画となっていた部分もあるのではないかと推測される。計画を策定した時ではなく、現在のニーズに合致しているかどうかという観点での評価も求められているように思う。

港湾の本来の機能に特化して、その機能を充実させるための事業費負担が適当である。他の機能が大きいということは、その後の管理、維持の諸費用の発生の原因となるが、それを、可能な限り回避するとともに、減少する事業費を有効に活用することができる。

現状においては、レクリエーション施設を他に優先して設置する必要性は薄れてきているようにも思える。地方の人口減少が見られるが、通常、港湾は人口の多い地域から離れている場合が多く、真夏や真冬など日陰が少なかったり、風雨を遮る建築物が少ないなど、必ずしも高齢者がのんびりと過ごす場所としては適当ではないこともある。前記のように、時代のニーズに合っているかどうかの見直しが必要<sup>63</sup>であると思われる。本来、地元である基礎自治体が設置するのが管理上も適当と考えられる。所有者が県であるというのであれば、住民に身近な地元自治体の譲渡するのが運用方法としては適当と考える。

施設についても望めばきりがなく、ある方が良いのではあるが、現在においては必要な物はほぼ足りているのではないかとの見方もある。あらためて、「量」より「質」への転換が重要ではないかと考える。

#### 4 委員会制度の活用

今回の監査の過程においても、多くの場において委員会等を設置し、外部有識者等の意見を聞いて、それを参考にして事業等を実施しているという書類を目にした。

例えば、第2編第5章で記載している未利用地等管理で記載した利用促進などについても民間や地元自治体を交えての検討会等が実施されている状況はあるが、なかなかその後の最終的な活用段階までには至っていない。

委員会を設置する場合には、計画段階から十分に議論・検討する時間を設けるべきであり、議論が消化不良のままで終わることのないような配慮が必要であるが、有効性のあるものにするためには、提言や提案を受けたり報告書を受領するだけでなく、決定の場への参加と、結論はできるだけ具体的な形で決めることなど、それを実行にまで結び付けさせることのできる制度にしておく必要がある。

また、その提言を受けて採用した方法、あるいは採用しなかった理由については、県民に公表するようしくみも作っておくことが適当である。

---

<sup>63</sup> 見直しの結果、やはり必要という結論であれば継続すればよいと考える。

## 5 公会計整備の推進

公会計の整備については、第2編 第5章 及び第8章においても記載している。あらためて言うまでもなく、整備の推進は必要である。今回の監査の対象とした港湾及び漁港についても、固定資産の現状把握と評価に時間を要することは容易に想像できた事項であるが、必ずしも順調には進んでいないように思える。

今から約4年前の平成19年度の包括外部監査においても「～公有財産台帳は公会計の整備の要となるものであり、正確かつ網羅的な台帳が新しい公会計のスタートラインに立つ上で大変重要であることを、県の組織内の職員全員が改めて認識すべきであると考え。」  
「ストックとフローは表裏一体の関係にあり、県の資産・負債の適正な評価に基づくバランスシートがあつてこそ、適正な財政支出の規模、あるべき行政サービスの内容が見えてくるものである。県が、県民の資源の配分と運用の状況を住民に理解できるように示すという説明責任を果たし、また、一層の財政健全化を推し進めるためにも、より望ましい方式での公会計の整備に向けて積極的に取り組むことを期待する。」としていたが、当時に比して、経済環境や財政状況はより厳しいものとなっていることも影響してか、なかなか整備のための予算を確保できない状況が続いている。

当該状況は他県でも同様のところが多いと聞く、ただ鹿児島県は地理的な条件、港湾及び漁港の対象数を勘案すると、他県に比してより時間を要することも懸念される。

総務省は第8章にも記載したように、財政的な措置は行っているとのことであり、県が実施することを決めさえすれば、もっと進んでいてもよい業務であったと思われる。実際、整備を進めている県もあり、台帳整備委託契約等の文言がインターネットでも見られる。今後、国が改めてそれらの整備費用を負担するという事は難しいように思えるがどうであろうか。

現状の組織体制のままで整備・推進作業を進めるというのも難しい面を有する。既設置の各部署で作業を進めようとする、予算縮減の状況とも相俟って、他に優先して公会計整備の予算を確保するのは難しい。特定の部署に所属していると、どうしても部署本来の業務が優勢されるのが通常と思われるからである。

整備のための予算を確保できたら、各関係部署から人選し、部署横断的で臨時的・流動的な目的型「プロジェクトチーム」又は「ワーキンググループ」のような組織を設置して整備に当たるといった方法もある。自治体内に機動性を導入して特定の事業を遂行する方法としては有効な方法のひとつではないかと考える。

財源縮小による実施事業の見直しの徹底と収入を生じ得る対象については可能な限り収入確保に努める。そのためには、現在県はどのような財産を保有しており、それがどのように活用されているかについての詳細な実態把握とその分析がまず必要であろう。

そして、そのためには県有財産の状況についての的確な判断が行える程度に整備されたデータが不可欠である。今後の整備推進が期待される。

[参考] 地方公会計整備と地方公共団体財政健全化法の接点  
 (平成21年7月28日 総務省自治財政局財務調査課作成の研修会資料「地方公会計改革～総務省の取組～」を参考に作成)

地方公共団体財政健全化法と地方公会計改革はあわせて進めていくことが重要  
 地方公共団体財政健全化法が本格施行される平成21年度までに、すべての地方公共団体に対して、財務書類4表を整備するよう要請

- 1 健全化判断比率への会計的な考え方の導入  
 連結の考え方：  
 地方公共団体だけでなく、地方公社、第3セクター等にかかる将来負担見込額を算入  
 発生主義的な考え方：  
 債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給見込額など、当期までに将来の支出の要因が発生した事項を将来負担に算入  
 低価法の導入：  
 土地開発公社などの将来負担の算定の際に、会計における棚卸資産の評価方法である低価法を導入
- 2 財務会計の透明性の一段の向上  
 5つの財政指標に加え、財務書類作成に際して評価した、資産債務ストック情報を開示し、財務会計の透明性の一段の向上を推進
- 3 実効性のある財政健全化計画の策定  
 財務書類4表の整備により把握できる資産の実態を踏まえ、未利用資産の売却収入を一定の精度の下に、計画に計上可能  
 財政再生計画については、「財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置」を定める必要  
 資産把握が不十分な場合、売却による歳入見込額を計画に計上できず、それに代わる歳出抑制が必要

地方公共団体財政健全化法	<u>並行した取組みが重要</u>
5つの指標で財政状況をとらえ、計画策定や議会の関与を以て財政の健全化の取組みを促す	
地方公会計	
ストックとコストの面で包括的に財政状況を把握し、資産・債務改革を活かしていくほか、連結により得られる事務情報をもとに、財政健全化に向けた具体的な取組を推進	